ご契約のしおり・約款

プライムメモリー

積立利率変動型終身保険(20)(通貨指定型)

●この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
●為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

第一フロンティア生命
Daiichi Life Group

もくじ

ご契約のしおり　「ご契約のしおり」は、ご契約についての重要な事項、諸手続き、税務の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

目的別もくじ …… 3

主な保険用語のご説明 …… 5

お知らせとお願い …… 8

生命保険募集人 …… 8
ご契約お申込みのお手続きの際の留意点 …… 8
クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など） …… 9
元本欠損が生じる場合 …… 10
現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ …… 10

商品のしくみ …… 11

商品の特徴 …… 11
積立利率 …… 14
積立利率保証期間の更新 …… 15
市場価格調整 …… 16
為替リスク …… 18
保険料円貨入金特約 …… 19
保険料外貨入金特約 …… 19
円貨支払特約 …… 20
保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約 …… 21
円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型） …… 22
年金支払移行特約 …… 23
死亡給付金等の年金払特約 …… 24
保険契約者代理特約 …… 25

保険金のお支払い …… 27

保険金のお支払い …… 27
保険金をお支払いできない場合 …… 28

ご契約に際して …… 30

告知義務 …… 30
ご契約内容などの確認 …… 31
ご契約の成立と保障の責任開始期 …… 31

ご契約後について …… 33

解約と解約返還金 …… 33
基本保険金額の減額 …… 36
被保険者による保険契約者への解約の請求 …… 36
保険金の受取人によるご契約の存続 …… 36
保険契約者および死亡保険金受取人の変更 …… 37

住所などの変更・保険証券の再発行のお手続き …… 38
保険金のご請求方法 …… 38
保険金のお支払期限 …… 39
認知症介護保険金の代理請求 …… 40
保険金のご請求手続きの流れ …… 41
保険金の請求訴訟 …… 42
生命保険と税金 …… 42

お客さまにご負担いただく諸費用 …… 44
お客さまにご負担いただく諸費用 …… 44

会社・制度のご案内 …… 47
当社の組織形態 …… 47
個人情報の取扱い …… 47
本人特定事項などの確認 …… 47
米国法「ＦＡＴＣＡ」に関する確認 …… 47
税法上の居住地国などの届出 …… 47
支払査定時照会制度 …… 48
保険金額などの削減 …… 49
生命保険契約者保護機構 …… 49
金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ …… 50

約款・特約条項　「ご契約のしおり」とあわせてご一読され、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いします。

約款 …… 51
積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型） …… 51

特約条項 …… 73
保険料円貨入金特約 …… 73
保険料外貨入金特約 …… 74
円貨支払特約 …… 75
保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約 …… 86
円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型） …… 88
年金支払移行特約 …… 91
死亡給付金等の年金払特約 …… 98
保険契約者代理特約 …… 104

＊ 裏表紙の「説明事項ご確認のお願い」もご確認ください。

「積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）」お申込みの際の留意点

●募集代理店などによっては、取扱内容が異なる場合があります。募集代理店ごとの取扱内容は各契約概要に記載しています。（当社ホームページでもご確認いただけます。）
　＊ 「プライムメモリー」では「死亡・認知症介護保障型」は取り扱っておりません。
●金利情勢などによっては、お選びいただけない取扱内容があります。

＊ お申込後に当社から送付される「保険証券」でお申込内容をご確認のうえ、この冊子もあわせてご覧ください。

目的別もくじ

ご契約にあたって

保険用語の意味がわからない

主な保険用語のご説明 5ページ

申込みの手続きについて知りたい

ご契約お申込みのお手続きの際の留意点 8ページ

申込みを撤回したい

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など） 9ページ

告知について知りたい

告知義務 30ページ

いつから保障が開始されるのか知りたい

ご契約の成立と保障の責任開始期 31ページ

商品のしくみ

商品のしくみについて知りたい

商品のしくみ 11ページ

保険金のお支払い

保障内容について知りたい

保険金のお支払い 27 ページ

保険金が受け取れない場合について知りたい

保険金をお支払いできない場合 28 ページ

保険金の請求の流れについて知りたい

保険金のご請求方法 38 ページ

保険金のご請求手続きの流れ 41 ページ

ご契約後のお取扱い

保険を解約したい

解約と解約返還金 33 ページ

死亡保険金受取人を変更したい

保険契約者および死亡保険金受取人の変更 37 ページ

住所や名前が変わった

住所などの変更・保険証券の再発行のお手続き 38 ページ

税金について知りたい

生命保険と税金 42 ページ

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

あ	**一時払保険料充当金** （いちじばらいほけんりょうじゅうとうきん）	ご契約のお申込みの際にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。
	円貨最低保証額 （えんかさいていほしょうがく）	「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加した場合において、保障抑制期間中に被保険者が保険金の支払事由に該当した場合の保険金の支払額について円貨で最低保証される金額のことです。
	円貨払込金額 （えんかはらいこみきんがく）	「保険料円貨入金特約」を付加した場合において、円貨によりお払い込みいただくお金のことで、当社所定の為替レートで換算し、指定通貨建の一時払保険料に充当されます。
か	**外貨払込金額** （がいかはらいこみきんがく）	「保険料外貨入金特約」を付加した場合において、指定通貨と異なる外貨によりお払い込みいただくお金のことで、当社所定の為替レートで換算し、指定通貨建の一時払保険料に充当されます。
	解約返還金 （かいやくへんかんきん）	ご契約を解約または減額した場合に、保険契約者にお支払いするお金のことです。
	基本保険金額 （きほんほけんきんがく）	保障抑制期間経過後に保険金を支払う場合に基準となる金額のことで、一時払保険料、保険契約の型、保障抑制期間および契約日における積立利率などに基づき当社の定める方法により計算される金額となります。ただし、基本保険金額の減額が行われたときは、減額後の金額となります。 また、積立利率保証期間の更新の際、適用する積立利率が最低保証積立利率を上回っているときは、積立利率保証期間更新日以後の基本保険金額は、積立利率保証期間更新日における積立利率に基づき当社の定める方法により計算（増額）します。なお、積立利率保証期間更新日における被保険者の性別・年齢によっては、基本保険金額が増額されないことがあります。
	契約応当日 （けいやくおうとうび）	保険期間中に迎える毎月または毎年の契約日に対応する日のことで、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。
	契約年齢 （けいやくねんれい）	契約日における被保険者の年齢のことです。この年齢は満年齢で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。
	契約日 （けいやくび）	契約年齢・積立利率保証期間などを定める基準となる日のことです。この保険では当社の責任が開始される日となります。
	告知義務 （こくちぎむ）	ご契約のお申込みの際に、保険契約者と被保険者に健康状態などについて告知書（当社所定の端末を使用する方法を含みます。）で当社がおたずねする内容に対して、事実をありのまま正確にもれなくお知らせいただく義務のことをいいます。
	告知義務違反 （こくちぎむいはん）	告知書（当社所定の端末を使用する方法を含みます。）でおたずねした内容に対して、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあります。
さ	**市場価格調整** （しじょうかかくちょうせい）	解約などの際に市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるための手法のことです。ただし、最終の積立利率保証期間更新日以後は、市場価格調整を行いません。（この手法により、契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）と比して市場金利が上昇した場合は解約返還金額などが減少し、逆に低下した場合は解約返還金額などが増加する傾向にあります。）
	指定代理請求人 （していだいりせいきゅうにん）	被保険者が認知症介護保険金を請求できない特別な事情があるときに、被保険者の代理人として、その請求を行うことができる人のことをいいます。
	指定通貨 （していつうか）	ご契約のお申込みの際に１つご指定いただく通貨のことで、米ドル、豪ドル、円からご指定いただきます。この保険の金銭の授受はすべて指定通貨で行います。なお、指定通貨が外貨の場合、各種特約を付加することにより、指定通貨と異なる通貨で金銭の授受を行うことができます。
	死亡保険金 （しぼうほけんきん）	被保険者が死亡したときに支払われるお金のことです。
	死亡保険金受取人 （しぼうほけんきんうけとりにん）	死亡保険金を受け取る人のことです。

	主契約 （しゅけいやく）	保険契約のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことです。
	責任開始期 （せきにんかいしき）	当社がご契約上の保障を開始する時期のことです。
	責任準備金 （せきにんじゅんびきん）	将来の保険金を支払うために積み立てたお金（準備金）のことです。
た	**対顧客電信売相場（TTS）** （たいこきゃくでんしんうりそうば）	お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
	対顧客電信買相場（TTB） （たいこきゃくでんしんかいそうば）	お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
	対顧客電信売買相場仲値（TTM） （たいこきゃくでんしんばいばいそうばなかね）	対顧客電信売相場（TTS）と対顧客電信買相場（TTB）の中間の値です。
	積立金 （つみたてきん）	将来の保険金を支払うために積み立てたお金のことで、積立金額は、積立利率を適用し、経過年月数に応じて当社の定める方法により計算します。
	積立利率 （つみたてりりつ）	通貨の種類、保険契約の型、保障抑制期間および積立利率保証期間ごとに当社が定めた利率のことで、毎月２回（１日と 16 日）設定します。ただし、最終の積立利率保証期間の更新の際、適用する積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における当社所定の利率とします。積立利率は最低保証積立利率（指定通貨が外貨の場合は 1.00%、円貨の場合は 0.01%）を下回りません。
	積立利率保証期間 （つみたてりりつほしょうきかん）	同一の積立利率を適用する期間のことで、指定通貨、保険契約の型および契約年齢に応じて 10 年、15 年、20 年または 30 年となります。積立利率保証期間は、積立利率保証期間の満了日の翌日に更新前の積立利率保証期間と同一の期間で更新し、その日を積立利率保証期間更新日とします。ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢が当社所定の年齢（積立利率保証期間が 10 年の場合は 96 歳、15 年の場合は 91 歳、20 年の場合は 86 歳、30 年の場合は 81 歳）以上となる場合は、その更新を最終の更新とし、積立利率保証期間は終身とします。
	特約 （とくやく）	主契約と異なる特別なお約束をする目的や主契約の保障内容を充実させるために、主契約に付加するものです。特約のみでは、契約できません。
な	**認知症介護保険金** （にんちしょうかいごほけんきん）	保険契約の型が死亡・認知症介護保障型の場合で、被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として認知症と診断確定されたときまたは公的介護保険制度における要介護１以上の状態と認定されたときに支払われるお金のことです。この保険では、被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）が認知症介護保険金の受取人となります。
は	**被保険者** （ひほけんしゃ）	保険がかけられている人のことで、その人の生死などが保険の対象となります。
	保険期間 （ほけんきかん）	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことです。
	保険契約者 （ほけんけいやくしゃ）	当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容の変更の請求権など）および義務（保険料支払義務など）を持つ人のことです。
	保険契約者代理人 （ほけんけいやくしゃだいりにん）	「保険契約者代理特約」を付加した場合において、保険契約者がご契約に関する手続きを行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者の代理人として手続きを行うことができる人のことをいいます。
	保険契約の型 （ほけんけいやくのかた）	保険契約の締結の際にご指定いただく型のことです。この保険には死亡保障型と死亡・認知症介護保障型の２つの保険契約の型があります。 また、死亡・認知症介護保障型の場合、保険契約の締結の際に「告知あり」「告知なし」のいずれかをご指定いただきます。
	保険証券 （ほけんしょうけん）	保険契約の締結の際に交付する重要書類で、基本保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
	保険料 （ほけんりょう）	保険契約者からお払い込みいただくお金のことです。

	保障抑制期間 （ほしょうよくせいきかん）	保険金を支払う場合に基準となる金額を一時払保険料相当額とする期間のことです。 保障抑制期間は、死亡保障型の場合は契約日から９か月または契約日から５年のいずれかをご指定いただきます。 死亡・認知症介護保障型（告知あり）の場合は契約日から 10 か月、死亡・認知症介護保障型（告知なし）の場合は契約日から３年となります。
ま	**免責事由** （めんせきじゆう）	支払事由に該当しても、保険金をお支払いできない場合のことです。
や	**約款** （やっかん）	ご契約の締結から消滅までの契約内容を記載したものです。

お知らせとお願い

生命保険募集人

1 保険契約の「媒介」と「代理」

●生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

●生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。

2 生命保険募集人の権限

●当社の保険契約を取り扱う生命保険募集人（当社の社員・募集代理店の担当者）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

●また、ご契約の成立後にご契約内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要となります。

ご契約お申込みのお手続きの際の留意点

ご契約お申込みのお手続きに際してご留意いただきたいことがらはつぎのとおりです。

1 お申込み・告知

●お申込内容を十分お確かめのうえ、保険契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）でお手続きください。

●告知は健康状態などをお知らせいただくものです。被保険者ご自身で正確にお知らせ（告知）ください。

2 保険料などのお払込み

●一時払保険料に充当する金額などは、当社の指定した口座に送金することにより、お払い込みください。

3 お申込内容の確認

●ご契約をお引き受けしますと、当社は「保険証券」などをお送りします。お申込みの際の内容と相違していないかどうか、必ずお確かめください。

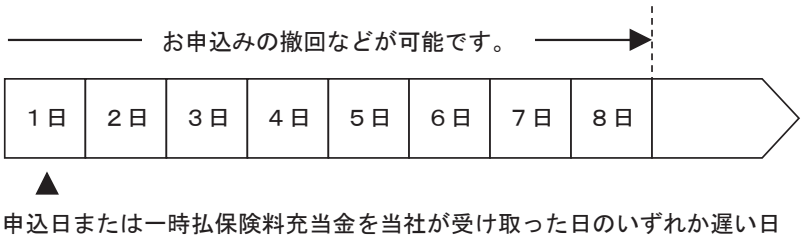
●万一、内容が相違していたり、ご不審の点がありましたら、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。

●「保険証券」は、契約上の諸手続きにかかせないものですので、大切に保管してください。

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）

お申込者または保険契約者（以下「お申込者など」といいます。）は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して８日以内（土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、当社への電磁的記録または書面によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回など」といいます。）をすることができます。

■イメージ図



申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日

1 お申出方法

(1) 電磁的記録

主たる窓口としている当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）の「ご契約者向けサービス・お手続き」よりお申し出ください。当社ホームページにてお申し出いただいた場合、お申込みの撤回などは、お手続きの完了画面が表示された時に効力を生じます。

(2) 書面

郵便（はがき、封書（※１））により以下のとおりお申し出ください。お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。

※１ 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

●お申出先

〒141－8712
日本郵便株式会社　大崎郵便局　郵便私書箱第 26 号
第一フロンティア生命保険株式会社　お客さまサービスセンター

●記入事項

① お申込みの撤回などをする旨
② お申込者などの氏名（自署）・フリガナ
③ お申込者などの住所・電話番号
④ お払い込みいただいた金額・通貨
⑤ ご本人名義の返金口座（銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人）
⑥（推奨）申込番号または証券番号 ※２
⑦（任意）お申込者のＥメールアドレス ※３

（記入例）米ドルでお払い込みいただいた場合

① 私は契約の申込みの撤回を行います。
② 第一（ダイイチ）　太郎（タロウ）
③ 〒123-4567　○○県○○市××1-2-3
TEL ○○-××××-○○○○
④ ○,○○○,○○○米ドル
⑤ ○○銀行　○○支店
普通　1234567　口座名義人　ダイイチ　タロウ
⑥ 申込番号:12-345-678901-23／証券番号:S1234-56789-01
⑦ xxxxx@xxxxx.com

※２ 確実・迅速な返金手続きのため、やむを得ない場合を除きご記入ください。

※３ 当社からのメールが受信可能なＥメールアドレスをご記入ください。ご記入いただいた場合、お手続き状況に関するお知らせを送信します。

2 返金する金額

お払い込みいただいた金額を、当社へお払い込みいただいた通貨でお申込者などに全額お返しいたします。

＊ 外貨でお受取りになる際には、返金口座として外貨預金口座をご指定ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご指定された場合、円貨に両替される場合があります。

⚠
・指定通貨が外貨の場合で、お申込者などが当社特約を用いずに募集代理店で円貨などを指定通貨に両替してお払い込みいただいたときは、指定通貨でお返しいたします。
・外貨でお受取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。

3 取扱いができない場合

●つぎの場合には、お申込みの撤回などの取扱いができません。

①ご契約の更新またはご契約の内容変更（保険金額・保険期間の変更、特約の中途付加など）の場合
②債務履行の担保のための保険契約である場合

4 その他

●当社は、お申込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。

●お申込みの撤回などの時点において保険金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申込者などが保険金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

元本欠損が生じる場合

●この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約を解約・減額する際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

●指定通貨が外貨の場合、この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した保険金額、解約返還金額などがご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

＊ 市場価格調整、為替リスク、解約控除についてはそれぞれＰ16、18、45 をご参照ください。

現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ

ご契約中の保険契約について解約、減額などの契約内容変更をするときには、一般的につぎのような場合、保険契約者にとって不利益となることがあります。

●ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約したときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々のご加入生命保険会社・ご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。

●ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して３年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金、給付金などが支払われないことがあります。

●ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

商品のしくみ

商品の特徴

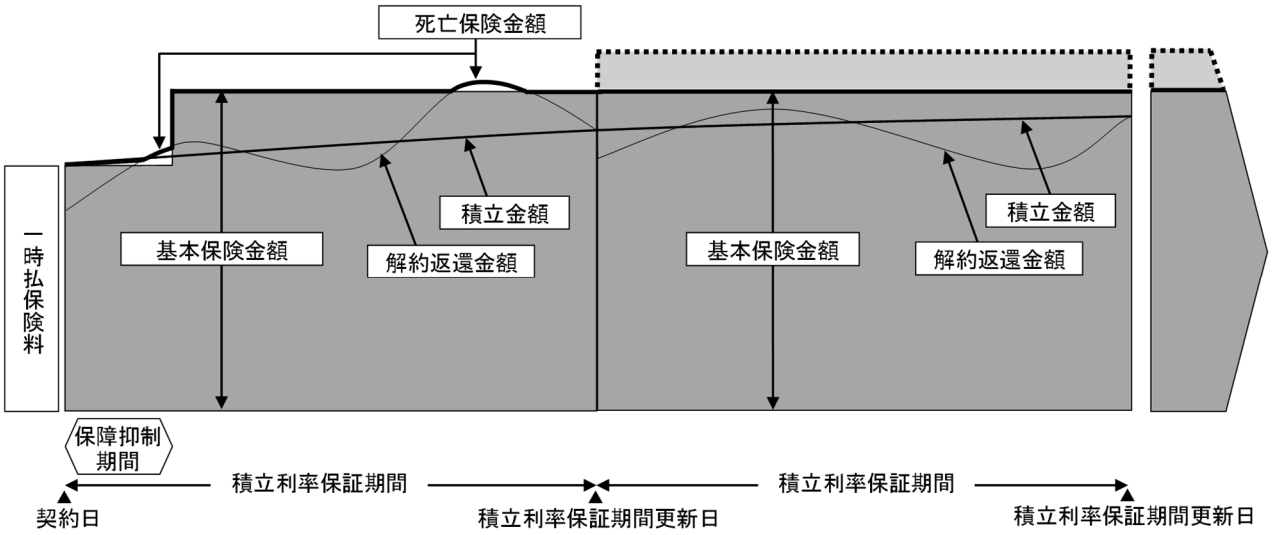
この保険は、通貨の種類、保険契約の型、保障抑制期間および積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率を定期的に見直し、最低保証積立利率を上回る場合には基本保険金額の見直しを行うしくみの保険料一時払方式の終身保険です。保障内容が異なる死亡保障型と死亡・認知症介護保障型の２つの保険契約の型を有します。

・この商品は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。

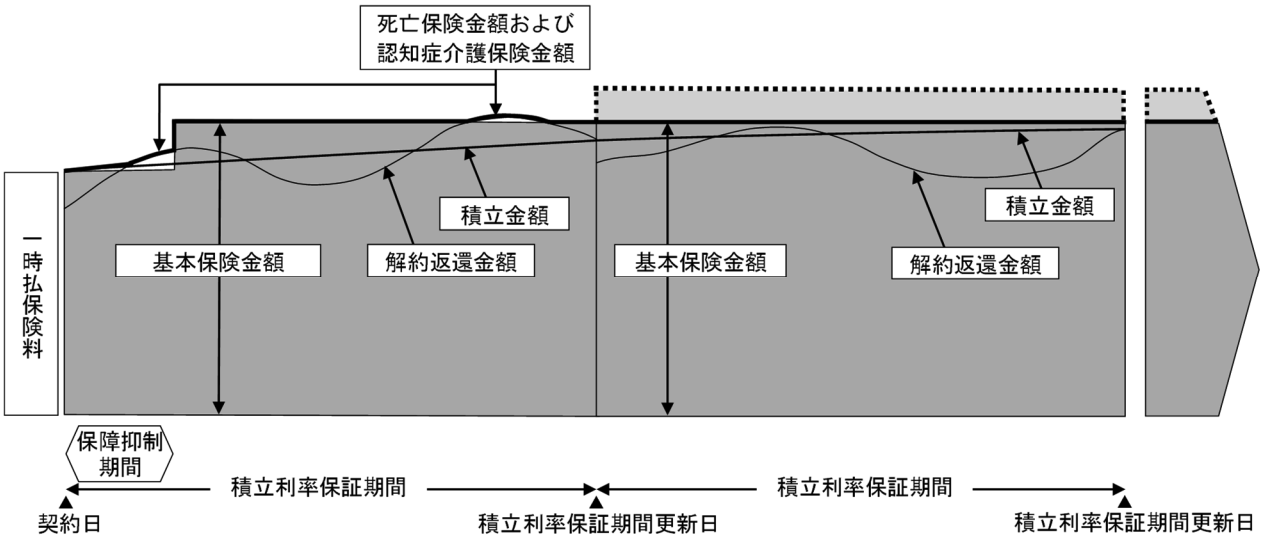
■商品のイメージ図（積立利率保証期間更新日の積立利率が最低保証積立利率の場合）

＊ 点線（┅┅）は、積立利率保証期間更新日の積立利率が最低保証積立利率を上回った場合の基本保険金額のイメージ

【死亡保障型】



【死亡・認知症介護保障型】



●基本保険金額とは、保障抑制期間経過後に保険金を支払う場合に基準となる金額をいい、一時払保険料、保険契約の型、保障抑制期間および契約日における積立利率などに基づき当社の定める方法により計算される金額となります。
積立利率保証期間の更新の際、適用する積立利率が最低保証積立利率を上回っているときは、積立利率保証期間更新日以後の基本保険金額は、積立利率保証期間更新日における積立利率に基づき当社の定める方法により計算します。
【詳細はP15をご参照ください】

●保障抑制期間とは、保険金を支払う場合に基準となる金額を一時払保険料相当額とする期間のことです。
【詳細はP12 1 をご参照ください】

1 死亡保障型と死亡・認知症介護保障型を有する終身保険です

●この保険には、死亡保障のみの死亡保障型と、死亡保障に加えて認知症および要介護状態に対する保障も有する死亡・認知症介護保障型の２つの保険契約の型があり、ご契約のお申込みの際にいずれかをご指定いただきます。（※１）

●死亡・認知症介護保障型の場合、ご契約のお申込みの際に「告知あり」「告知なし」のいずれかをご指定いただきます。

●保障抑制期間は、死亡保障型の場合は契約日から９か月または契約日から５年のいずれかをご指定いただきます。
死亡・認知症介護保障型（告知あり）の場合は契約日から 10 か月、死亡・認知症介護保障型（告知なし）の場合は契約日から３年となります。（※１）

※１ ご契約後、保険契約の型および保障抑制期間の変更はできません。

●死亡保障型の場合、被保険者が死亡したときに死亡保険金をお支払いします。

●死亡・認知症介護保障型の場合、被保険者が死亡したときに死亡保険金を、被保険者が認知症と診断確定されたときまたは公的介護保険制度における要介護状態に該当したときに認知症介護保険金をお支払いします。保険金のお支払いは死亡保険金または認知症介護保険金のいずれか一方のみとなります。【詳細はＰ27 をご参照ください】

●被保険者が保険金の支払事由に該当したときには、つぎの金額をお支払いします。

被保険者が保障抑制期間中に保険金の支払事由に該当したとき	被保険者が支払事由に該当した時の一時払保険料相当額（基本保険金額を減額した場合には、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。）、積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額
被保険者が保障抑制期間経過後に保険金の支払事由に該当したとき	被保険者が支払事由に該当した時の基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい額

●通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に、１つご指定いただきます。

●この保険の保険料のお払込みや保険金のお支払いなど、ご契約にかかわる金銭の授受はすべて指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）で行います。（※２）

※２ 指定通貨が外貨の場合、「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」または「円貨支払特約」を付加することにより、指定通貨と異なる通貨で金銭の授受を行うことができます。【詳細はＰ19～Ｐ20 をご参照ください】
また、保険金などを外貨でお受取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまにご用意いただく必要があります。なお、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

⚠ ・指定通貨建の保険金額は指定通貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。ただし、指定通貨が外貨の場合、為替相場の変動による影響があることから、お支払時の為替レートで円貨に換算した保険金額は、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

2 積立金と積立利率について

●積立金とは、将来の保険金のお支払いに充てるために積み立てたお金のことをいい、積立金額は、積立利率を適用し経過年月数に応じて当社の定める方法により計算します。

●積立利率は、通貨の種類、保険契約の型、保障抑制期間および積立利率保証期間ごとに、毎月２回（１日と 16 日）設定します。なお、積立利率は最低保証積立利率（指定通貨が外貨の場合は 1.00%、円貨の場合は 0.01%）を下回りません。【詳細はＰ14 をご参照ください】

●契約日における積立利率はご契約時の積立利率保証期間の満了日まで適用されます。また、積立利率保証期間を更新した場合、積立利率保証期間更新日における積立利率がその期間の満了日まで適用されます。

⚠ ・お申込みから契約日までの間に積立利率が変更された場合、契約日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。

3 積立利率保証期間について

●積立利率保証期間とは、同一の積立利率を適用する期間のことをいい、指定通貨、保険契約の型および契約年齢に応じて 10 年、15 年、20 年または 30 年となります。なお、積立利率保証期間の変更はできません。

●積立利率保証期間は、積立利率保証期間の満了日の翌日に更新前の積立利率保証期間と同一の期間で更新し、その日を積立利率保証期間更新日とします。

・積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢が当社所定の年齢（積立利率保証期間が 10 年の場合は 96 歳、15 年の場合は 91 歳、20 年の場合は 86 歳、30 年の場合は 81 歳）以上となる場合は、この更新を最終の更新とし、その日以後、積立利率保証期間は終身とします。

・この場合、積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における当社所定の利率とします。

・契約年齢によっては、積立利率保証期間の更新が１回となる場合があります。

4 解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回ることがあります

・この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるための市場価格調整を行うこと、解約・減額する際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

・指定通貨が外貨の場合、この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した解約返還金額などがご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

＊ 市場価格調整、為替リスク、解約控除についてはそれぞれＰ16、18、45 をご参照ください。

5 保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約について

●指定通貨が外貨の場合、「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加することにより、保障抑制期間中の保険金について、支払額を円貨で最低保証することができます。【詳細はＰ21 をご参照ください】

6 円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）について

●指定通貨が外貨の場合、「円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）」を付加することにより、主契約を円貨建の終身保険に移行することができます。【詳細はＰ22 をご参照ください】

7 死亡給付金等の年金払特約について

●「死亡給付金等の年金払特約」を付加することにより、保険金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。【詳細はＰ24 をご参照ください】

8 その他

●この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。

●この保険には、契約者貸付制度はありません。

積立利率

●積立利率は、通貨の種類、保険契約の型、保障抑制期間および積立利率保証期間ごとに設定するものとし、当社が積立利率を設定する日の３営業日前の日（＝積立利率計算日）において定めたつぎの率から、ご契約の締結・維持などに必要な費用および保険金を支払うための費用の率（＝保険契約関係費率）を差し引いた利率となります。

米ドル	積立利率計算日の前日における直前３日（当社が指標金利を取得する３日に限ります。）の指標金利の平均値に最大 1.0%（※）を加えた率を上限とし、最大 1.5%（※）を減じた率を下限とする範囲内で定めた率
豪ドル	積立利率計算日における直前３日（当社が指標金利を取得する３日に限ります。）の指標金利の平均値に最大 1.5%（※）を加えた率を上限とし、最大 1.0%（※）を減じた率を下限とする範囲内で定めた率
円	積立利率計算日における直前３日（当社が指標金利を取得する３日に限ります。）の指標金利の平均値に最大 1.0%（※）を増減させた範囲内で定めた率

※ 指標金利と実際の運用資産との金利差および積立利率計算日から実際の運用開始までの金利リスクなどを考慮して、上限および下限を定めています。

●指標金利は、つぎの利回りとします。

通貨の種類	保険契約の型	積立利率保証期間	利回り
米ドル	死亡保障型	10 年	加重平均インデックス利回り（対象年限５年）と加重平均インデックス利回り（対象年限 10 年）を単純平均したもの
		30 年	加重平均インデックス利回り（対象年限 10 年）と加重平均インデックス利回り（対象年限 20 年）を単純平均したもの
	死亡・認知症介護保障型	10 年	加重平均インデックス利回り（対象年限５年）
		30 年	加重平均インデックス利回り（対象年限 10 年）と加重平均インデックス利回り（対象年限 20 年）を単純平均したもの
豪ドル	死亡保障型	10 年	豪ドル 10 年金利スワップレート
		20 年	豪ドル 10 年金利スワップレートおよび豪ドル 20 年金利スワップレートを単純平均したもの
	死亡・認知症介護保障型	20 年	豪ドル 10 年金利スワップレートおよび豪ドル 20 年金利スワップレートを単純平均したもの
円	死亡保障型	15 年	残存期間 10 年の日本国債の流通利回り
		30 年	残存期間 20 年の日本国債の流通利回り
	死亡・認知症介護保障型	15 年	残存期間５年の日本国債の流通利回り
		30 年	残存期間 10 年の日本国債の流通利回りおよび残存期間 20 年の日本国債の流通利回りを単純平均したもの

＊ 加重平均インデックス利回りについては、普通保険約款の備考（別表３）「加重平均インデックス利回り」（Ｐ70）をご参照ください。

＊ 豪ドル金利スワップレートは「豪ドル金利スワップレート（固定受け、変動払い（BBSW））」です。使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

●積立利率は、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

●当社は、上表の利回りが算出されなくなったときや長期間にわたってこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化によって上表の利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、当社は、指標金利を変更する日の２か月前までにその旨を保険契約者に通知します。

●最終の積立利率保証期間の更新の際、適用する積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における当社所定の利率とします。

●積立利率は最低保証積立利率（指定通貨が外貨の場合は 1.00%、円貨の場合は 0.01%）を下回りません。

◆高額優遇制度（死亡保障型のみ対象となります）

●払込金額が 400,000 米ドル、500,000 豪ドル、5,000 万円以上の場合、当社所定の利率を上乗せした積立利率を適用します。

＊ ご契約時の金利情勢などによっては、上乗せがされない場合があります。

＊ 積立利率保証期間の更新後は、積立利率の上乗せは行いません。

積立利率保証期間の更新

●積立利率保証期間は、積立利率保証期間の満了日の翌日に更新前の積立利率保証期間と同一の期間で更新し、その日を積立利率保証期間更新日とします。

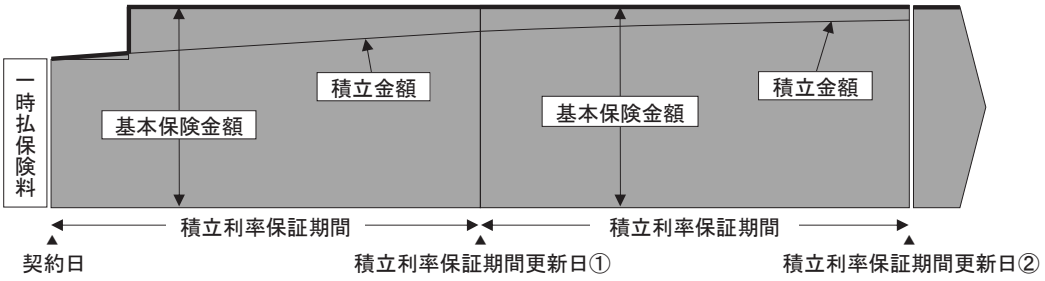
●積立利率保証期間更新日における積立利率を更新日からその期間の満了日まで適用します。

●積立利率保証期間更新日における積立利率が最低保証積立利率を上回っているときは、積立利率保証期間更新日以後の基本保険金額は、積立利率保証期間更新日における積立利率に基づき当社の定める方法により計算（増額）します。

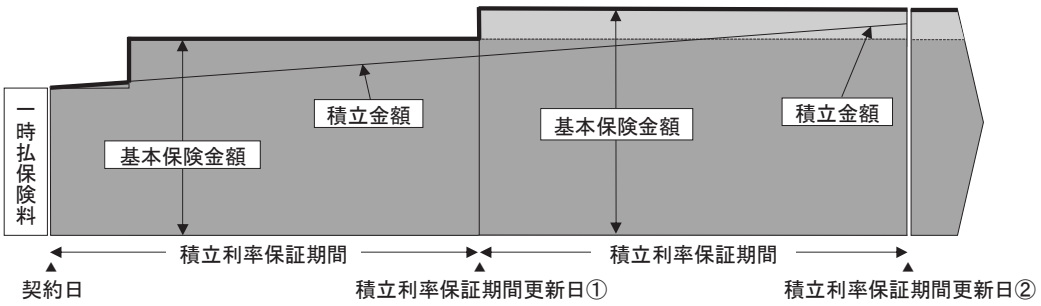
＊ 積立利率保証期間更新日における被保険者の性別・年齢によっては、基本保険金額が増額されないことがあります。

■積立利率保証期間の更新のイメージ図

●積立利率保証期間更新日①における積立利率が最低保証積立利率の場合



●積立利率保証期間更新日①における積立利率が最低保証積立利率を上回り、基本保険金額が増額される場合



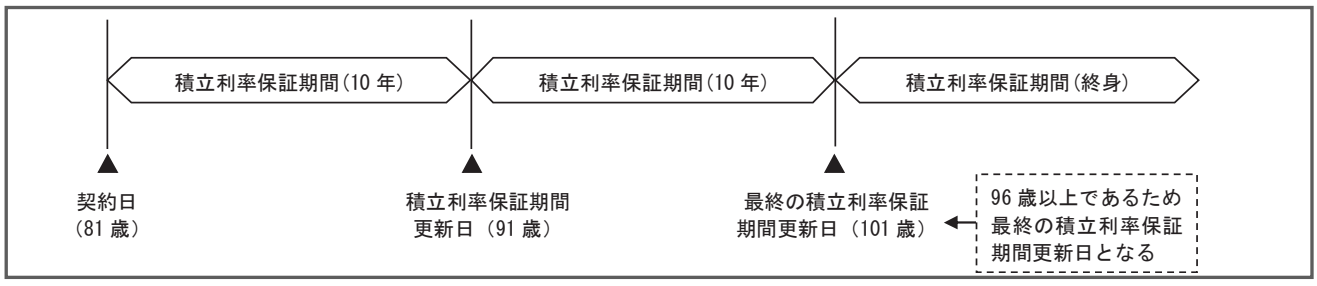
【最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱い】

・積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢が当社所定の年齢（積立利率保証期間が 10 年の場合は 96 歳、15 年の場合は 91 歳、20 年の場合は 86 歳、30 年の場合は 81 歳）以上となる場合は、この更新を最終の更新とし、その日以後、積立利率保証期間は終身とします。

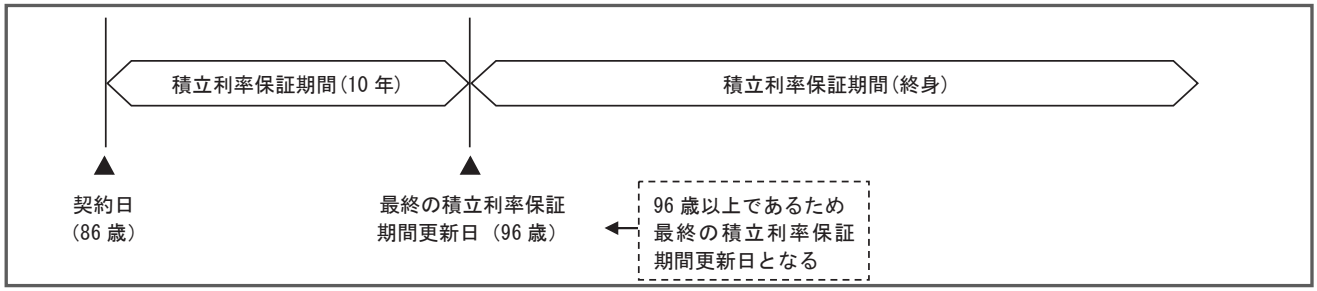
・この場合、積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における当社所定の利率とします。また、解約返還金額は解約返還金計算日の積立金額となります。（市場価格調整は行いません。また、解約控除はかかりません。）

■最終の更新のイメージ図（積立利率保証期間 10 年の場合の例）

①契約年齢 81 歳の場合の例



②契約年齢 86 歳の場合の例



市場価格調整

この保険では、解約や基本保険金額を減額する場合、「円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）」を付加して円貨建の終身保険に移行する場合、「年金支払移行特約」を付加して年金支払に移行する場合などに、市場価格調整を行います。

●市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるための手法のことをいいます。解約返還金額などの計算に際して、その時の市場金利に応じて計算される運用資産の時価と、適用されている積立利率に基づき計算された積立金額とのかい離を調整することで、運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させます。

●市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率（※１）}}{1 + \text{解約返還金計算日の市場価格調整用利率（※２）} + \text{当社の定める率（※３）}} \right)^{\text{月数（※４）}/12}$$

※１ 適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。

※２ 解約返還金計算日の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日を契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）とみなした場合に、当社の定める方法により計算される、この保険と同一の通貨の種類および保険契約の型でこの保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

※３ 当社の定める率は、0.10%とします。

※４ 月数とは、保険契約の型および積立利率保証期間ごとに、残存月数（積立利率保証期間の満了日までの月数をいい、１か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）に応じてつぎのとおりとします。

保険契約の型	残存月数		月数
死亡保障型	60か月以下		残存月数×0.60
	61か月以上		残存月数×0.56＋2.4か月
死亡・認知症介護保障型	積立利率保証期間が10年または15年	60か月以下	残存月数×0.50
		61か月以上	残存月数×0.25＋15.0か月
	積立利率保証期間が20年または30年	60か月以下	残存月数×0.60
		61か月以上	残存月数×0.36＋14.4か月

＊ 市場価格調整用利率は、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

＊ 解約返還金額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月１日と 16 日）と解約返還金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数（0.10%）を設定しています。

このため、契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）の市場金利と解約返還金計算日の市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

■積立金額に対して控除される率の例（契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）と解約返還金計算日に適用される市場価格調整用利率が1.00%の場合）

【死亡保障型の場合】

残存年数（※５）		30年	29年	28年	27年	26年	25年	24年	23年	22年	21年
積立利率保証期間	10年、15年、20年、30年	1.67%	1.61%	1.56%	1.51%	1.45%	1.40%	1.34%	1.29%	1.23%	1.18%

残存年数		20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
積立利率保証期間	10年、15年、20年、30年	1.12%	1.07%	1.01%	0.96%	0.90%	0.85%	0.79%	0.74%	0.68%	0.63%

残存年数		10年	９年	８年	７年	６年	５年	４年	３年	２年	１年
積立利率保証期間	10年、15年、20年、30年	0.57%	0.52%	0.46%	0.41%	0.35%	0.30%	0.24%	0.18%	0.12%	0.06%

【死亡・認知症介護保障型の場合】

残存年数（※５）		30 年	29 年	28 年	27 年	26 年	25 年	24 年	23 年	22 年	21 年
積立利率	10 年、15 年	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
保証期間	20 年、30 年	1.18%	1.15%	1.11%	1.08%	1.04%	1.01%	0.97%	0.94%	0.90%	0.87%

残存年数		20 年	19 年	18 年	17 年	16 年	15 年	14 年	13 年	12 年	11 年
積立利率	10 年、15 年	―	―	―	―	―	0.50%	0.47%	0.45%	0.42%	0.40%
保証期間	20 年、30 年	0.83%	0.79%	0.76%	0.72%	0.69%	0.65%	0.62%	0.58%	0.55%	0.51%

残存年数		10 年	９年	８年	７年	６年	５年	４年	３年	２年	１年
積立利率	10 年、15 年	0.37%	0.35%	0.32%	0.30%	0.27%	0.25%	0.20%	0.15%	0.10%	0.05%
保証期間	20 年、30 年	0.48%	0.44%	0.40%	0.37%	0.33%	0.30%	0.24%	0.18%	0.12%	0.06%

※５ 積立利率保証期間の満了日までの残存年数とします。

⚠
- 市場価格調整の手法により、解約などをする際に、契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）と比して市場金利が上昇した場合は解約返還金額などが減少し、逆に市場金利が低下した場合は解約返還金額などが増加する傾向にあります。
- 積立利率保証期間更新日から一定期間は、市場金利に変動がない場合でも、解約返還金額などが直前の積立利率保証期間満了時の解約返還金額などを下回る傾向にあります。

●この保険の解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。【解約返還金額の計算方法の詳細はP33 をご参照ください】

解約返還金額 ＝ 解約返還金計算日の積立金額 × （ １ － 市場価格調整率 ） － 解約控除の額（※６）

※６ 契約日の 10 年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

＊ 最終の積立利率保証期間更新日以後は、解約返還金額は解約返還金計算日の積立金額となります。（市場価格調整は行いません。また、解約控除はかかりません。）

為替リスク

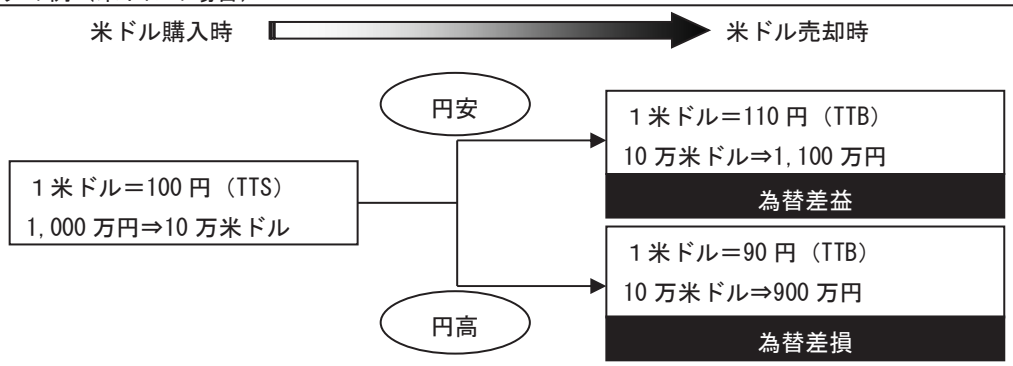
◆指定通貨が外貨の場合に生じるリスクです。

●為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。
●この保険は、指定通貨が外貨の場合、為替相場の変動による影響を受けます。

・為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した保険金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した保険金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り損失が生じる場合があります。

●この保険にかかる為替リスクは、保険契約者または保険金の受取人に帰属します。

■為替リスクの例（米ドルの場合）



●対顧客電信売相場（TTS）…お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
●対顧客電信買相場（TTB）…お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
●対顧客電信売買相場仲値（TTM）…対顧客電信売相場（TTS）と対顧客電信買相場（TTB）の中間の値です。
＊ 為替相場に変動がない場合（TTMが同値の場合）でも、TTS・TTBには差があるため、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。

保険料円貨入金特約

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、円貨で金銭をお払い込みいただき、その金額を指定通貨建の一時払保険料に充当することができます。

●円貨でお払い込みいただく金額（以下「円貨払込金額」といいます。）の指定通貨建の一時払保険料への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額を当社が受領する日（※１）における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（※２）を上限とする当社所定の為替レート（※３）となります。

※１ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※２ １日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※３ 「TTM＋50 銭」とします。（2026 年 11 月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

保険料外貨入金特約

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、指定通貨と異なる外貨で金銭をお払い込みいただき、その金額を指定通貨建の一時払保険料に充当することができます。

●お払い込みいただける通貨の種類は、指定通貨が米ドルの場合は豪ドル、指定通貨が豪ドルの場合は米ドルとなります。

●指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただく金額（以下「外貨払込金額」といいます。）の指定通貨建の一時払保険料への換算に適用する為替レートは、外貨払込金額を当社が受領する日（※１）における当社が指標として指定する金融機関が公示するお払い込みいただく外貨の対顧客電信買相場（TTB）（※２）を指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（※２）で除すことによって得られるレートを下限とする当社所定の為替レート（※３）となります。

※１ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※２ １日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※３ 「（払込通貨の TTM－25 銭）÷（指定通貨の TTM＋25 銭）」とします。（2026 年 11 月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

円貨支払特約

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、主契約の保険金などを円貨により受け取ることができます。

●この特約は、保険金などのご請求の際に、保険金の受取人などからのお申出により付加できます。

●外貨建の保険金などの円貨への換算に適用する為替レートは、下表の円貨に換算する日における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※１）を下限とする当社所定の為替レート（※２）となります。

※１　１日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※２　「TTM－50 銭」とします。（2026 年 11 月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

■お申出いただく方および円貨に換算する日は、項目ごとにつぎのとおりとなります。

項目	お申出いただく方	円貨に換算する日
①死亡保険金	死亡保険金受取人	請求に必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日（※３）
②認知症介護保険金	被保険者（※４）	
③解約返還金	保険契約者	
④「死亡給付金等の年金払特約」による特約年金（※５）（※６）	特約年金受取人	
⑤「年金支払移行特約」による特約年金（※５）（※６）（※７）	特約年金受取人	特約年金支払開始日（※３）
⑥その他の返還金	保険契約者	返還金を当社が支払う日

※３　その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※４　保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者とします。

※５「円貨支払特約」の付加は第１回の特約年金の請求の際に限ります。また、「円貨支払特約」を付加した場合、以後、外貨で受け取ることはできません。

※６　「円貨に換算する日」の当社所定の為替レートで、年金に移行する部分の保険金額（④の場合）または特約年金原資額（⑤の場合）を円貨に換算し、その金額をもとに特約年金額を計算します。

※７　円貨に換算した特約年金額が当社所定の金額に満たない場合および年金支払期間中に支払われるべき円貨に換算した特約年金の合計額が円貨に換算した特約年金原資額に満たない場合は、「円貨支払特約」の付加は取り扱いません。

保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、主契約の保障抑制期間中の保険金について、支払額を円貨で最低保証することができます。

●この特約は、ご契約の締結の際に保険契約者からのお申出により、当社の定める範囲で付加することができます。

●この特約を付加した場合、主契約の保障抑制期間中の保険金は円貨でお支払いします。

●主契約の保障抑制期間中に被保険者が保険金の支払事由に該当した場合には、つぎの（1）（2）のいずれか大きい金額を保険金としてお支払いします。

（1）主契約の指定通貨建の保険金の支払額を、保険金の請求に必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日（※１）における当社所定の為替レート（※２）を用いて円貨に換算した金額

※１ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※２ 当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）を下限とする当社所定の為替レート（※３）となります。１日のうちに対顧客電信買相場（TTB）の公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※３ 「TTM－50銭」とします。（2026年11月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

（2）円貨最低保証額（※４）

※４ 主契約の一時払保険料の払込方法に応じて、つぎの金額とします。基本保険金額を減額した場合には、円貨最低保証額については、減額前の主契約の基本保険金額と減額後の主契約の基本保険金額と同一割合で減額した金額とします。

払込方法	円貨最低保証額
主契約の一時払保険料を指定通貨で払い込んだ場合	主契約の指定通貨建の一時払保険料を、主契約の一時払保険料（充当金）を当社が受け取った日（※５）における当社所定の為替レート（※６）を用いて円貨に換算した金額
主契約の一時払保険料を「保険料外貨入金特約」を付加して指定通貨と異なる外貨で払い込んだ場合	
主契約の一時払保険料を「保険料円貨入金特約」を付加して円貨で払い込んだ場合	円貨払込金額

※５ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※６ 当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）を上限とする当社所定の為替レート（※７）となります。１日のうちに対顧客電信売相場（TTS）の公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※７ 「TTM＋50銭」とします。（2026年11月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

●この特約のみの解約は取り扱いません。

●「年金支払移行特約」を付加した場合および保障抑制期間が満了した場合は、この特約は消滅したものとみなします。

⚠

・この特約を付加した場合の基本保険金額は、積立金から保障抑制期間中の保険金の支払額を円貨で最低保証するための費用を控除する前提で計算します。そのため、この特約を付加しない場合の基本保険金額と比して小さい金額となります。

・保障抑制期間の経過後は、保険金の支払額について円貨での最低保証はありません。

円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）

◆指定通貨が外貨の場合に付加することができる特約です。

この特約を付加することにより、主契約を円貨建の終身保険に移行することができます。

●この特約は、保障抑制期間が９か月または 10 か月の場合は契約日から起算して１年が経過した日以後、保障抑制期間が３年または５年の場合は保障抑制期間が経過した日以後、保険契約者からのお申出により、当社の承諾を得て、付加することができます。ただし、「年金支払移行特約」が付加されている場合は、この特約の付加は取り扱いません。

●この特約を付加した場合、当社がこの特約の付加のお申込みをお客さまサービスセンターで受け付けた日（特約付加の申込書類に不備がある場合は、完備した日とします。以下「特約申込日」といいます。）の翌日（以下「移行日」といいます。）に円貨建の終身保険に移行します。

●移行後基本保険金額は、移行日に、特約申込日における主契約の解約返還金額の円換算額（※１）をもとに、移行日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算します。この場合、移行日における被保険者の満年齢をもとに計算します。

※１ 特約申込日（※２）における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※３）を下限とする当社所定の為替レート（※４）を用いて円貨に換算した金額とします。

※２ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※３ １日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※４ 「TTM－50 銭」とします。（2026 年 11 月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

●移行後基本保険金額は、特約申込日における主契約の死亡保険金額の円換算額を限度とし、かつ、この特約を付加した既契約の移行後基本保険金額およびその他の終身保険の死亡保険金額などを通算して当社所定の金額以下となることを要します。これらをこえることとなる場合には、そのこえる部分に対応する特約申込日における主契約の解約返還金額の円換算額を保険契約者にお支払いします。

●移行後基本保険金額が当社所定の金額に満たない場合は、この特約の付加は取り扱いません。



・移行後基本保険金額は、多くの場合、特約申込日における主契約の基本保険金額の円換算額を下回ります。

【移行日以後の取扱い】

●ご契約にかかわる金銭のお支払いは、すべて円貨で行います。

●主契約の保険契約の型が死亡保障型の場合は死亡保険金を、死亡・認知症介護保障型の場合は死亡保険金または認知症介護保険金のいずれか一方をお支払いします。

●死亡保険金の支払事由は、被保険者が死亡したときとし、死亡保険金額は被保険者が死亡した時の移行後基本保険金額とします。

●認知症介護保険金の支払事由は、被保険者が主契約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、普通保険約款に定める認知症と診断確定されたときまたは普通保険約款に定める要介護状態に該当したときとし、認知症介護保険金額は被保険者が認知症介護保険金の支払事由に該当した時の移行後基本保険金額とします。

●解約返還金額は、経過に応じて計算した金額とします。（市場価格調整は行いません。）

●移行後基本保険金額の減額を取り扱います。（ただし、減額後の移行後基本保険金額が当社所定の金額以上となることを要します。）

年金支払移行特約

この特約を付加することにより、将来の保険金のお支払いにかえて、年金支払に移行することができます。

●この特約は、主契約の契約日から起算して１年以上経過しているときで被保険者の年齢が 90 歳以下の場合に限り、保険契約者からのお申出により付加できます。

●特約年金の種類は確定年金とし、この特約のお申込時に、年金支払期間および特約年金受取人を保険契約者にご指定いただきます。

●第１回の特約年金の支払日（以下「特約年金支払開始日」といいます。）は、当社がこの特約の付加のお申込みをお客さまサービスセンターで受け付けた日（特約付加の申込書類に不備がある場合は、完備した日とします。）の翌日となります。第２回以後の特約年金支払日は特約年金支払開始日の年単位の応当日となります。

⚠ ・特約年金額は、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金相当額を特約年金原資額として、特約年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて計算します。

●特約年金額が当社所定の金額に満たない場合および年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金相当額に満たない場合は、この特約の付加は取り扱いません。

●特約年金支払開始日以後、特約年金のお支払いにかえて、特約年金の一括払を請求することもできます。この場合のお支払額は残余年金支払期間の未払特約年金の現価となります。

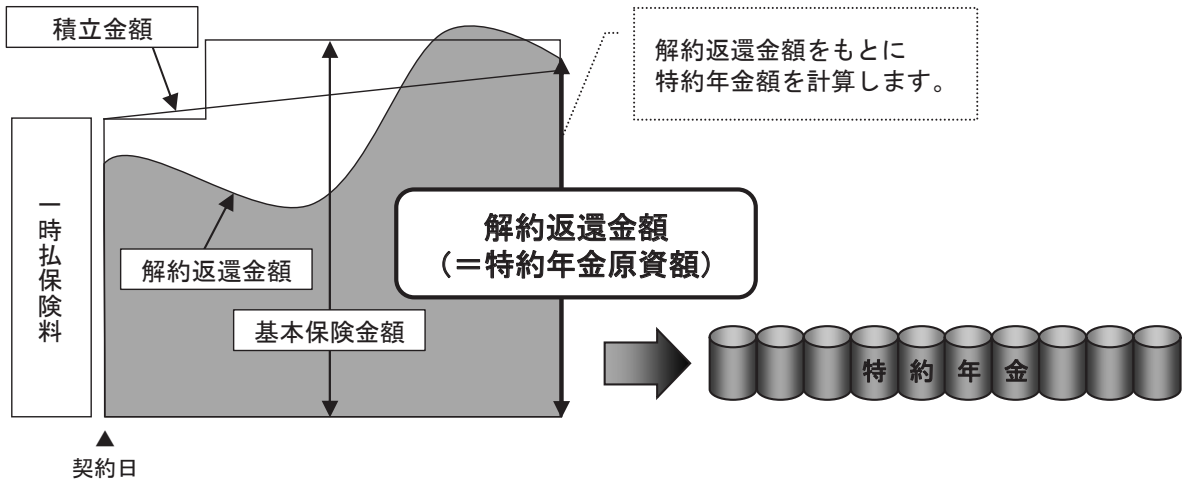
●この特約を付加した場合、主契約の解約およびこの特約のみの解約は取り扱いません。

【特約年金のお支払い】

	お支払事由	お支払額	受取人
確定年金	被保険者が年金支払期間（※）中の毎年の特約年金支払日に生存しているとき	特約年金額	特約年金受取人
	被保険者が特約年金支払開始日から年金支払期間中の最後の特約年金支払日の前日までに死亡したとき	残余年金支払期間の未払特約年金の現価	特約年金受取人

※ ３年、５年および 10 年の中から年金支払期間を選択いただきます。

■イメージ図



死亡給付金等の年金払特約

この特約を付加することにより、保険金の全部または一部を年金で受け取ることができます。

＊ 死亡保険金は全部を、認知症介護保険金は全部または一部を年金で受け取ることができます。

●この特約は、保険金の支払事由の発生前に限り、保険契約者からのお申出により付加できます。

●特約年金の支払回数は、この特約のお申込時に当社所定の回数（５回、10 回、15 回、20 回、25 回、30 回、35 回、40 回）から選択いただきます。また、保険金の支払事由の発生前で当社所定の基準を満たす場合に限り、支払回数の変更を取り扱います。（※）

※ 保険金の支払事由の発生後であっても、特約年金額が当社所定の金額に満たない特約年金受取人がいる場合で、変更後の回数により新たに計算した特約年金額が当社所定の金額以上となるときは、その特約年金受取人にお支払いする特約年金の支払回数の変更を取り扱います。

●認知症介護保険金の一部を年金で受け取る場合は、認知症介護保険金のうち一時金で受け取る割合を指定してください。

●第１回の特約年金の支払日（以下「特約年金支払開始日」といいます。）は保険金の支払事由が生じた日となります。
第２回以後の特約年金の支払日は特約年金支払開始日の年単位の応当日となります。

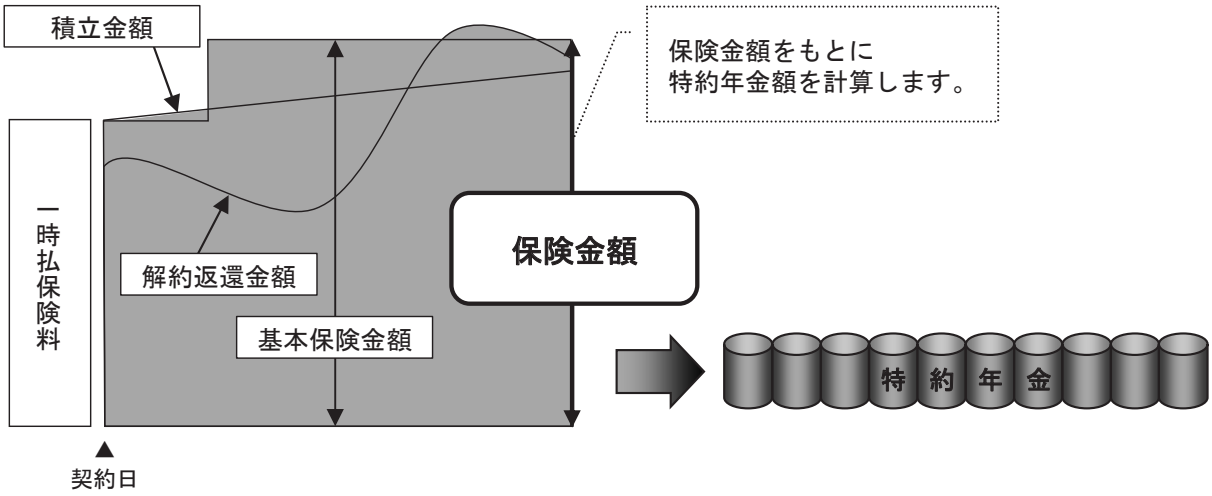
⚠ ・特約年金額は、この特約の付加時点で定まるものではありません。特約年金額は、保険金額（一部を年金で受け取る場合は保険金額から一時金で受け取る金額を指し引いた額）を年金原資額として、保険金の支払事由が生じた日における基礎率など（予定利率など）に基づいて計算します。（特約年金受取人が複数の場合は、各特約年金受取人についてそれぞれ計算します。）

●特約年金額が当社所定の金額に満たないときは、その特約年金受取人について、特約年金のお支払いにかえて、保険金を一時金にてお支払いします。なお、特約年金受取人が複数の場合は、各特約年金受取人についてそれぞれ当社所定の金額とします。

●特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金のお支払いにかえて特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。（特約年金受取人が複数の場合は、特約年金受取人ごとに請求することができます。）

●この特約の解約は、保険金の支払事由の発生前に限り取り扱います。

■イメージ図



「円貨支払特約」、「円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）」、「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」については、2026 年 11 月現在のお取扱いをご説明しており、将来変更することがあります。
ご契約後に特約の付加を検討される場合は、お客さまサービスセンターにご連絡ください。

保険契約者代理特約

この特約を付加することにより、保険契約者（年金支払に移行後は、年金の受取人とします。以下同じ。）が被保険者の同意（被保険者の死亡後はこれを要しません。以下同じ。）および当社の承諾を得てあらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者がご契約に関する手続きを行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者に代わって手続きを行うことができます。

1 代理手続きができる場合

●保険契約者がつぎのいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者に代わってご契約に関する手続きを行うことができます。

(1) 認知症などにより手続きを行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
(2) (1)に準じる状態であると当社が認めた場合

2 代理手続きの対象となる手続き

●保険契約者代理人は、保険契約の解約等、保険契約者が行うことができる手続きを代理することができます。(※) ただし、つぎの手続きは代理手続きの対象外です。

・保険契約者の変更
・保険金等の受取人の変更
・保険契約者代理人および指定代理請求人の変更
・認知症介護保険金の請求

※ 保険契約者と保険金等の受取人が同一人の場合、保険金等の受取人が行うことができる請求手続きも代理することができます。

⚠
・保険契約者代理人は認知症介護保険金の請求を代理することはできません。(指定代理請求人による代理請求が可能です。)
＊ 認知症介護保険金の代理請求についてはＰ40 をご参照ください。

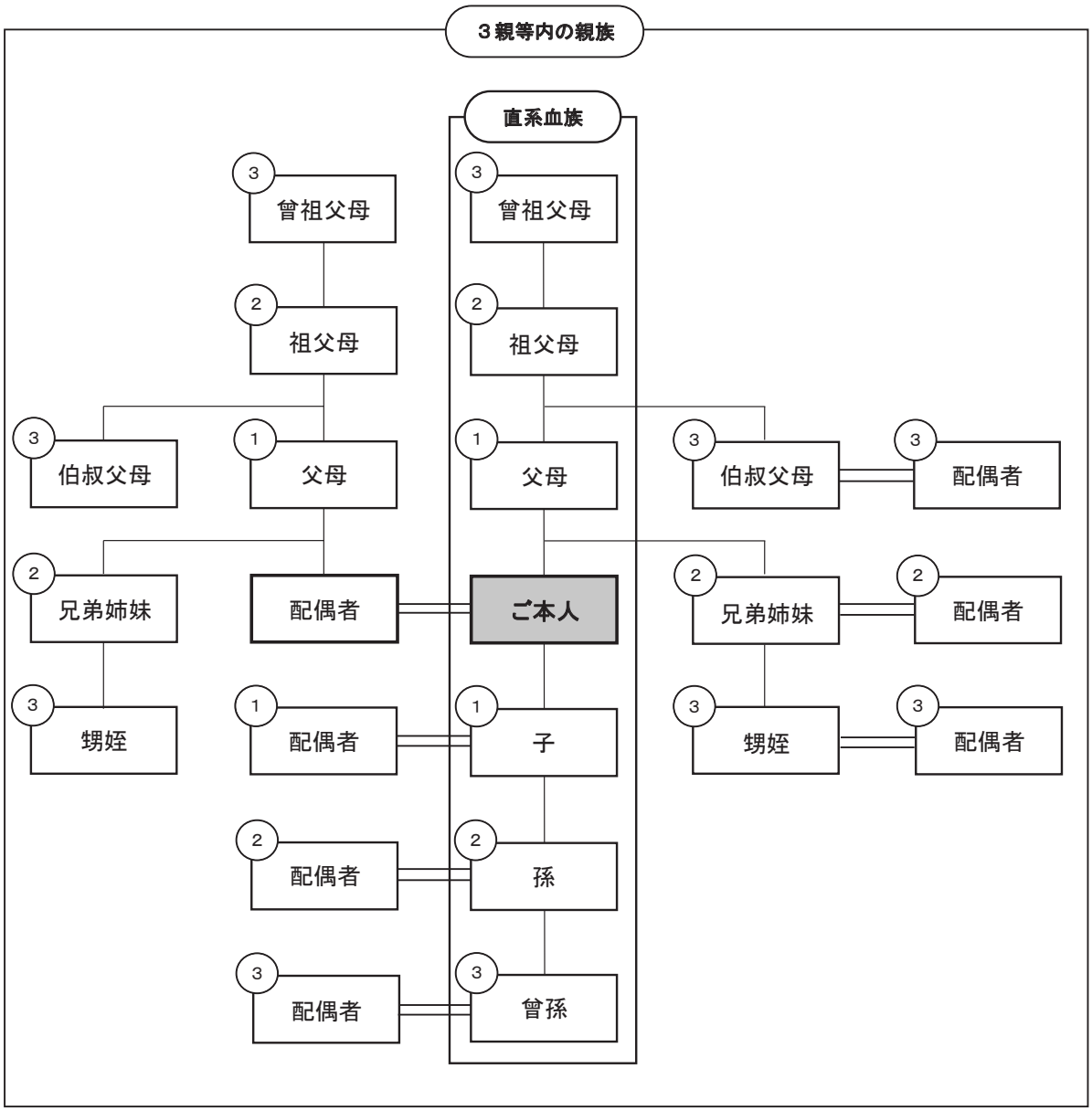
3 保険契約者代理人について

●保険契約者代理人は、保険契約者が被保険者の同意および当社の承諾を得て、あらかじめご指定いただいた方となります。ただし、手続時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。

(1) 保険契約者の戸籍上の配偶者
(2) 保険契約者の直系血族
(3) 保険契約者の３親等内の親族
(4) 保険契約者と同居しまたは生計を一にしている方
(5) 保険契約者の財産管理を行っている方
(6) 被保険者
(7) 保険金等の受取人
(8) その他(4)～(7)と同等の関係がある方
＊ (4)～(8)は当社が認めた方に限ります。

●保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。この場合も、手続時において、上記の範囲内に該当することが必要です。

■戸籍上の配偶者、直系血族および３親等内の親族



●故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険契約者をご契約に関する手続きができない状態に該当させた者は、代理手続きを行うことはできません。

⚠
- 保険契約者が法人である場合は、この特約の付加はできません。
- 保険契約者代理人からの申出に基づいて代理手続きを行った場合、当社から保険契約者にその旨のご連絡はいたしません。したがって、代理手続きの内容について保険契約者代理人しか了知しない状況で、以後の契約内容が変わることや、ご契約が消滅することがあります。
- 代理手続きにより保険金などの諸支払金をお支払いした場合には、その後同一の諸支払金の請求を受けても、重複してお支払いはしません。

◆ お願い

もしものときに保険契約者代理人が保険契約者の意向に沿った手続きができるように、保険契約者代理人を指定されるときや変更されるときには、保険契約者代理人になられる方へ、事前にご契約内容および保険契約者代理人が代理できる手続きの内容等についてお伝えください。

保険金のお支払い

保険金のお支払い

1 保険金のお支払い

【死亡保障型】

	お支払事由	お支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が保障抑制期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した時のつぎのいずれか大きい金額 ①一時払保険料相当額（※１） ②積立金額 ③解約返還金額	死亡保険金受取人
	被保険者が保障抑制期間経過後に死亡したとき	被保険者が死亡した時のつぎのいずれか大きい金額 ①基本保険金額 ②解約返還金額	

【死亡・認知症介護保障型】

	お支払事由	お支払額	受取人
死亡保険金（※２）	被保険者が保障抑制期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した時のつぎのいずれか大きい金額 ①一時払保険料相当額（※１） ②積立金額 ③解約返還金額	死亡保険金受取人
	被保険者が保障抑制期間経過後に死亡したとき	被保険者が死亡した時のつぎのいずれか大きい金額 ①基本保険金額 ②解約返還金額	
認知症介護保険金（※２）	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保障抑制期間中につぎのいずれかに該当したとき ①認知症（※３）と診断確定されたとき ②要介護状態（※４）に該当したとき	被保険者が支払事由に該当した時のつぎのいずれか大きい金額 ①一時払保険料相当額（※１） ②積立金額 ③解約返還金額	被保険者（※５）
	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保障抑制期間経過後につぎのいずれかに該当したとき ①認知症（※３）と診断確定されたとき ②要介護状態（※４）に該当したとき	被保険者が支払事由に該当した時のつぎのいずれか大きい金額 ①基本保険金額 ②解約返還金額	

※１ 基本保険金額を減額した場合には、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

※２ 認知症介護保険金または死亡保険金のいずれかが支払われたときは、その支払後に他の保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

※３ つぎの要件をすべて満たす認知症が対象となります。詳細は普通保険約款の別表４「対象となる認知症」（P70）をご参照ください。

・認知機能検査および画像検査によって医師により器質性認知症と診断されていること

・器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害がある状態に該当していること

※４ 公的介護保険制度における要介護１以上の状態に該当し、要介護認定において要介護１以上との認定を受けた状態をいいます。詳細は普通保険約款の別表６「要介護１以上の状態」および別表７「要介護認定」（P72）をご参照ください。

※５ 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者とします。

＊ 死亡・認知症介護保障型（告知あり）の場合に限り、責任開始期前にすでに発病していた疾病または発生していた傷害を原因として責任開始期以後に認知症と診断確定されたとき、または要介護状態に該当したときでも、その疾病または傷害に関して告知義務違反がないときは、その疾病または傷害は責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。
（死亡・認知症介護保障型（告知なし）の場合、責任開始期以後に生じたものとみなす取扱はありません。）

⚠ ・法令等の改正が、認知症介護保険金のお支払事由に関する規定に影響を及ぼすと当社が認めたときは、主務官庁の認可を得て、認知症介護保険金のお支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更日の２か月前までに保険契約者にその旨をお知らせします。

2 死亡給付金等の年金払特約について

●「死亡給付金等の年金払特約」【詳細はＰ24 をご参照ください】を付加することにより、保険金の全部または一部を年金でお受取りいただくことができます。

保険金をお支払いできない場合

⚠ ・つぎの①～⑰のいずれかに該当する場合、保険金をお支払いできません。また、保険金のお支払いのご請求に際して、事実の確認をさせていただくことがあります。

		免責・消滅事由	左記の場合の返還金の取扱い	
			金額	返還先
免責となる場合	死亡保険金	①ご契約の責任開始期の属する日から起算して３年以内に被保険者が自殺したとき（※１）	被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額	保険契約者
		②保険契約者の故意により被保険者が死亡したとき（①の場合を除きます。）	被保険者が死亡した時の解約返還金と同額	保険契約者
		③死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡したとき（①および②の場合を除きます。）	被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額（※２）	保険契約者
		④戦争その他の変乱により被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額（※３）	保険契約者
	認知症介護保険金	⑤保険契約者の故意または重大な過失により認知症介護保険金の支払事由に該当したとき	なし（ご契約は継続します。）	なし
		⑥被保険者の故意または重大な過失により認知症介護保険金の支払事由に該当したとき	なし（ご契約は継続します。）	なし
		⑦被保険者の犯罪行為により認知症介護保険金の支払事由に該当したとき	なし（ご契約は継続します。）	なし
		⑧被保険者の精神障害を原因とする事故により認知症介護保険金の支払事由に該当したとき	なし（ご契約は継続します。）	なし
		⑨被保険者の泥酔の状態を原因とする事故により認知症介護保険金の支払事由に該当したとき	なし（ご契約は継続します。）	なし
		⑩被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故により認知症介護保険金の支払事由に該当したとき	なし（ご契約は継続します。）	なし
		⑪被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故により認知症介護保険金の支払事由に該当したとき	なし（ご契約は継続します。）	なし
		⑫被保険者の薬物依存（※４）により認知症介護保険金の支払事由に該当したとき	なし（ご契約は継続します。）	なし
		⑬地震、噴火または津波により認知症介護保険金の支払事由に該当したとき	なし（ご契約は継続します。）（※３）	なし
		⑭戦争その他の変乱により認知症介護保険金の支払事由に該当したとき	なし（ご契約は継続します。）（※３）	なし

	免責・消滅事由	左記の場合の返還金の取扱い	
		金額	返還先
ご契約が消滅する場合	⑮重大事由によりご契約が解除されたとき	解除の通知を発信した日の解約返還金と同額。ただし、被保険者の死亡後に保険契約を解除した場合はその死亡の日の解約返還金と同額。	保険契約者
	⑯ご契約の締結に際し詐欺があったため、当社がご契約を取り消したとき	なし（保険料の払戻しはありません。）	なし
	⑰保険金の不法取得目的をもって締結されたものとして、ご契約が無効になったとき	なし（保険料の払戻しはありません。）	なし

※１ 自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払いすることがあります。

※２ 死亡保険金の一部の受取人の故意によるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を保険契約者にお支払いします。

※３ 該当する被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、保険金の全額もしくは一部をお支払いすることがあります。（この場合の支払額は、被保険者が保険金の支払事由に該当した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を下回ることはありません。）

※４ 対象となる薬物依存については、普通保険約款の備考（Ｐ72）をご参照ください。

■重大事由とはつぎの場合をいいます。（免責・消滅事由⑮の内容）

（1）保険契約者、被保険者または保険金の受取人がご契約の保険金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

（2）このご契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

（3）保険契約者、被保険者または保険金の受取人が反社会的勢力（※５）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※６）を有していると認められるとき

※５ 暴力団、暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※６ 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者または保険金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

（4）（1）～（3）のほか、当社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由がある場合

＊ 上記に定める事由が生じた後に、保険金のお支払事由が生じていたときは、当社は保険金をお支払いしません。（(3)の事由にのみ該当した場合で、該当した者が複数の受取人のうち一部のみであったときに限り、保険金のうち、(3)に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者にお支払いします。）また、すでに保険金をお支払いしていたときは、その返還を請求します。

ご契約に際して

告知義務

●死亡保障型および死亡・認知症介護保障型（告知なし）のご契約に際しては、保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

●死亡・認知症介護保障型（告知あり）のご契約に際しては、保険契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務（告知義務）があります。ご契約をお引き受けするかどうかを決めるために当社がおたずねすることについて、事実をありのままにもれなくお知らせください。

1 告知義務について

●生命保険は多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、保険料負担の公平性は保たれません。

●死亡・認知症介護保障型（告知あり）のご契約のお申込みにあたっては、健康状態などについて告知書（当社所定の端末を使用する方法を含みます。以下同じ。）で当社がおたずねする内容について、事実をありのままもれなくお知らせ（告知）ください。なお、告知書で当社がおたずねする健康状態などの告知項目について、１つでも該当するときにはご契約をお引き受けできません。

⚠ ・告知受領権は生命保険会社が有しています。生命保険募集人（当社の社員・募集代理店の担当者）に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

2 告知義務違反によるご契約の解除

●告知していただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始期の属する日から起算して２年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除し、保険金のお支払いができないことがあります。この場合、被保険者の死亡後に保険契約を解除した場合はその死亡の日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の解約返還金と同額の返還金を保険契約者にお支払いします。

●責任開始期の属する日から起算して２年を経過していても、保険金のお支払事由が２年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

●ご契約を解除する場合で、すでに保険金をお支払いしていたときは、当社はその返還を請求します。

●当社がご契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときもしくは過失のため知らなかったときまたは当社が解除の原因があることを知った日の翌日から起算して１か月を経過したときは、当社はご契約を解除することができません。

●告知にあたり、生命保険募集人（当社の社員・募集代理店の担当者）が、解除の原因となる事実について、告知することを妨げた場合または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人（当社の社員・募集代理店の担当者）のこうした行為がなかったとしても、被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。

●ご請求原因と告知義務違反によるご契約の解除の原因となった事実との間に、まったく因果関係が認められない場合には、保険金をお支払いします。

告知義務違反による解除により認知症介護保険金をお支払いできない場合、お支払いする場合の例

お支払いできない場合	**お支払いする場合**
ご契約加入前の「脳梗塞」の治療について、告知書で正しく告知せずに加入し、ご加入１年後に「脳梗塞」を原因として公的介護保険制度における要介護状態に該当した場合。	ご契約加入前の「脳梗塞」の治療について、告知書で正しく告知せずに加入し、ご加入１年後に「脳梗塞」とはまったく因果関係のない「交通事故」を原因として公的介護保険制度における要介護状態に該当した場合。

解説

ご契約の際に、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合には、ご契約は告知義務違反のため解除となります。ただし、ご請求原因（「交通事故」）とご契約の解除の原因となった事実（「脳梗塞」）との間にまったく因果関係が認められない場合、認知症介護保険金をお支払いします。

●告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金のお支払いができないことがあります。この場合、

・告知義務違反による解除の対象外となる２年経過後にも取消しとなることがあります。

・すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

《告知に関する照会》

①告知に関してご不明点がある場合 ②お身体の状態について告知すべきか判断に迷われる場合 ③告知書提出後に告知内容にもれや間違いが判明した場合などには、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

（※ ご病気に関してお引き受けできるかどうかといった、お申込みのお引き受けに関するご質問にはお答えできません。）

フリーダイヤル：0120−876−126（お客さまサービスセンター）

営業時間： 9:00～17:00（土日、祝日、年末・年始などの休日を除く）

ご契約内容などの確認

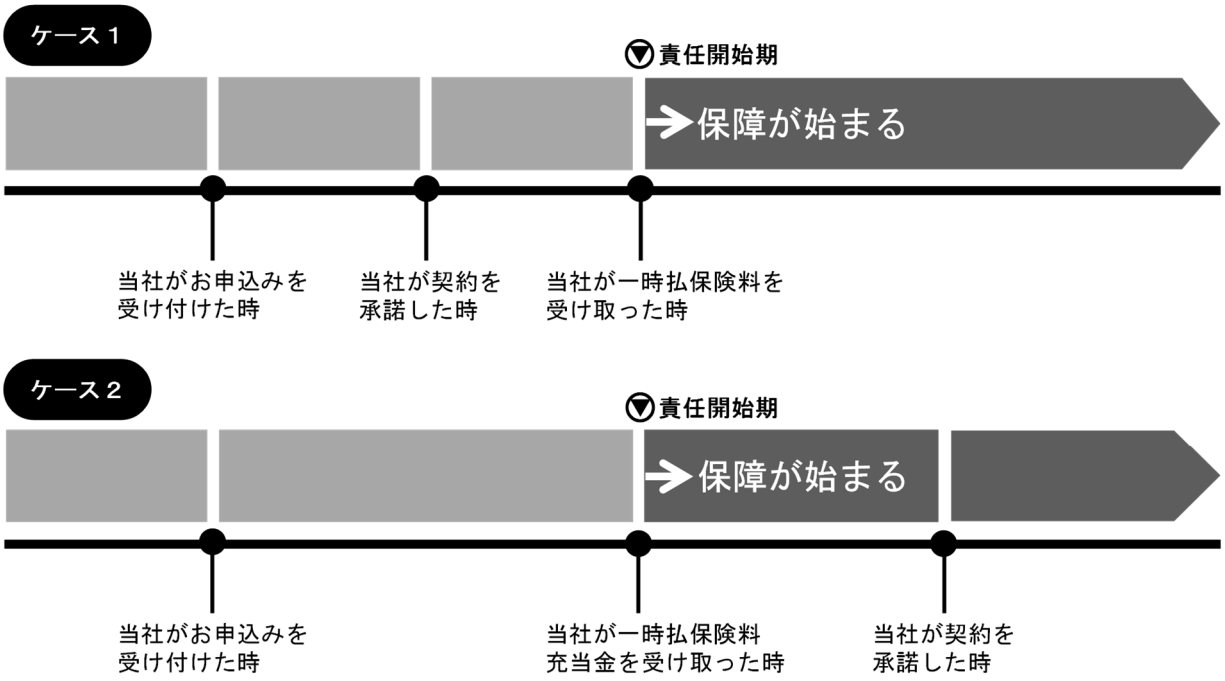
ご契約のお申込み後または保険金などのご請求があったときに、当社社員または当社が委託した者が、お申込みの事実やご契約内容またはご請求内容などについて確認させていただくことがあります。

ご契約の成立と保障の責任開始期

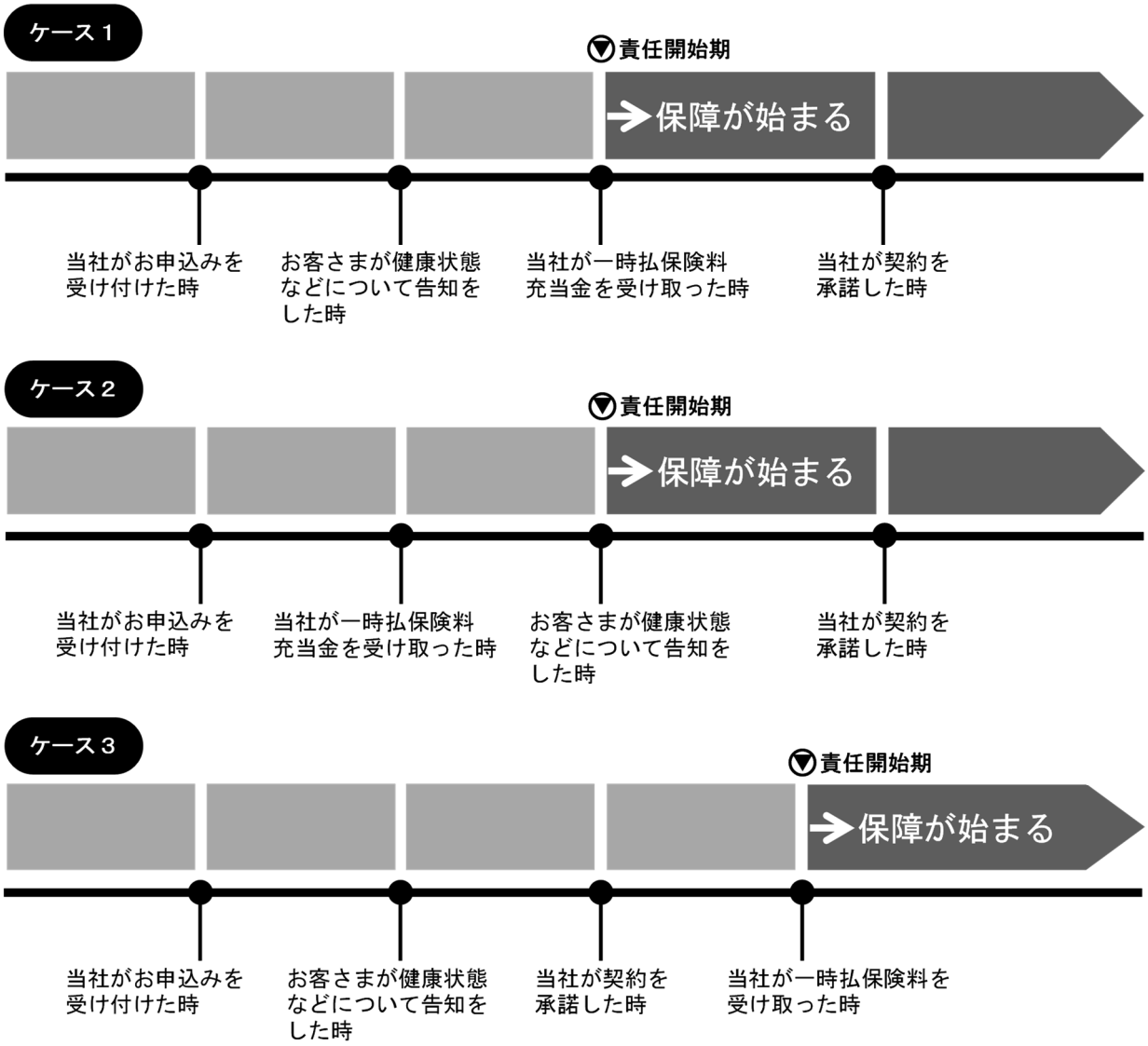
ご契約は、お客さまのお申込みと当社の承諾によって成立します。当社がお客さまのお申込みを承諾した場合には、保険証券の交付を行い承諾の通知といたします。この場合、一時払保険料（充当金）を当社が受け取った時（死亡・認知症介護保障型（告知あり）の場合で、告知の前に受け取ったときは告知の時）から保険契約上の保障が開始されます。

責任開始期を図示すると、つぎのとおりとなります。

【死亡保障型および死亡・認知症介護保障型（告知なし）】



【死亡・認知症介護保障型（告知あり）】



■契約日について

●この保険の契約日は、当社の責任が開始される日となります。

ご契約後について

解約と解約返還金

1 解約

●いつでも将来に向って、ご契約を解約することができます。

●ご契約を解約する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。（※１）請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）に解約の効力が生じます。

●ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

●請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）を解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。

※１ 第一フロンティア生命マイページにて解約手続きを行うこともできます。この場合、解約の効力が生じる日（＝解約日）および解約返還金計算日については、フロンティアＷＥＢお手続きサービス利用規約をご確認ください。

2 解約返還金

●ご契約を解約した場合には、解約返還金が支払われます。

●解約返還金額は、つぎの（1）の額から、（2）の額を差し引いて計算されます。

（1） 解約返還金計算日の積立金額×（１－市場価格調整率）

（2） 解約控除の額（この保険の一時払保険料（※２）に解約控除率（※３）を乗じた額）

※２ 基本保険金額を減額した場合には、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

※３ 解約控除率は経過年数および適用されている積立利率に応じた率となります。なお、契約日の 10 年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。【詳細はＰ45 をご参照ください】

＊ 最終の積立利率保証期間更新日以後は、解約返還金額は解約返還金計算日の積立金額となります。（市場価格調整は行いません。また、解約控除はかかりません。）

■（1）の額の計算例（指定通貨が米ドル、保険契約の型が死亡保障型、積立利率保証期間が 30 年で、契約日から５年（60 か月）を経過した年単位の契約応当日の前日に解約返還金額を計算する場合）

●例１

・解約返還金計算日の積立金額（①） 100,000 米ドル
・適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率（②） 2.0%
・解約返還金計算日の市場価格調整用利率（③） 2.5%
・月数（※４）（④） 170.4 か月

$$\text{市場価格調整率（⑤）} = 1 - \left(\frac{1+②}{1+③+0.10\%}\right)^{④／12}$$

$$= 1 - \left(\frac{1+0.02}{1+0.025+0.001}\right)^{170.4／12}$$

$$= 0.0799$$

（1）の額 ＝①×（１－⑤）
＝ 100,000 米ドル×（１－0.0799）
＝ 92,010 米ドル

●例２

・解約返還金計算日の積立金額（①） 100,000 米ドル
・適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率（②） 2.0%
・解約返還金計算日の市場価格調整用利率（③） 1.5%
・月数（※４）（④） 170.4 か月

$$\text{市場価格調整率（⑤）} = 1 - \left(\frac{1+②}{1+③+0.10\%}\right)^{④／12}$$

$$= 1 - \left(\frac{1+0.02}{1+0.015+0.001}\right)^{170.4／12}$$

$$= -0.0574$$

（1）の額 ＝①×（１－⑤）
＝ 100,000 米ドル×（１－（－0.0574））
＝ 105,740 米ドル

※４ 月数は残存月数に応じて定まります。（1）の額の計算例では残存月数が 300 か月（360 か月－60 か月）であり、61 か月以上となりますので、月数は 170.4 か月（300 か月×0.56＋2.4 か月）となります。

＊ （1）の額の計算例は、端数処理などが実際の取扱いと異なります。

＊ 市場価格調整率および月数の詳細はＰ16 をご参照ください。

■解約返還金額例（指定通貨が米ドルの場合）

つぎの２つの表においては、下記のことにご留意ください。

＊ 基本保険金額の減額などがないものと仮定して計算したものであり、将来のお支払いをお約束するものではありません。

＊ 「市場価格調整用利率の変動幅」とは、「解約返還金計算日の市場価格調整用利率」と「適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率」との差のことをいいます。例示の市場価格調整用利率の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の解約返還金額が例示の金額を下回る場合があります。【詳細はP16 をご参照ください】

＊ 積立金額および解約返還金額は、経過期間が１日の場合は契約日の金額を、１年から 30 年の場合は年単位の契約応当日の前日の金額を例示しています。また、解約返還金額は、解約控除（この保険の一時払保険料×経過年数および適用されている積立利率に応じた解約控除率）を差し引いて計算しています。なお、契約日の 10 年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。【詳細はP45 をご参照ください】

＊ 積立金額および解約返還金額の数値は、１米ドル未満切捨てにより表示しています。

＊ 経過期間が１日の場合の金額を例示していますが、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して８日以内（土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、クーリング・オフ制度を利用することができます。【詳細はＰ９をご参照ください】

【死亡保障型の場合】（女性 70 歳、保障抑制期間が９か月、積立利率保証期間が 30 年、一時払保険料が 100,000 米ドル、適用されている積立利率が 3.5%、適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率が 3.5%、「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加した場合）

経過期間	積立金額（米ドル）	解約返還金額（米ドル）				
		市場価格調整用利率の変動幅				
		3.0%上昇	1.0%上昇	同水準	1.0%低下	3.0%低下
＜参考＞１日	100,222	—	—	94,095	—	—
１年	102,550	58,628	81,689	96,435	113,884	159,123
２年	104,718	61,437	84,434	99,024	116,196	160,344
３年	106,921	64,431	87,334	101,751	118,629	161,653
４年	109,177	67,424	90,203	104,431	120,998	162,875
５年	111,464	70,605	93,226	107,245	123,481	164,177
７年	116,139	77,147	99,340	112,882	128,394	166,629
10 年	123,276	87,557	108,779	121,426	135,682	169,944
15 年	137,475	106,659	125,527	136,338	148,198	175,537
20 年	150,128	126,510	141,199	149,289	157,928	177,030
25 年	161,450	147,770	156,410	160,983	165,736	175,819
30 年	176,308	176,308	176,308	176,308	176,308	176,308

【死亡・認知症介護保障型の場合】（女性 70 歳、保障抑制期間が 10 か月、積立利率保証期間が 30 年、一時払保険料が 100,000 米ドル、適用されている積立利率が 3.5%、適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率が 3.5%、「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加した場合）

経過期間	積立金額（米ドル）	解約返還金額（米ドル）				
		市場価格調整用利率の変動幅				
		3.0%上昇	1.0%上昇	同水準	1.0%低下	3.0%低下
＜参考＞１日	100,236	—	—	94,584	—	—
１年	102,655	68,310	86,269	97,008	109,140	138,405
２年	104,305	70,671	88,480	99,075	111,004	139,623
３年	105,934	73,149	90,784	101,223	112,934	140,882
４年	107,532	75,539	92,973	103,241	114,721	141,969
５年	109,123	78,058	95,268	105,354	116,591	143,118
７年	112,292	83,088	99,784	109,469	120,185	145,213
10 年	117,070	90,866	106,622	115,624	125,482	148,135
15 年	124,194	102,213	115,823	123,405	131,563	149,816
20 年	128,794	111,783	122,421	128,198	134,308	147,618
25 年	131,430	120,293	127,327	131,049	134,919	143,127
30 年	137,025	137,025	137,025	137,025	137,025	137,025



・ご契約後短期間で解約したときの解約返還金額は、一時払保険料相当額を大きく下回ることがあります。

基本保険金額の減額

基本保険金額の減額により、減額部分の解約返還金を受け取ることができます。（※）

基本保険金額を減額する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。その際、減額する基本保険金額をご指定ください。（ただし、減額後の基本保険金額が当社所定の金額以上となることを要します。）請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）に基本保険金額の減額の効力が生じます。

※ 減額部分は解約したものとして取り扱い、減額分の解約返還金額は、解約返還金計算日の積立金額を基準として計算します。具体的な取扱いは、「解約と解約返還金」（Ｐ33）をご参照ください。

被保険者による保険契約者への解約の請求

保険契約者と被保険者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

①保険契約者または保険金の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金のお支払事由を発生させた場合、または発生させようとした場合

②保険金の受取人がこのご契約の保険金の請求について詐欺を行った場合、または行おうとした場合

③上記①および②のほか、被保険者の保険契約者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

保険金の受取人によるご契約の存続

保険契約者の差押債権者、破産管財人など（以下「債権者など」といいます。）によるご契約の解約（基本保険金額の減額を含みます。以下同じ。）は、解約の通知が当社に到着した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、つぎのすべてを満たす保険金の受取人はご契約を存続させることができます。

①保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること

②保険契約者でないこと

保険金の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から１か月を経過する日までの間に、つぎのすべての手続きを行う必要があります。

①保険契約者の同意を得ること

②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を、債権者などに対して支払うこと

③上記②について、債権者などに支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

保険契約者および死亡保険金受取人の変更

(1) 保険契約者の変更

●保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。

●保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利など）はすべて新たな保険契約者に引き継がれます。

(2) 死亡保険金受取人の変更

●保険契約者は、死亡保険金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。

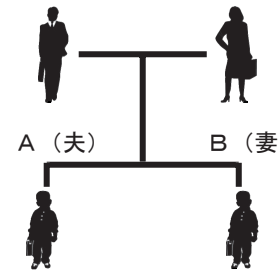
●死亡保険金受取人は、原則として被保険者の配偶者または被保険者の３親等内の姻族もしくは６親等内の血族である方のうちからご指定願います。

■死亡保険金受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンターにご通知ください。

●新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。

●死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更手続きが行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

＊ 死亡保険金受取人となった人が２人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等となります。



（例）保険契約者および被保険者：Ａさん　死亡保険金受取人：Ｂさん

●Ｂさんが死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きが行われていない間は、Ｂさんの死亡時の法定相続人であるＡさん、ＣさんおよびＤさんが死亡保険金受取人となります。

●その後、Ａさんが死亡した場合は、ＣさんおよびＤさんが死亡保険金受取人となります。この場合、ＣさんおよびＤさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ 50%ずつ）となります。

＊ 死亡保険金受取人の範囲などは、ご契約の形態、ご親族の構成、死亡した順序などにより決まります。詳しくは、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

(3) 遺言による死亡保険金受取人の変更

●死亡保険金受取人の変更については、法律上有効な遺言により行うことができます。この場合、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。）から当社へご通知ください。

●遺言による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

⚠ ・当社が死亡保険金受取人の変更の通知を受ける前に、変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。

◆死亡保険金の税法上の取扱い

●死亡保険金をお受取りの際は、保険契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって税法上の取扱いが異なります。

●保険契約者または死亡保険金受取人の変更の際は、税法上の取扱いを十分ご確認のうえご請求願います。

住所などの変更・保険証券の再発行のお手続き

1 住所などの変更

(1) 住所・電話番号を変更するとき

すみやかにお客さまサービスセンターに、つぎの事項をご連絡ください。

・保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）

・保険契約者名　・新住所と電話番号　・旧住所

(2) 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人、指定代理請求人、保険契約者代理人が改姓または改名したとき

すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

⚠ ・住所・電話番号の変更などについて当社へご連絡がない場合、当社から大切なお知らせなどの通知をお届けできなくなるため、必ずご連絡ください。

2 保険証券の再発行

●保険証券を紛失または盗難にあわれた場合、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

保険金のご請求方法

保険金の支払事由が生じた場合には、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。請求書類など、ご請求にあたっての詳しいご案内をさせていただきます。

●保険金をご請求される場合には、ご本人であることを確認させていただいていますので、ご了承願います。また、代理人の方が手続きする場合には、委任状および代理人の方の本人確認のできる書類などが必要です。

●団体（個人事業主を含みます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その従業員を被保険者とする契約形態の場合において、団体が受け取った保険金を死亡退職金または弔慰金など（以下「死亡退職金など」といいます。）として死亡退職金などの受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際に、当社所定の請求書類に加えて、死亡退職金などの受給者が保険金の請求内容を了知していることがわかる書類もご提出いただく必要があります。この場合、死亡退職金などの受給者については、当該受給者であることの証明書を必要とします。

お客さまからのご請求に応じて、保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。

保険金のお支払期限

保険金のご請求があった場合、当社は請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。また、請求書類が当社に到着した日が営業日でない場合は、その日の翌営業日となります。以下同じ。）の翌日から起算して５営業日（※）以内にお支払いします。

ただし、保険金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、つぎのとおりとします。

	保険金をお支払いするための確認などが必要な場合	お支払期限
①	●お支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ●免責事由に該当する可能性がある場合 ●告知義務違反に該当する可能性がある場合 ●不法取得目的、詐欺または重大事由に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して 45 日以内にお支払いします。
②	①の確認を行うために特別な照会や確認が必要なつぎの場合 ●弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合 ●研究機関などの専門機関による医学または工学などの科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ●保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道などから明らかである場合における、送致、起訴、判決などの刑事手続の結果についての警察、検察などの捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ●日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して 180 日以内にお支払いします。

※ 営業日とは、以下の日を除く日をいいます。

・土曜日、日曜日

・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

・12 月 31 日から翌年１月３日まで

⚠ ・保険金をお支払いするための上記の確認などに際し、保険契約者、被保険者、保険金の受取人などが正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかったときは、当社はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金をお支払いしません。

認知症介護保険金の代理請求

保険契約者が被保険者の同意および当社の承諾を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、被保険者が認知症介護保険金を請求できない特別な事情があるときに、被保険者に代わって請求を行うことができます。

1 認知症介護保険金の代理請求ができる場合

●被保険者がつぎのいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した指定代理請求人が、被保険者に代わって認知症介護保険金の請求を行うことができます。（※１）（※２）（※３）

(1) 認知症介護保険金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
(2) 認知症であることの告知を受けていない場合
(3) (1)および(2)に準じる状態であると当社が認めた場合

※１「死亡給付金等の年金払特約」が付加されている場合は、特約年金の請求となります。

※２ 指定通貨が外貨の場合、「円貨支払特約」の付加により、認知症介護保険金および特約年金を円貨により受け取ることができます。

※３ 認知症介護保険金の受取人が法人である場合は、代理請求はできません。

2 指定代理請求人について

●指定代理請求人は、保険契約者が被保険者の同意および当社の承諾を得て、あらかじめご指定いただいた方となります。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。（※４）

(1) 被保険者の戸籍上の配偶者
(2) 被保険者の直系血族
(3) 被保険者の３親等内の親族
(4) 被保険者と同居しまたは生計を一にしている方
(5) 被保険者の財産管理を行っている方
(6) 保険契約者
(7) 死亡保険金受取人
(8) その他(4)～(7)と同等の関係がある方
＊ (4)～(8)は当社が認めた方に限ります。

※４ 上記に該当する方がいない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人が代理人として請求することができます。ただし、当社が認めた方に限ります。

＊ 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、３親等内の親族については、Ｐ26 をご参照ください。

●認知症介護保険金の支払事由発生前に限り、保険契約者が被保険者の同意および当社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。この場合も、請求時において、上記の範囲内に該当することが必要です。

●故意に認知症介護保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を認知症介護保険金の請求ができない所定の状態に該当させた者は、代理請求を行うことはできません。

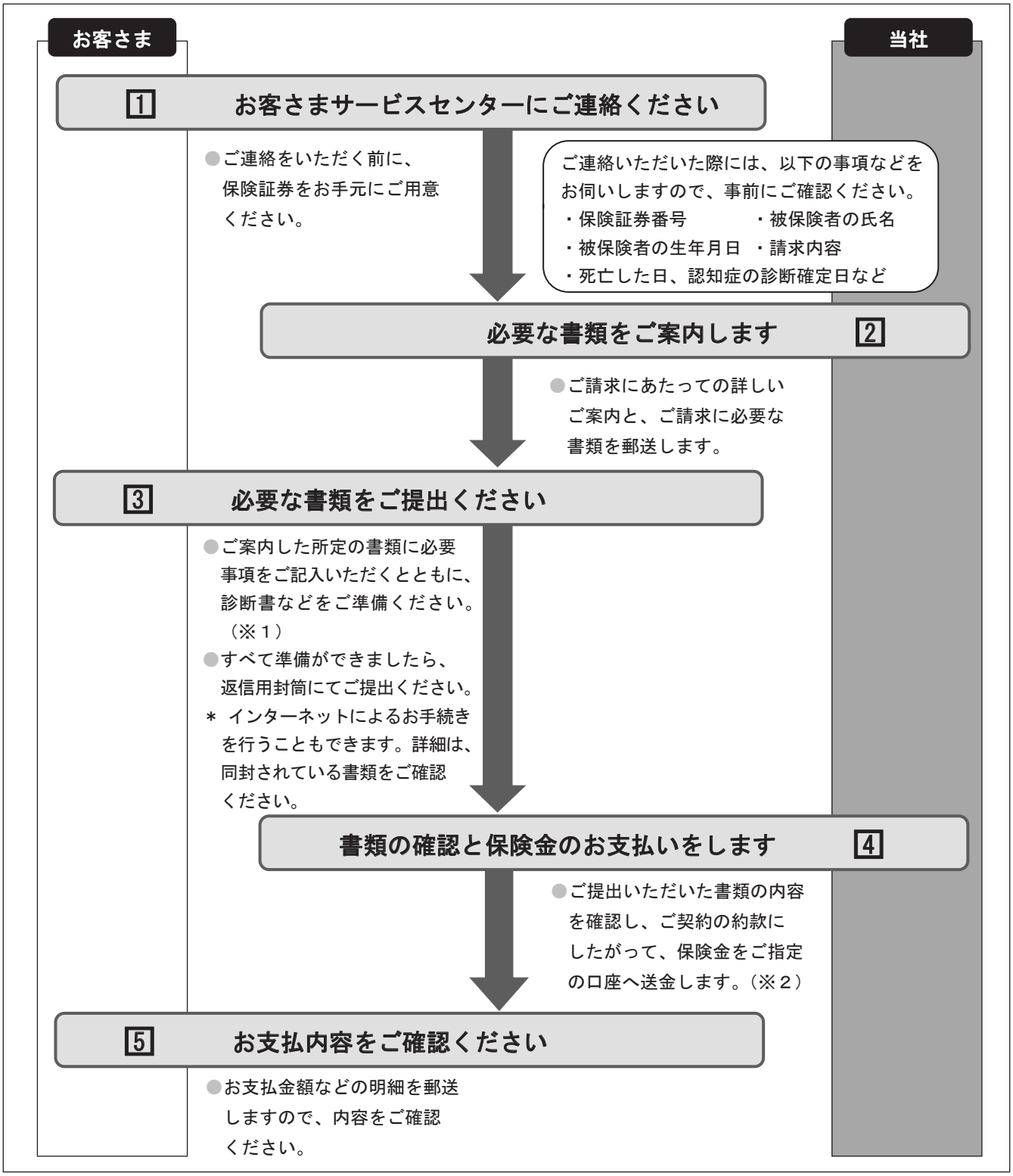
●代理請求により認知症介護保険金をお支払いした場合には、その後認知症介護保険金の請求を受けても、重複してお支払いはしません。

◆ お願い

もしものときに確実にご請求いただくために、指定代理請求人を指定されるときや変更されるときには、指定代理請求人になられる方へ、事前にご契約内容および指定代理請求制度についてお伝えください。

保険金のご請求手続きの流れ

●保険金のご請求は、つぎの流れに沿って、保険金の受取人から行ってください。



※１ ご請求の内容によって診断書、戸籍謄(抄)本、住民票などをご提出いただきます。また、これらの書類の発行にかかる費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※２ ご提出いただいた書類を確認した結果､保険金をお支払いできない場合【詳細はＰ28 をご参照ください】があります。また、加入時の状況または事故の原因などについて、詳細な事実を確認（医療機関などへの確認を含みます。）させていただくため、保険金のお支払いまでに日数を要する場合【詳細はＰ39 をご参照ください】があります。

第一フロンティア生命　お客さまサービスセンター
フリーダイヤル　０１２０－８７６－１２６
営業時間 9：00～17：00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

保険金の請求訴訟

保険金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地を管轄する高等裁判所（支部を除きます。）の所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

生命保険と税金

この保険にかかわる主な税務は以下のとおりです。

外貨建の保険契約であっても、日本において契約される保険契約であることから、税務の取扱いについては、他の円貨建の生命保険と同様になります。

＊ 保険契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関する取扱いになりますのでご注意ください。

＊ 所得税に対しては、復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご留意ください。

＊ 最新の税務上の取扱い、復興特別所得税・生命保険料控除などの情報は国税庁のホームページなどをご参照ください。

1 外貨建の保険契約の取扱い（指定通貨が外貨の場合の取扱い）

外貨建の保険料、死亡保険金などは、つぎの基準により円貨に換算したうえで取り扱われます。

項目		円換算日	換算日の為替レート
保険料		当社が保険料を受領する日	円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値（TTM）
死亡保険金	所得税（一時所得）の対象となるもの	支払事由発生日	円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	相続税・贈与税の対象となるもの		円換算日最終の対顧客電信買相場（TTB）
解約返還金		解約返還金計算日	円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値（TTM）

＊ 「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については円貨払込金額となります。

＊ 「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については外貨払込金額を円換算した金額となります。

＊ 「円貨支払特約」、「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」または「円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）」を付加した場合で、当社が、死亡保険金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額が課税対象となります。

⚠ ・外貨でお受取りになる場合であっても、お受取額を円貨に換算した金額が課税対象となります。そのため、外貨建のお受取額から外貨に換算した税額を控除した金額が、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることがあります。

2 保険金などの税法上の取扱い

（1）死亡保険金の取扱い

保険契約者（保険料負担者）・被保険者・死亡保険金受取人の関係に応じてつぎのとおり取り扱われます。

契約形態	契約例			税の種類
	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
保険契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
保険契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得）（※１）＋住民税
保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

※１ 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

（2）認知症介護保険金の取扱い

傷害や疾病を原因として支払われる認知症介護保険金については、受取人が被保険者の場合には、非課税となります。

＊ 「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合についても、非課税となります。

（3）解約・基本保険金額の減額の際の取扱い

解約・減額の際に差益があるときは、その差益について、所得税（一時所得）（※２）＋住民税の対象となります。

※２ 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。



・ここに記載の税務上の取扱いは 2026 年７月現在のものです。法令改正などにより税務の取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別の取扱いなどについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。

お客さまにご負担いただく諸費用

お客さまにご負担いただく諸費用

この保険にかかる費用は、以下の1積立利率保証期間中の費用です。そのほか、特定のお客さまには、2通貨の換算にかかる費用、3「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加した場合の費用、4円貨建の終身保険に移行する場合の移行日以後の費用、5特約年金支払開始日以後の費用、6ご契約の解約などの際の費用をご負担いただきますので、費用の合計額は、1のほか、2から6までのうち必要な費用を合算した額となります。

1 積立利率保証期間中の費用

積立利率保証期間中、積立金からご契約の締結に必要な費用および保険金を支払うための費用を控除します。

＊ 上記の費用は、通貨の種類、保険契約の型、保障抑制期間、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および保険金を支払うための費用の率（＝保険契約関係費率）をあらかじめ差し引いております。

2 通貨の換算にかかる費用

指定通貨が外貨の場合、以下の特約により、保険料、保険金額、解約返還金額などを円貨から指定通貨、指定通貨から円貨などにそれぞれ換算する為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。

■具体的な為替手数料は、以下のとおりとなります。（2026 年 11 月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

特約	為替手数料（１通貨単位あたり）
「保険料円貨入金特約」	50 銭
「保険料外貨入金特約」	払込通貨から円貨に換算するときに 25 銭、 円貨から指定通貨に換算するときに 25 銭
「円貨支払特約」	50 銭
「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」における保険金の支払額の円貨への換算（※１）	50 銭
「円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）」	50 銭

※１ 円貨最低保証額を支払う場合にはこの為替手数料はかかりません。

3 「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加した場合の費用

「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加した場合、保障抑制期間中、積立金から保障抑制期間中の保険金の支払額を円貨で最低保証するための費用を控除します。

＊ 上記の費用は、通貨の種類、保険契約の型、保障抑制期間、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

4 円貨建の終身保険に移行する場合の移行日以後の費用

「円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）」を付加して円貨建の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、ご契約の維持などに必要な費用および保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

＊ 上記の費用は、移行日の年齢・性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

5 特約年金支払開始日以後の費用

「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金支払期間中の毎年の特約年金支払日に、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
保険契約関係費（年金管理費）（※２）	年金支払管理に必要な費用です。	支払われる特約年金額に対して 1.0%（円貨の場合は最大 0.35%）	特約年金支払開始日以後、特約年金支払日に控除します。

※２ 特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。

また、保険契約関係費（年金管理費）は 2026 年 11 月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、特約年金支払開始日以後は、特約年金支払開始時点の数値が年金支払期間を通じて適用されます。

6 ご契約の解約などの際の費用

ご契約を解約・減額する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
解約控除	ご契約の解約などの際に必要な費用です。	この保険の一時払保険料（※３）に経過年数および適用されている積立利率に応じた解約控除率（※４）を乗じた金額	ご契約の解約などの際に控除します。

※３ 基本保険金額を減額した場合には、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

※４ 解約控除率は経過年数および適用されている積立利率に応じたつぎの率となります。なお、契約日の 10 年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

■指定通貨が米ドル、積立利率保証期間が 10 年の場合

経過年数		１年未満	１年以上２年未満	２年以上３年未満	３年以上４年未満	４年以上５年未満	５年以上６年未満	６年以上７年未満	７年以上８年未満	８年以上９年未満	９年以上10年未満
積立利率	2.00%以上	4.00%	3.60%	3.20%	2.80%	2.40%	2.00%	1.60%	1.20%	0.80%	0.40%
	1.50%以上2.00%未満	3.40%	3.10%	2.70%	2.40%	2.00%	1.70%	1.40%	1.00%	0.70%	0.30%
	1.50%未満	2.80%	2.50%	2.20%	2.00%	1.70%	1.40%	1.10%	0.80%	0.60%	0.30%

■指定通貨が米ドル、積立利率保証期間が 30 年の場合

経過年数		１年未満	１年以上２年未満	２年以上３年未満	３年以上４年未満	４年以上５年未満	５年以上６年未満	６年以上７年未満	７年以上８年未満	８年以上９年未満	９年以上10年未満
積立利率	2.50%以上	4.50%	4.10%	3.60%	3.20%	2.70%	2.30%	1.80%	1.40%	0.90%	0.50%
	2.00%以上2.50%未満	4.20%	3.80%	3.40%	2.90%	2.50%	2.10%	1.70%	1.30%	0.80%	0.40%
	2.00%未満	3.20%	2.90%	2.60%	2.20%	1.90%	1.60%	1.30%	1.00%	0.60%	0.30%

■指定通貨が豪ドル、積立利率保証期間が 10 年の場合

経過年数		１年未満	１年以上２年未満	２年以上３年未満	３年以上４年未満	４年以上５年未満	５年以上６年未満	６年以上７年未満	７年以上８年未満	８年以上９年未満	９年以上10年未満
積立利率	2.00%以上	4.00%	3.60%	3.20%	2.80%	2.40%	2.00%	1.60%	1.20%	0.80%	0.40%
	1.50%以上2.00%未満	3.40%	3.10%	2.70%	2.40%	2.00%	1.70%	1.40%	1.00%	0.70%	0.30%
	1.50%未満	2.80%	2.50%	2.20%	2.00%	1.70%	1.40%	1.10%	0.80%	0.60%	0.30%

■指定通貨が豪ドル、積立利率保証期間が 20 年の場合

経過年数		１年未満	１年以上２年未満	２年以上３年未満	３年以上４年未満	４年以上５年未満	５年以上６年未満	６年以上７年未満	７年以上８年未満	８年以上９年未満	９年以上10年未満
積立利率	2.50%以上	4.50%	4.10%	3.60%	3.20%	2.70%	2.30%	1.80%	1.40%	0.90%	0.50%
	2.00%以上2.50%未満	4.20%	3.80%	3.40%	2.90%	2.50%	2.10%	1.70%	1.30%	0.80%	0.40%
	2.00%未満	3.20%	2.90%	2.60%	2.20%	1.90%	1.60%	1.30%	1.00%	0.60%	0.30%

■指定通貨が円、積立利率保証期間が 15 年の場合

経過年数		１年未満	１年以上２年未満	２年以上３年未満	３年以上４年未満	４年以上５年未満	５年以上６年未満	６年以上７年未満	７年以上８年未満	８年以上９年未満	９年以上10年未満
積立利率	2.30%以上	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%
	1.90%以上2.30%未満	2.50%	2.25%	2.00%	1.75%	1.50%	1.25%	1.00%	0.75%	0.50%	0.25%
	1.90%未満	2.00%	1.80%	1.60%	1.40%	1.20%	1.00%	0.80%	0.60%	0.40%	0.20%

■指定通貨が円、積立利率保証期間が 30 年の場合

経過年数		１年未満	１年以上２年未満	２年以上３年未満	３年以上４年未満	４年以上５年未満	５年以上６年未満	６年以上７年未満	７年以上８年未満	８年以上９年未満	９年以上10年未満
積立利率	2.50%以上	4.00%	3.60%	3.20%	2.80%	2.40%	2.00%	1.60%	1.20%	0.80%	0.40%
	2.10%以上2.50%未満	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%
	2.10%未満	3.00%	2.70%	2.40%	2.10%	1.80%	1.50%	1.20%	0.90%	0.60%	0.30%

・保険料を外貨でお支払いになる際には、銀行への振込手数料などの手数料を保険契約者にご負担いただく場合があります。また、保険金額、解約返還金額などを外貨でお受取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。当該手数料はお客さまのご負担となります。

＊ 上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

会社・制度のご案内

当社の組織形態

保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。

株式会社は株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

個人情報の取扱い

当社では、お客さまの個人情報を以下に記載する利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

（1）各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、年金・保険金・給付金等のお支払い

（2）当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※）、ご契約の維持管理

（3）当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

（4）その他保険に関連・付随する業務（※）

※ お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等をすることを含みます。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出については、適切に対応させていただきますので、個人情報の開示・訂正を含め、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

＊ 個人情報保護方針については、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）でご覧いただけます。

本人特定事項などの確認

当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、保険契約締結などの際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日など）、取引を行う目的、職業または事業の内容などの確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関などがテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項などを変更されたときは、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

米国法「ＦＡＴＣＡ」に関する確認

当社では、米国法「ＦＡＴＣＡ（外国口座税務コンプライアンス法）」実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、保険契約締結などの際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には米国内国歳入庁あてに契約情報などの報告を行っております。なお、渡米などの環境の変化などによって、所定の米国納税義務者に該当することとなった場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

＊ 「ＦＡＴＣＡ」とは、米国納税義務者による米国外の金融口座などを利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認することなどを求める法律です。詳細については、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）をご確認ください。

税法上の居住地国などの届出

租税条約等実施特例法（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律）に基づき、保険契約締結などの際、お客さまには税法上の居住地国などを届け出ていただく義務があります。

当社は、その届出の内容に基づき、国税庁（所轄の税務署長）あてに一定の契約情報などの報告を行うことがあります。報告した契約情報などは、租税条約などの情報交換規定に基づき、各国の税務当局と自動的に交換されることになります。なお、海外渡航などの環境の変化などによって届出対象に該当することとなった場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

＊ 詳細については、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）をご確認ください。

支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。

各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、つぎのア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲をこえて個人情報を取り扱っている場合
イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ）本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

相互照会事項

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過した保険契約等に係るものは除きます。

①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします。）
③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

＊「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「会員会社一覧」をご参照ください。

＊「支払査定時照会制度」の最新の内容につきましては、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/association/index.html）をご参照ください。

保険金額などの削減

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

保険業法に基づき設立された「生命保険契約者保護機構」に当社は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により保険契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）の概要は、以下のとおりです。

●保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

●保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

●保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※１）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※２）を除き、責任準備金等（※３）の 90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の 90%が補償されるものではありません。（※４））

●なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※１ 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）

※２ 破綻時に過去５年間で常に予定利率が基準利率（注１）を超えていた契約を指します（注２）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%－｛（過去５年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷２｝

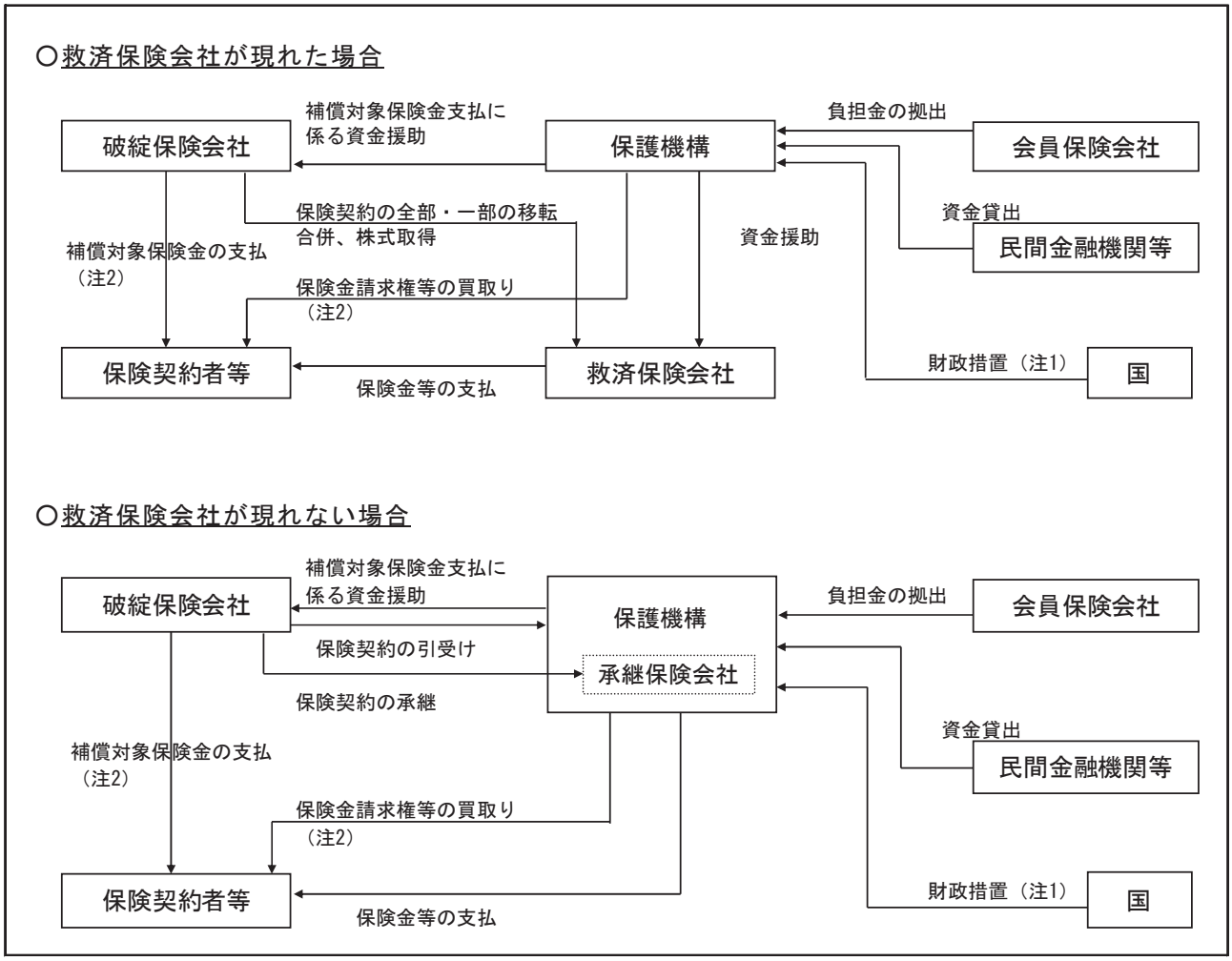
（注１）基準利率は、生保各社の過去５年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注２）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることとなります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。

※３ 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※４ 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その 90%が補償されるものではありません。

■しくみの概略図



（注１）上記の「財政措置」は、2027 年３月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

（注２）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※２に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て 2026 年９月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構　電話　03－3286－2820

受付時間　月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)　午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ

保険業法第 300 条の２において準用される金融商品取引法の規定により、「特定投資家」のお客さまは、当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま（「一般投資家」といいます。）」としてお取り扱いするようにお申し出いただくことができます。

お手続き方法や特定投資家制度の詳細については、当社ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）普通保険約款　目次

この保険の概要

１．通貨の種類
　第１条　通貨の種類

２．保険契約の型
　第２条　保険契約の型

３．保障抑制期間
　第３条　保障抑制期間

４．積立金および積立利率ならびに積立利率保証期間
　第４条　積立金および積立利率
　第５条　積立利率保証期間

５．基本保険金額
　第６条　基本保険金額

６．保険金の支払
　第７条　保険金の支払および免責
　第８条　保険金の支払および免責に関する補則
　第９条　保険金の請求、支払時期および支払場所
　第10条　認知症介護保険金の代理請求

７．会社の責任開始期および契約日
　第11条　会社の責任開始期および契約日

８．保険契約の無効および取消
　第12条　保険金不法取得目的による無効
　第13条　詐欺による取消

９．告知義務および保険契約の解除
　第14条　告知義務
　第15条　告知義務違反による解除
　第16条　保険契約を解除できない場合
　第17条　重大事由による解除

10．解約および解約返還金
　第18条　解約
　第19条　解約返還金

11．基本保険金額の減額
　第20条　基本保険金額の減額

12．保険金の受取人による保険契約の存続
　第21条　保険金の受取人による保険契約の存続

13．保険金の受取人
　第22条　死亡保険金受取人の変更
　第23条　遺言による死亡保険金受取人の変更
　第24条　指定代理請求人の変更

14．保険契約者
　第25条　保険契約者の変更
　第26条　保険契約者の住所の変更

15．保険契約者および保険金の受取人の代表者
　第27条　保険契約者および保険金の受取人の代表者

16．年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理
　第28条　年齢の計算
　第29条　契約年齢および性別の誤りの処理

17．契約者配当金
　第30条　契約者配当金

18．時効
　第31条　時効

19．法令等の改正に伴う認知症介護保険金の支払事由に関する規定の変更
　第32条　法令等の改正に伴う認知症介護保険金の支払事由に関する規定の変更

20．被保険者の業務、転居および旅行
　第33条　被保険者の業務、転居および旅行

21．管轄裁判所
　第34条　管轄裁判所

22．最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱
　第35条　最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱

23．死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則
　第36条　死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則

24．死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特則
　第37条　死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特則

25．年金支払移行特約を付加した場合の特則
　第38条　年金支払移行特約を付加した場合の特則

26．介護年金支払移行特約を付加した場合の特則
　第39条　介護年金支払移行特約を付加した場合の特則

積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）普通保険約款

（この保険の概要）

この保険は、死亡保障型および死亡・認知症介護保障型という２つの型を有する終身保険であって、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

(1) 死亡保険金

被保険者が死亡したときに支払います。

(2) 認知症介護保険金

保険契約の型が死亡・認知症介護保障型の場合で、被保険者が認知症と診断されたときまたは要介護状態に該当したときに支払います。

１．通貨の種類

（通貨の種類）

第１条　この保険契約の通貨の種類は、つぎの各号のうち会社の定める範囲のものとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、通貨を１つ指定するものとします。

(1) アメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます。）

(2) 欧州単一通貨（以下「ユーロ」といいます。）

(3) オーストラリア連邦通貨（以下「豪ドル」といいます。）

(4) 日本国通貨（以下「円」といいます。）

２．保険料の払込または保険金の支払等、この保険契約にかかわる金銭の授受は、全て前項の規定により指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）をもって行ないます。

２．保険契約の型

（保険契約の型）

第２条　この保険契約における保険契約の型はつぎのとおりとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約の型を１つ指定するものとします。

(1) 死亡保障型

(2) 死亡・認知症介護保障型

２．前項により指定された保険契約の型の変更は取り扱いません。

３．保障抑制期間

（保障抑制期間）

第３条　保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、保障抑制期間を指定することができます。この場合、保障抑制期間とは、保険金を支払う場合に基準となる期間をいい、指定された期間に応じて、つぎの各号のとおりとします。

(1) １年未満の期間が指定された場合

契約日から、契約日の指定された月数後における月単位の契約応当日の前日までの期間

(2) １年以上の期間が指定された場合

契約日から、契約日の指定された年数後における年単位の契約応当日の前日までの期間

２．前項により指定された保障抑制期間の変更は取り扱いません。

４．積立金および積立利率ならびに積立利率保証期間

（積立金および積立利率）

第４条　積立金とは、将来の保険金を支払うために一時払保険料の中から積み立てた部分をいい、積立金額は、次項に定める積立利率を適用し、経過に応じて会社の定める方法により計算します。

２．積立利率とは、通貨の種類、保険契約の型、保障抑制期間および次条に定める積立利率保証期間ごとに設定するもので、別表３に定める利回りを指標金利とし、会社が積立利率を設定する日の３営業日前（以下「積立利率計算日」といいます。）において、つぎの各号のとおり定めた率から、保険契約の締結に必要な費用、保険契約の維持等に必要な費用および保険金を支払うための費用の率を差し引いた利率のことをいいます。

(1) 通貨の種類が米ドルの場合

積立利率計算日の前日における直前３日（会社が指標金利を取得する３日に限ります。以下本条において同じ。）の指標金利の平均値に最大1.0%を加えた率を上限とし、最大1.5%を減じた率を下限とする範囲内で定めた率

(2) 通貨の種類がユーロの場合

積立利率計算日における直前３日の指標金利の平均値に最大1.5%を加えた率を上限とし、最大1.0%を減じた率を下限とする範囲内で定めた率

(3) 通貨の種類が豪ドルの場合

積立利率計算日における直前３日の指標金利の平均値に最大1.5%を加えた率を上限とし、最大1.0%を減じた率を下限とする範囲内で定めた率

(4) 通貨の種類が円の場合

積立利率計算日における直前３日の指標金利の平均値に最大1.0%を増減させた範囲内で定めた率

３．前項に定める積立利率は、契約日における最低保証積立利率を下回ることはありません。

４．第１項の規定による積立金額の計算にあたっては、契約日における積立利率を積立利率保証期間の満了日まで適用し、積立利率保証期間を更新した場合には、次条に定める積立利率保証期間更新日における積立利率を更新日からその期間の満了日まで適用します。

５．第２項の規定にかかわらず、別表３に定める利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化により別表３に定める利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、会社は、指標金利を変更する日の２か月前までにその旨を保険契約者に書面（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）による場合を含みます。以下同じ。）によって通知します。

（積立利率保証期間）

第５条　積立利率保証期間とは、同一の積立利率を適用する期間のことをいい、会社の定める範囲で設定します。

２．保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、積立利率保証期間を指定するものとします。

３．積立利率保証期間は積立利率保証期間の満了日の翌日に更新し、この日を積立利率保証期間更新日とします。

４．本条の規定により積立利率保証期間を更新した場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 更新後の積立利率保証期間は、更新前の積立利率保証期間と同一とします。

(2) 会社は、更新後の積立利率保証期間において適用する積立利率を保険契約者に書面によって通知します。

５．基本保険金額

（基本保険金額）

第６条　基本保険金額とは、保険金を支払う場合に基準となる金額として、保険契約の締結の際に定められる金額をいい、一時払保険料および契約日における積立利率に基づき会社の定める方法により計算される金額とします。

２．前項の規定にかかわらず、積立利率保証期間を更新する際、積立利率保証期間更新日における積立利率が契約日における最低保証積立利率を上回っているときは、その積立利率保証期間更新日以後の基本保険金額を、積立利率保証期間更新日における積立利率に基づき会社の定める方法により計算します。

３．前項の場合、会社は、積立利率保証期間更新日における基本保険金額を保険契約者に書面によって通知します。

４．第１項および第２項の規定にかかわらず、保険契約の締結後に基本保険金額が減額されたときは、減額

後の金額を基本保険金額とします。

6．保険金の支払

（保険金の支払および免責）

第７条　この保険契約の保険金は、保険契約の型に応じて、つぎのとおりです。

(1) 保険契約の型が死亡保障型の場合

	支　払　額	受取人	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が死亡した時の一時払保険料相当額（基本保険金額を減額した場合には、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。）、積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額	死亡保険金受取人	保障抑制期間が指定された場合で、被保険者が保障抑制期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (ｱ) 責任開始期の属する日から起算して３年以内の自殺 (ｲ) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (ｳ) 戦争その他の変乱
	被保険者が死亡した時の基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい額		保障抑制期間が指定された場合で、被保険者が保障抑制期間経過後に死亡したとき	
			保障抑制期間が指定されなかった場合で、被保険者が死亡したとき	

(2) 保険契約の型が死亡・認知症介護保障型の場合

	支　払　額	受取人	支払事由	免責事由
死亡保険金	被保険者が死亡した時の一時払保険料相当額（基本保険金額を減額した場合には、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。以下本号において同じ。）、積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額	死亡保険金受取人	保障抑制期間が指定された場合で、被保険者が保障抑制期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (ｱ) 責任開始期の属する日から起算して３年以内の自殺 (ｲ) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (ｳ) 戦争その他の変乱
	被保険者が死亡した時の基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい額		保障抑制期間が指定された場合で、被保険者が保障抑制期間経過後に死亡したとき	
			保障抑制期間が指定されなかった場合で、被保険者が死亡したとき	

	支　払　額	受取人	支払事由	免責事由
認知症介護保険金	被保険者が認知症介護保険金の支払事由に該当した時の一時払保険料相当額、積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額	被保険者	保障抑制期間が指定された場合で、被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保障抑制期間中につぎのいずれかに該当したとき (ｱ) 認知症（別表４）と診断確定されたとき (ｲ) 要介護状態（公的介護保険制度（別表５）における要介護１以上の状態（別表６）に該当し、要介護認定（別表７）において要介護１以上との認定を受けた状態をいいます。以下本号および次条において同じ。）に該当したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (ｱ) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (ｲ) 被保険者の犯罪行為 (ｳ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ｴ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ｵ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ｶ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ｷ) 被保険者の薬物依存 (ｸ) 地震、噴火または津波 (ｹ) 戦争その他の変乱
	被保険者が認知症介護保険金の支払事由に該当した時の基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい額		保障抑制期間が指定された場合で、被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保障抑制期間経過後につぎのいずれかに該当したとき (ｱ) 認知症（別表４）と診断確定されたとき (ｲ) 要介護状態に該当したとき	
			保障抑制期間が指定されなかった場合で、被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、つぎのいずれかに該当したとき (ｱ) 認知症（別表４）と診断確定されたとき (ｲ) 要介護状態に該当したとき	

（保険金の支払および免責に関する補則）

第８条　被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。

２．認知症介護保険金の支払事由について、要介護認定（別表７）において要介護１以上との認定を受け、その認定が効力を生じた日を、要介護状態に該当したときとします。

３．認知症介護保険金を支払った場合には、保険契約は、被保険者が認知症介護保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。

４．保険契約の型が死亡・認知症介護保障型の場合で、認知症介護保険金または死亡保険金のいずれかが支払われたときは、その支払後に他の保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

５．保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、前条の規定にかかわらず、認知症介護保険金の受取人は保険契約者とします。

６．認知症介護保険金の受取人を被保険者（前項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。

７．認知症介護保険金について、被保険者が責任開始期前にすでに発病していた疾病または発生していた傷害を原因として、責任開始期以後に認知症（別表４）と診断確定された場合または要介護状態に該当した

場合でも、その疾病または傷害に関して第15条（告知義務違反による解除）に定める告知義務違反がないときは、その疾病または傷害は責任開始期以後に生じたものとみなします。ただし、第14条（告知義務）の規定にもとづく会社が告知を求めた事項がない場合は、本項の規定は適用しません。

8．つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、会社は、第１号、第３号または第４号の場合は被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を、第２号の場合は被保険者が死亡した時の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

(1) 責任開始期の属する日から起算して３年以内に被保険者が自殺したとき。

(2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（前号の場合を除きます。）。

(3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（前２号の場合を除きます。）。

(4) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。

9．前条に定める免責事由に該当したことによって認知症介護保険金が支払われない場合、保険契約は継続します。

10．死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合（死亡保険金受取人と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときおよび保険契約者と死亡保険金受取人が同一の場合で保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。）で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない部分については第８項の規定を適用し、その部分の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を保険契約者に支払います。

11．被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。ただし、この場合の支払額は、被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を下回りません。

12．被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって認知症介護保険金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって認知症介護保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、認知症介護保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。ただし、この場合の支払額は、被保険者が認知症介護保険金の支払事由に該当した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を下回りません。

（保険金の請求、支払時期および支払場所）

第９条　保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

２．支払事由の生じた保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、保険金を請求してください。

３．保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日（会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本社で支払います。この場合、会社が認めたときは、保険金の受取人の口座（会社の指定した金融機関等の口座に限ります。）に払い込む方法により支払います。

４．保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合で、保険契約の締結時から保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合
　支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因

(4) 第12条（保険金不法取得目的による無効）、第13条（詐欺による取消）または第17条（重大事由による解除）に該当する可能性がある場合
　前２号に定める事項、第17条第１項第４号(ｱ)から(ｵ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約

の締結時から保険金の請求時までにおける事実

5．前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合は、前２項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算してつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　180日

(2) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　180日

(3) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　180日

(4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　　180日

6．前２項の規定を適用したときは、会社は、その旨を保険金を請求した者に通知します。

7．第４項および第５項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

（認知症介護保険金の代理請求）

第10条　認知症介護保険金の受取人が認知症介護保険金の請求を自ら行なうことができないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意および会社の承諾を得てあらかじめ指定または第24条（指定代理請求人の変更）の規定により変更した指定代理請求人が、請求に必要な書類（別表１）および特別な事情を示す書類（別表１）を提出して、認知症介護保険金の受取人の代理人としてその認知症介護保険金の請求を行なうことができます。ただし、認知症介護保険金の受取人が法人である場合を除きます。

(1) 認知症介護保険金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合

(2) 認知症であることの告知を受けていない場合

(3) 前２号に準じる状態であると会社が認めた場合

2．前項の規定により指定代理請求人が認知症介護保険金の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時においてつぎのいずれかに該当することを要します。

(1) つぎの範囲内の者

(ｱ) 被保険者の戸籍上の配偶者

(ｲ) 被保険者の直系血族

(ｳ) 被保険者の３親等内の親族

(2) 前号以外の者でつぎの範囲内の者。ただし、会社所定の書類（別表１）によりその事実が確認でき、かつ、認知症介護保険金の受取人のために認知症介護保険金の請求を行なうべき相当な関係があると会社が認めた者に限ります。

(ｱ) 被保険者と同居しまたは生計を一にしている者

(ｲ) 被保険者の財産管理を行なっている者

(ｳ) 保険契約者

(ｴ) 死亡保険金受取人

(ｵ) その他(ｱ)から(ｴ)までに定める者と同等の関係にある者

3．前２項の規定により認知症介護保険金の受取人の代理人として認知症介護保険金の請求を行なうことができる指定代理請求人がいない場合は、保険契約者または死亡保険金受取人（死亡保険金受取人が死亡したことにより、第22条（死亡保険金受取人の変更）第５項および同条第６項の規定にもとづき死亡保険金の受取人となった者を除きます。）が、請求に必要な書類（別表１）および特別な事情を示す書類（別表１）を提出して、認知症介護保険金の受取人の代理人として認知症介護保険金の請求を行なうことができます。ただし、認知症介護保険金の受取人のために認知症介護保険金の請求を行なうべき相当な関係があると会社が認めた者に限ります。

4．前３項の規定にかかわらず、故意に認知症介護保険金の支払事由を生じさせた者または故意に認知症介護保険金の受取人を第１項各号に定める状態に該当させた者は、認知症介護保険金の受取人の代理人とし

て認知症介護保険金の請求を行なうことができません。

5．第３項の規定により認知症介護保険金の請求を行なう場合、第３項に該当する保険契約者または死亡保険金受取人が２人以上のときは、当該保険契約者または当該死亡保険金受取人は共同して請求してください。

6．指定代理請求人、保険契約者または死亡保険金受取人の変更が行なわれた場合、変更を行なった後は、変更前に請求可能な認知症介護保険金があっても、変更を行なう前の指定代理請求人、保険契約者または死亡保険金受取人による認知症介護保険金の代理請求は取り扱いません。

7．本条の規定により会社が認知症介護保険金を認知症介護保険金の受取人の代理人に支払ったときは、その後認知症介護保険金の請求を受けても、会社は、これを重複しては支払いません。

8．本条の規定により認知症介護保険金の請求を行なう場合で、前条の規定にもとづき会社が必要な事項の確認を行なう際、本条に定める代理人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は認知症介護保険金を支払いません。

9．第15条（告知義務違反による解除）および第17条（重大事由による解除）に定める解除の通知について、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、第15条および第17条に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

７．会社の責任開始期および契約日

（会社の責任開始期および契約日）

第11条　会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

(1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
……一時払保険料を受け取った時

(2) 一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
……一時払保険料充当金を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

2．前項の規定により、会社の責任が開始される日（以下「責任開始日」といいます。）を契約日とし、契約年齢ならびに保険期間、保障抑制期間および積立利率保証期間は、この日を基準として計算します。

3．会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。

4．前項の保険証券には、つぎの各号の事項を記載します。

(1) 会社名
(2) 保険契約者および被保険者の氏名または名称
(3) 保険金の受取人の氏名または名称その他の保険金の受取人を特定するために必要な事項
(4) 保険契約の種類
(5) 保険期間
(6) 責任開始日
(7) 契約日
(8) 積立利率保証期間
(9) 死亡保険金額（保険契約の型が死亡・認知症介護保障型の場合は死亡保険金額および認知症介護保険金額）、基本保険金額および一時払保険料
(10) 保険証券の作成年月日

5．前２項に定める保険証券の交付は、保険契約の締結の際に限り行ないます。

８．保険契約の無効および取消

（保険金不法取得目的による無効）

第12条　保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結をしたときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（詐欺による取消）

第13条　保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、

会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

９．告知義務および保険契約の解除

（告知義務）

第14条　会社が、保険契約の締結の際、保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第15条　保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。

２．会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求します。

３．前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払います。

４．本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

５．本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者の死亡後に保険契約を解除した場合はその死亡の日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

（保険契約を解除できない場合）

第16条　会社は、つぎのいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第４号または第５号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第４号および第５号の規定は適用しません。

(1) 会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき

(2) 会社が解除の原因があることを知った日の翌日から起算して１か月を経過したとき

(3) 責任開始期の属する日から起算して２年を経過したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して２年以内に、保険金の支払事由が生じたときを除きます。

(4) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第14条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき

(5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

（重大事由による解除）

第17条　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って保険契約を解除することができます。

(1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。以下本号において同じ。）を詐取する目的または他人に死亡保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) 保険契約者、被保険者または認知症介護保険金の受取人がこの保険契約の認知症介護保険金を詐取する目的または他人にこの保険契約の認知症介護保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(3) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎの(ｱ)から(ｵ)までのいずれかに該当する場合

(ｱ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成

員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(ｲ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ｳ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(ｴ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(ｵ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5) 会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前４号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

２．会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第４号のみに該当した場合で、前項第４号(ｱ)から(ｵ)までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求します。

３．本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

４．本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者の死亡後に保険契約を解除した場合はその死亡の日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

５．前項の規定にかかわらず、第１項第４号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

10. 解約および解約返還金

（解約）

第18条　保険契約者は、いつでも将来に向って、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。

（解約返還金）

第19条　解約返還金額は、請求に必要な書類（別表１）が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（以下「解約返還金計算日」といいます。）の積立金額に基づき、別表２に定める算式により計算した金額とします。

２．保険契約者は、解約返還金を請求するときは、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

３．解約返還金の支払時期および支払場所については、第９条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

11. 基本保険金額の減額

（基本保険金額の減額）

第20条　保険契約者は、会社の定める取扱範囲で、将来に向って、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

２．基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

３．基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱います。

４．本条の規定により、基本保険金額の減額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

12. 保険金の受取人による保険契約の存続

（保険金の受取人による保険契約の存続）

第21条　差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約（基本保険金額の減額を含みます。以下本条において同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約の通知が会社に到着した時から１か月を経過した日にその効力を生じます。

２．前項の解約の通知があった場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力を生じるまでの間に、前項の解約の通知が会社に到着した日の解約返還金と同額の金額（以下「債権者等への支払金額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

３．前項の通知をするときは、保険金の受取人は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

４．第１項の解約の通知が会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第２項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じた場合で、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、債権者等への支払金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等への支払金額を差し引いた残額があるときは、その金額を保険金の受取人に支払います。

13. 保険金の受取人

（死亡保険金受取人の変更）

第22条　保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

２．前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

３．第１項の通知が会社に到着したときは、死亡保険金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。

４．前項の規定にかかわらず、第１項の通知が会社に到達する前に、変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人からその請求を受けても、会社は、死亡保険金を支払いません。

５．死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。

６．前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

７．前２項の規定により死亡保険金受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

（遺言による死亡保険金受取人の変更）

第23条　前条の規定によるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生する前に限り、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。

２．前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

３．前２項の規定による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。

４．前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

（指定代理請求人の変更）

第24条　保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。

２．指定代理請求人の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

14. 保険契約者

（保険契約者の変更）

第25条　保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

２．前項の承継をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

（保険契約者の住所の変更）

第26条　保険契約者が住所（通信先を含みます。以下本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

２．保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

15．保険契約者および保険金の受取人の代表者

（保険契約者および保険金の受取人の代表者）

第27条　保険契約者が２人以上の場合には、代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

２．前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

３．保険契約者が２人以上の場合には、その責任は連帯とします。

４．保険金の受取人が２人以上の場合には、第１項および第２項に準じて取り扱います。

16．年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

（年齢の計算）

第28条　被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。

２．保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに１歳を加えて計算します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第29条　保険契約申込書（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）による場合を含みます。以下本条において同じ。）に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。

(1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、つぎの(ｱ)から(ｴ)までのとおり取り扱います。

(ｱ) 実際の年齢に基づいて基本保険金額を改めます。

(ｲ) 保険金の支払事由該当後は、実際の年齢に基づいて基本保険金額を改め、すでに支払われた保険金に不足分があればその額を保険金の受取人に支払い、超過分があればその額の返還を保険金の受取人に請求します。

(ｳ) 前(ｱ)の規定により改めた基本保険金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、基本保険金額を会社の定める金額とし、そのこえる部分に対応する保険料を保険契約者に払い戻します。

(ｴ) 前(ｱ)の規定により改めた基本保険金額が会社の定める金額に満たない場合には、会社は、保険契約を取り消すことができます。

(2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。

２．保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項に準じて取り扱います。

17．契約者配当金

（契約者配当金）

第30条　この保険契約には契約者配当金はありません。

18．時効

（時効）
第31条　死亡保険金または認知症介護保険金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、これらを行使することができる時から３年間行使しない場合には消滅します。

19．法令等の改正に伴う認知症介護保険金の支払事由に関する規定の変更

（法令等の改正に伴う認知症介護保険金の支払事由に関する規定の変更）
第32条　会社は、認知症介護保険金の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正があり、その改正が認知症介護保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、認知症介護保険金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
２．前項の規定により、認知症介護保険金の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、認知症介護保険金の支払事由に関する規定を変更する日の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

20．被保険者の業務、転居および旅行

（被保険者の業務、転居および旅行）
第33条　保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

21．管轄裁判所

（管轄裁判所）
第34条　この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（支部を除きます。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

22．最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱

（最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱）
第35条　積立利率保証期間を更新する際、積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢が会社所定の年齢以上となる場合は、第５条（積立利率保証期間）の規定にかかわらず、この更新を最終の更新とし、以後、積立利率保証期間は更新しません。
２．最終の積立利率保証期間更新日以後は、第４条（積立金および積立利率）、第５条および第19条（解約返還金）の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) 最終の積立利率保証期間は終身とし、その期間に適用する積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における会社所定の利率とします。ただし、積立利率は契約日における最低保証積立利率を下回らないものとします。
(2) 解約返還金額は、積立金額と同額であり、経過に応じて計算します。

23．死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則

（死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則）
第36条　官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場

合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、請求に必要な書類（別表１）に加え、死亡退職金等の受給者が保険金の請求内容を了知していることがわかる書類も必要とします。この場合、保険契約者である団体が当該受給者本人であることを確認した書類を必要とします。なお、死亡退職金等の受給者が２人以上であるときは、そのうち１人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。

24．死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特則

（死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特則）

第37条　この保険契約に死亡給付金等の年金払特約を付加した場合には、第１回の特約年金の支払日以後、特約年金に移行した部分について、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第17条（重大事由による解除）の規定をつぎの(ｱ)から(ｴ)までのとおり取り扱います。

(ｱ) 第１項第４号および第５号、第２項ならびに第５項の規定中、「保険金の受取人」とあるのは「特約年金受取人」と、「保険金」とあるのは「特約年金」と読み替えます。

(ｲ) 第２項の規定中、「保険契約」とあるのは「保険契約（前項第４号のみに該当した場合で、前項第４号(ｱ)から(ｵ)までに該当したのが特約年金受取人のみであり、その特約年金受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき特約年金に対応する部分とします。）」と読み替えます。

(ｳ) 第３項から第５項までの規定中、「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

(ｴ) 第４項および第５項の規定中、「解約返還金」とあるのは「特約年金の未支払分の現価」と読み替えます。

(2) 第24条（指定代理請求人の変更）の規定中、「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

25．年金支払移行特約を付加した場合の特則

（年金支払移行特約を付加した場合の特則）

第38条　この保険契約に年金支払移行特約を付加した場合には、第17条（重大事由による解除）の規定をつぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第１項第４号および第５号、第２項ならびに第５項の規定中、「保険金の受取人」とあるのは「特約年金受取人」と、「保険金」とあるのは「特約年金」と読み替えます。

(2) 第２項の規定中、「保険契約」とあるのは「保険契約（前項第４号のみに該当した場合で、前項第４号(ｱ)から(ｵ)までに該当したのが特約年金受取人のみであり、その特約年金受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき特約年金に対応する部分とします。）」と読み替えます。

(3) 第３項から第５項までの規定中、「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

(4) 第４項および第５項の規定中、「解約返還金」とあるのは「残余年金支払期間の未払特約年金の現価」と読み替えます。

26．介護年金支払移行特約を付加した場合の特則

（介護年金支払移行特約を付加した場合の特則）

第39条　この保険契約に介護年金支払移行特約を付加した場合には、特約介護年金に移行した部分について、第17条（重大事由による解除）の規定をつぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第１項第４号および第５号、第２項ならびに第５項の規定中、「保険金の受取人」とあるのは「特約介護年金受取人」と、「保険金」とあるのは「特約介護年金」と読み替えます。

(2) 第２項の規定中、「保険契約」とあるのは「保険契約（前項第４号のみに該当した場合で、前項第４号(ｱ)から(ｵ)までに該当したのが特約介護年金受取人のみであり、その特約介護年金受取人が特約介護年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき特約介護年金に対応する

部分とします。)」と読み替えます。
(3) 第３項から第５項までの規定中、「保険契約者」とあるのは「特約介護年金受取人」と読み替えます。
(4) 第４項および第５項の規定中、「解約返還金」とあるのは「特約介護年金の一括払に準じた支払額」と読み替えます。なお、特約介護年金の種類が終身介護年金のときは、会社が支払う返還金はありません。

別表１　請求書類

(1) 保険金の請求書類

	項　　目	必　要　書　類
1	死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
2	認知症介護保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 公的介護保険制度における要介護認定の結果を証する書類（公的介護保険制度における要介護認定を受けた場合） (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 認知症介護保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 認知症介護保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券
3	認知症介護保険金の代理請求	(1) 会社所定の請求書類 (2) 認知症介護保険金の受取人が認知症介護保険金の請求を自ら行なうことができない特別な事情を示す書類 (3) 被保険者および代理人の戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票 (5) 代理人の住民票 (6) 代理人の印鑑証明書 (7) 代理請求を行なう者が被保険者と同居しまたは生計を一にしている者であるときは、その事実を証する書類 (8) 代理請求を行なう者が被保険者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 ２．会社は、請求書類について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。		

(2) その他の請求書類

	項　　目	必　要　書　類
1	解約返還金	(1) 会社所定の解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2	保険金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る保険金の受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る保険金の受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
3	基本保険金額の減額	(1) 会社所定の基本保険金額の減額請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
6	指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	保険契約者の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

（注）1．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。

2．会社は、請求書類について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。

別表２　解約返還金額

解約返還金額はつぎの算式によって計算される金額とします。

積立金額×（１－市場価格調整率）－一時払保険料×会社の定める解約控除率

（注）１．市場価格調整率とは、つぎの算式により計算した率とします。

$$1 - \left\{ \frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の市場価格調整用利率} + \text{会社の定める率}} \right\}^{\text{月数}/12}$$

・適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。
・解約返還金計算日の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日を契約日（積立利率保証期間の更新が行なわれている場合は、直前の積立利率保証期間更新日）とみなした場合に、会社の定める方法により計算される、この保険契約と同一の通貨の種類および保険契約の型でこの保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率（最終の積立利率保証期間更新日前に適用されるもので、この保険契約の契約日に応じた積立利率とします。）の算出において用いる指標金利の平均値とします。
・会社の定める率とは、解約返還金額の計算に用いる調整率で、市場環境等に応じて0.00％以上0.10％以下の範囲内で定める率とします。
・月数とは、保険契約の型および積立利率保証期間ごとに、残存月数（積立利率保証期間の満了日までの月数をいい、１か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）に応じてつぎのとおりとします。
(1) 保険契約の型が死亡保障型の場合
(ｱ) 残存月数が60か月以下の場合：残存月数×0.60
(ｲ) 残存月数が61か月以上の場合：残存月数×0.56＋2.4か月
(2) 保険契約の型が死亡・認知症介護保障型の場合
(ｱ) 積立利率保証期間が10年または15年の場合
a．残存月数が60か月以下の場合：残存月数×0.50
b．残存月数が61か月以上の場合：残存月数×0.25＋15.0か月
(ｲ) 積立利率保証期間が20年または30年の場合
a．残存月数が60か月以下の場合：残存月数×0.60
b．残存月数が61か月以上の場合：残存月数×0.36＋14.4か月

２．基本保険金額の減額が行なわれている場合は、一時払保険料とは、基本保険金額の減額と同一割合で一時払保険料を減額した金額とします。

別表３　指標金利

１．通貨の種類が米ドルの場合

(1) 死亡保障型の場合

積立利率保証期間	利回り
10年	加重平均インデックス利回り（対象年限５年）および加重平均インデックス利回り（対象年限10年）を単純平均したもの
15年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）
20年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）および加重平均インデックス利回り（対象年限20年）を単純平均したもの
30年	

(2) 死亡・認知症介護保障型の場合

積立利率保証期間	利回り
10年	加重平均インデックス利回り（対象年限５年）
15年	
20年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）および加重平均インデックス利回り（対象年限20年）を単純平均したもの
30年	

２．通貨の種類がユーロの場合

(1) 死亡保障型の場合

積立利率保証期間	利回り
10年	ユーロ10年金利スワップレート（固定受け）
15年	
20年	ユーロ10年金利スワップレート（固定受け）およびユーロ20年金利スワップレート（固定受け）を単純平均したもの
30年	

(2) 死亡・認知症介護保障型の場合

積立利率保証期間	利回り
10年	ユーロ５年金利スワップレート（固定受け）
15年	
20年	ユーロ10年金利スワップレート（固定受け）およびユーロ20年金利スワップレート（固定受け）を単純平均したもの
30年	

３．通貨の種類が豪ドルの場合

(1) 死亡保障型の場合

積立利率保証期間	利回り
10年	豪ドル10年金利スワップレート（固定受け）
15年	
20年	豪ドル10年金利スワップレート（固定受け）および豪ドル20年金利スワップレート（固定受け）を単純平均したもの
30年	

(2) 死亡・認知症介護保障型の場合

積立利率保証期間	利回り
10年	豪ドル５年金利スワップレート（固定受け）
15年	
20年	豪ドル10年金利スワップレート（固定受け）および豪ドル20年金利スワップレート（固定受け）を単純平均したもの
30年	

４．通貨の種類が円の場合

(1) 死亡保障型の場合

積立利率保証期間	利回り
10年	10年の日本国債の流通利回り
15年	
20年	20年の日本国債の流通利回り
30年	

(2) 死亡・認知症介護保障型の場合

積立利率保証期間	利回り
10年	５年の日本国債の流通利回り
15年	
20年	10年の日本国債の流通利回りおよび20年の日本国債の流通利回りを単純平均したもの
30年	

備考（別表３）　加重平均インデックス利回り

「加重平均インデックス利回り」とは、つぎの(1)を30％、(2)を70％の割合で加重平均して算出した利回りをいいます。

(1) Bloomberg USD Treasury/Agency/Supranational/Sovereign Fixed income bond Index A-/A3 or better の構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後１年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り

(2) Bloomberg USD Senior Industrial/Utility Fixed income bond Index A-/A3 or betterの構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後１年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り

(注)・(1)および(2)の利回りの算出において、該当する銘柄が無い場合は、線形補間等により算出します。

・(1)および(2)のインデックス名称に変更があった場合、変更後の名称とします。

別表４　対象となる認知症

１．対象となる認知症とは、つぎの(1)および(2)のいずれにも該当している場合をいいます。

(1) 医師により器質性認知症と診断されていること

(2) 器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害がある状態に該当していること

２．上記１．(1)の器質性認知症の診断は、つぎの(1)および(2)の検査によってなされることを要します。

(1) 認知機能検査

(2) 画像検査

３．上記２．の検査がなされない場合で、他の所見によって器質性認知症と医師に診断され、その診断の根拠が明らかであるときは、会社は、上記２．の検査を行なわない診断を認めることがあります。

備考（別表４）

１．器質性認知症

(1) 「器質性認知症」とは、つぎのすべてに該当する場合をいいます。

(ｱ) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

(ｲ) 正常に成熟した脳が、(ｱ)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(ｳ) 平成27年２月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ＩＣＤ－10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるもの

分類項目	基本分類コード
○アルツハイマー病の認知症	Ｆ00
○血管性認知症	Ｆ01
○ピック病の認知症	Ｆ02.0
○クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	Ｆ02.1
○ハンチントン病の認知症	Ｆ02.2
○パーキンソン病の認知症	Ｆ02.3
○ヒト免疫不全ウイルス[ＨＩＶ]病の認知症	Ｆ02.4
○他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	Ｆ02.8
○詳細不明の認知症	Ｆ03
○せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（Ｆ05）のうち、	
・せん妄、認知症に重なったもの	Ｆ05.1
○神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（Ｇ31）のうち、	
・神経系のその他の明示された変性疾患（レヴィ小体型認知症に限ります。）	Ｇ31.8

(2) (1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

２．意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁―意識の程度は動揺しやすい―に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

３．見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

(1) 時間の見当識障害

季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

(2) 場所の見当識障害

今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

(3) 人物の見当識障害

日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表５　公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。

別表６　要介護１以上の状態

「要介護１以上の状態」とは、平成11年４月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護１から要介護５までのいずれかの状態をいいます。

別表７　要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法に定める要介護認定をいいます。同法では、要介護認定はその申請のあった日（要介護認定の更新の場合は更新前の要介護認定の有効期間の満了日の翌日）にその効力を生じると定められています。

備考

１．責任開始期以後に発病した疾病

「責任開始期以後に発病した疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

(1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合

(2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合

(3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

２．薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年２月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ＩＣＤ－10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の基本分類コードＦ11.2、Ｆ12.2、Ｆ13.2、Ｆ14.2、Ｆ15.2、Ｆ16.2、Ｆ18.2、Ｆ19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

保険料円貨入金特約条項　目次

この特約の概要
第１条　特約の締結
第２条　特約の適用
第３条　積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則

保険料円貨入金特約条項

（この特約の概要）

この特約は、円貨により金銭を払い込み、その金額を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨建の一時払保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第１条　保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の適用）

第２条　この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 会社は、保険契約者が円貨により払い込んだ金銭を外貨に換算し、主契約における外貨建の一時払保険料に充当します。

(2) 前号の円貨により払い込まれる金額（以下「円貨払込金額」といいます。）の主契約における外貨建の一時払保険料への換算には、円貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（以下「受領日」といいます。また、その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下同じ。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。

(3) 前号の会社所定の為替レートは、受領日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

(4) 保険契約の締結の際の主契約の基本保険金額は、前２号で換算した外貨建の一時払保険料と同額とします。

(5) 会社は、保険契約の締結の際に交付する保険証券に円貨払込金額を記載します。

（積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則）

第３条　この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）、積立利率変動型終身保険（豪ドル建）、積立利率変動型終身保険（17）（通貨指定型）または積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加する場合には、前条第４号の規定は適用しません。

保険料外貨入金特約条項　目次

この特約の概要
第１条　特約の締結
第２条　特約の適用
第３条　積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則

保険料外貨入金特約条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨と異なる外貨により金銭を払い込み、その金額を主契約における外貨建の一時払保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第１条　保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の適用）

第２条　この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 会社は、保険契約者が主契約における外貨と異なるつぎの(ｱ)から(ｴ)までのうち会社の定める取扱範囲のいずれかの外貨により払い込んだ金銭を主契約における外貨建の一時払保険料に換算し、充当します。

(ｱ) アメリカ合衆国通貨（米ドル）
(ｲ) 欧州単一通貨（ユーロ）
(ｳ) オーストラリア連邦通貨（豪ドル）
(ｴ) ニュージーランド通貨（ニュージーランドドル）

(2) 前号の主契約における外貨と異なる外貨により払い込まれる金額（以下「外貨払込金額」といいます。）の主契約における外貨建の一時払保険料への換算には、外貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（以下「受領日」といいます。また、その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下同じ。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。

(3) 前号の会社所定の為替レートは、受領日の会社が指標として指定する金融機関が公示する保険契約者が払い込む外貨の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を主契約における外貨の対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）で除すことによって得られるレートを下回ることはありません。

(4) 保険契約の締結の際の主契約の基本保険金額は、前２号で換算した主契約における外貨建の一時払保険料と同額とします。

(5) 会社は、保険契約の締結の際に交付する保険証券に外貨払込金額を記載します。

（積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則）

第３条　この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）、積立利率変動型終身保険（豪ドル建）、積立利率変動型終身保険（17）（通貨指定型）または積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加する場合には、前条第４号の規定は適用しません。

円貨支払特約条項　目次

この特約の概要

第１条　特約の適用
第２条　年金を支払う場合の取扱
第３条　死亡給付金等を支払う場合の取扱
第４条　年金原資額の一時支払および第２保険期間移行日における積立金額の一時支払の場合の取扱
第５条　解約返還金を支払う場合の取扱
第６条　繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱
第７条　更新時差額返還金を支払う場合の取扱
第８条　その他の返還金を支払う場合の取扱
第９条　主約款の規定の準用
第10条　主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則
第11条　主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則
第12条　通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則
第13条　年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
第14条　主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則
第15条　主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約等が付加されている場合の特則
第16条　生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
第17条　予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合の特則
第18条　主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則
第19条　積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合の特則
第20条　主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合の取扱
第21条　主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の取扱
第22条　予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合の特則
第23条　通貨指定型個人年金保険（24）に付加した場合の特則

円貨支払特約条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金または死亡保険金（以下「死亡給付金等」といいます。）および解約返還金等を円貨により支払う場合の取扱について定めたものです。

（特約の適用）

第１条　この特約は、主契約および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金等および解約返還金等を円貨により支払う場合に適用します。

（年金を支払う場合の取扱）

第２条　第１回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により年金を支払うことはありません。

２．前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額（年金の種類が確定年金（支払額指定型）の場合の年金額を除きます。）は、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資額（主契約に終身保険移行特則が適用されており、主契約の一部を終身保険に移行する場合、終身保険に移行しない部分の年金原資額とします。）を円貨に換算した金額（以下「円換算年金原資額」といいます。）をもとに、年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。

３．前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

４．つぎの各号の場合には、年金の支払を行なわず、円換算年金原資額を保険契約者に支払います。

(1) 第２項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。

(2) 年金の種類が確定年金または確定年金（支払額指定型）の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が円換算年金原資額に満たないとき。

５．第２項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

（死亡給付金等を支払う場合の取扱）

第３条　死亡給付金等の請求に際して、死亡給付金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡給付金等を円貨により支払います。

２．前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡給付金等を円貨に換算します。

３．前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（年金原資額の一時支払および第２保険期間移行日における積立金額の一時支払の場合の取扱）

第４条　年金支払開始日における年金原資額の一時支払または第２保険期間移行日における積立金額の一時支払の請求に際して、主約款においてこれらの請求ができる者として定められている者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金原資額（主契約に終身保険移行特則が適用されており、主契約の一部を終身保険に移行する場合、終身保険に移行しない部分の年金原資額とします。以下本条において同じ。）または第２保険期間移行日の前日末の積立金額を円貨により支払います。

２．前項の場合、年金支払開始日もしくは第２保険期間移行日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資額または第２保険期間移行日の前日末の積立金額を円貨に換算します。

３．前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日もしくは第２保険期間移行日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（解約返還金を支払う場合の取扱）

第５条　主契約および特約の解約または基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）を円貨により支払います。

２．前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて解約返還金を円貨に換算します。

３．前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱）

第６条　繰上げ年金開始による第１回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外

貨により年金を支払うことはありません。

2．前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額（年金の種類が確定年金（支払額指定型）の場合の年金額を除きます。）は、繰上げ後の年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて繰上げ後の年金支払開始日の前日における解約返還金額を円貨に換算した金額（以下「繰上げ年金開始時の円換算年金原資額」といいます。）をもとに、繰上げ後の年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。

3．前項の会社所定の為替レートは、繰上げ後の年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

4．つぎの各号の場合には、繰上げ年金開始は行ないません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

(1) 第２項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。

(2) 年金の種類が確定年金または確定年金（支払額指定型）の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が繰上げ年金開始時の円換算年金原資額に満たないとき。

5．第２項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、繰上げ年金開始時の円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

（更新時差額返還金を支払う場合の取扱）

第７条　主約款の規定により積み立てられている更新時差額返還金の請求に際して、保険契約者（死亡保険金とともに支払われる場合については死亡保険金受取人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、更新時差額返還金を円貨により支払います。

2．前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて更新時差額返還金を円貨に換算します。

3．前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（その他の返還金を支払う場合の取扱）

第８条　主約款の規定により、積立金その他の返還金（以下「その他の返還金」といいます。）を払い戻す場合に、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、その他の返還金を円貨により支払います。

2．前項の場合、その支払日における会社所定の為替レートを用いてその他の返還金を円貨に換算します。

3．前項の会社所定の為替レートは、その他の返還金の支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（主約款の規定の準用）

第９条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）

第10条　主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第１回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。

(2) 前号の場合、死亡給付金等の年金払特約条項第２条（特約年金の支払）第２項の規定にかかわらず、特約年金額は、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下第４号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等を円貨に換算した金額（以下「円換算死亡給付金額等」といいます。）をもとに、第１回の特約年金の支払日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率

により計算した金額とします。ただし、特約年金受取人が２人以上であるときは、各特約年金受取人について、死亡給付金等の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。

(3) 前号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第１号の規定にかかわらず、会社は、円換算死亡給付金額等（特約年金受取人が２人以上であるときは、円換算死亡給付金額等のうちその特約年金を受け取るべき特約年金受取人に対応する金額とします。）を一時に支払います。この場合、死亡給付金等の年金払特約（特約年金受取人が２人以上であるときは、当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は、消滅します。

(4) 第２号の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

２．この特約を定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）もしくは年金原資保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合またはこの特約とあわせて主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金があるときには、前項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款または特約条項の規定に定めるその定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、前項の規定を適用します。

３．この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、第１項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額に特約条項の規定に定めるその未払分割払金の現価の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

(2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、第１項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から特約条項の規定に定めるその分割払金額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

４．この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、第１項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

(2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に積立利率保証期間更新日が到来して更新時差額返還金があった場合で、保険契約者からの請求によりその更新時差額返還金が支払われたときには、第１項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款の規定に定めるその更新時差額返還金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

５．この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がＡ型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、生存給付金の円換算額上限設定特約条項第９条（主契約に円貨支払特約が適用される場合の特則）に定める死亡保険金の額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

６．この特約とあわせて主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に主契約が円貨建の生存給付金付終身保険に移行し、支払われた移行時差額返還金があるときには、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等の額を第１項に定める会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額からその移行時差額返還金の額を差し引いた額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

(2) この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がＡ型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、前号の規定にかかわらず、生存給付金の円換算額上限設定特約条項第９条に定める死亡保険金の額からその移行時差額返還金の額を差し引いた額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

7．この特約とあわせて主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合で、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置の型がＢ型となる保険金等がすえ置かれているときには、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にそのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第１項の規定を適用します。

(2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金または運用成果払出金がある場合には、前号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその定期支払金、定期給付金または運用成果払出金の額を差し引いた額」と読み替えて適用します。

(3) この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、第１号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金およびその未払分割払金の現価の全額」と読み替えて適用します。

(ｲ) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、第１号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその分割払金額を差し引いた額」と読み替えて適用します。

（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）

第11条　主契約に運用期間中年金支払移行特約または年金支払移行特約とあわせてこの特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第１回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。

(2) 前号の場合、運用期間中年金支払移行特約条項第３条（特約年金額の計算）または年金支払移行特約条項第３条（特約年金額の計算）の規定にかかわらず、特約年金額は、特約年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて特約年金原資額を円貨に換算した金額（以下「円換算特約年金原資額」といいます。）をもとに、特約年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。

(3) 前号の会社所定の為替レートは、特約年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(4) つぎの(ｱ)および(ｲ)の場合には、この特約の適用は行ないません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

(ｱ) 第２号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないとき。

(ｲ) 年金支払期間中に支払われるべき円貨の特約年金の合計額が円換算特約年金原資額に満たないとき。

２．この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がＡ型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、特約年金支払開始日の前日における主契約の解約返還金を前項に定める会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額に特約年金支払開始日の前日における繰越準備金を加えた額を円換算特約年金原資額とし、前項の規定を適用します。

３．前項の場合で、主契約に生存給付金の支払日指定特則が適用されており、主約款の規定により生存給付金積立金が積み立てられているときには、前項の規定は、「特約年金支払開始日の前日における主契約の解約返還金」を「特約年金支払開始日の前日における主約款第21条（解約返還金）に定める解約返還金に同日における生存給付金積立金を加えた金額」と読み替えて適用します。

（通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則）

第12条　この特約を通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合には、第２条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

２．この特約を通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金（支払額が死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、つぎの(ｱ)および(ｲ)のとおり取り扱います。

(ｱ) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(2) 死亡時増額期間満了時における未払年金の現価の一時支払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡時増額期間満了時における未払年金の現価を円貨により支払います。この場合、つぎの(ｱ)および(ｲ)のとおり取り扱います。

(ｱ) 死亡時増額期間の満了日の翌日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡時増額期間満了時における未払年金の現価を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、死亡時増額期間の満了日の翌日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第13条　この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、第２条（年金を支払う場合の取扱）および第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）の規定は適用しません。

２．この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金（支払額が残余年金支払期間の未払年金の現価である場合に限ります。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払年金の現価または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(2) 前号の場合、つぎの(ｱ)および(ｲ)のとおり取り扱います。

(ｱ) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて残余年金支払期間の未払年金の現価または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

３．この特約を運用期間中年金支払移行特約または年金支払移行特約が付加されている年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）にあわせて付加した場合には、特約年金（支払額が残余年金支払期間の未払特約年金の現価である場合に限ります。）の支払の請求または特約年金の一括払の請求について、前項の規定を準用します。

（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則）

第14条　主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合には、第３条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）第１項、第８条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第１項、第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）第１項第１号および第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）の規定は、「主約款」を「主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。

２．前項の規定にかかわらず、この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条の規定により第11条の規定は適用しません。

（主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約等が付加されている場合の特則）

第15条　主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約または保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約が付加されている場合には、第３条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）および第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）の規定は適用しません。

（生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第16条　この特約を生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合には、第２条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

２．この特約を生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 遺族年金の一括払の請求に際して、遺族年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、遺族年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(2) 前号の場合、つぎの(ｱ)および(ｲ)のとおり取り扱います。

(ｱ) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて遺族年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合の特則）

第17条　この特約を予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の規定により、死亡保険金を支払う際に死亡保険金とともに死亡保険金受取人に払い戻される返還金について、第３条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

(2) 第５条（解約返還金を支払う場合の取扱）第１項の規定は、「基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額」を「保険料の減額もしくは第２保険期間死亡保険金額の減額」と、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（減額の場合の返還金を含み、解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。

(3) 前条までに定めるほか、保険契約の失効による返還金について、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 保険契約の失効による返還金の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、当該返還金を円貨により支払います。

(ｲ) 前(ｱ)の場合、主約款の規定により保険契約が効力を失った日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて当該返還金を円貨に換算します。

(ｳ) 前(ｲ)の会社所定の為替レートは、主約款の規定により保険契約が効力を失った日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(4) この特約を保険料円貨払込特約（平準払用）が付加されている予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）にあわせて付加した場合には、第２号の規定にかかわらず、第５条第１項の規定は、「基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額」を「保険料もしくは保険料円貨払込金額の減額もしくは第２保険期間死亡保険金額の減額」と、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（減額の場合の返還金を含み、解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。

(5) この特約を年金支払移行特約（平準払用）が付加されている予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）にあわせて付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 第８条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第１項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または年金支払移行特約（平準払用）条項の規定」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約年金受取人」

と読み替えて適用します。

(ｲ) 前条までに定めるほか、特約年金（支払額が残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価または死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または特約年金の一括払の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(ｳ) 前(ｲ)の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて、残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(ｴ) 前(ｳ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則）

第18条　主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第１回の特約介護年金の請求に際して、特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約介護年金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 特約介護年金額の計算においては、第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）第１項第２号および同条同項第３号の規定を準用します。

(ｲ) 前(ｱ)の規定により計算された特約基本介護年金額が会社の定める金額に満たない場合には、この特約の適用は行ないません。この場合、会社は、その旨を特約介護年金受取人に書面によって通知します。

(ｳ) 前(ｱ)の規定により計算された特約基本介護年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算特約介護年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を特約介護年金受取人に支払います。

(ｴ) この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がＡ型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、第11条第２項の規定を準用します。

(ｵ) 前(ｴ)の場合で、主契約に生存給付金の支払日指定特則が適用されており、主約款の規定により生存給付金積立金が積み立てられているときには、第11条第３項の規定を準用します。

(2) 第１回の特約介護年金の請求後、特約介護年金（支払額が残余保証期間の未払特約介護年金の現価または死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または特約介護年金の一括払の請求に際して、特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余保証期間の未払特約介護年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約介護年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、前条第５号の規定を準用します。

(3) 第８条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第１項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または介護年金支払移行特約条項の規定」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）」と読み替えて適用します。

(4) 介護年金支払移行特約とあわせて主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 第１号および第２号の規定は、「主約款」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。

(ｲ) 第14条（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則）第１項および前号の規定にかかわらず、第８条第１項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項もしくは介護年金支払移行特約条項の規定」と、「主約款の

通貨」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項の通貨」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）」と読み替えて適用します。

（積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第19条　この特約を積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第３条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）および第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）の規定は、認知症介護保険金を支払う場合に準用します。

(2) 前号の場合で主契約の規定により認知症介護保険金について代理請求が行なわれるときは、第３条の規定は、「死亡給付金等の受取人」を「主約款に定める代理人」と、第10条の規定は、「特約年金受取人」を「主約款に定める代理人」と読み替えて適用します。

（主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合の取扱）

第20条　主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項の規定により、最終回の生存給付金支払日に対象額から上限額指定通貨換算額を差し引いた金額を支払う際に、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときは、当該金額を円貨により支払います。この場合、第８条（その他の返還金を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

（主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の取扱）

第21条　主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) すえ置期間の満了（保険金等のすえ置特約条項に定めるすえ置の型がＡ型の場合に限ります。）により、同特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) すえ置期間の満了日の翌日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、すえ置期間の満了日の翌日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(2) 保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の請求に際して、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) すえ置かれている保険金等の請求を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、すえ置かれている保険金等の請求を会社が受け付けた日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(3) すえ置期間中に保険金等の受取人が死亡したことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人の相続人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第８条（その他の返還金を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

(4) すえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が解約されたことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第５条（解約返還金を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

(5) すえ置期間中に重大事由によりすえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が解除されたことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第８条の規定を準用します。

(6) すえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が消滅（解約および重大事由による解除による消滅を除きます。）したことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人（本号(ｱ)の場合には、死亡給付金等の受取人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 主契約の死亡給付金等の支払事由が生じたことによる保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第３条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

(ｲ) 主約款および各特約条項の規定により年金（年金の名称の如何を問いません。以下同じ。）が支払われるべき期間の満了による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、つぎのとおり取り扱います。

a. 年金が支払われるべき期間の満了日の翌日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。

b. 前a.の会社所定の為替レートは、年金が支払われるべき期間の満了日の翌日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(ｳ) 年金の支払開始日以後における被保険者の死亡（被保険者の死亡により、年金の支払の請求を要する場合に限ります。）または年金の一括払による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、つぎのとおり取り扱います。

a. 年金の支払または年金の一括払の請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本(ｳ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。

b. 前a.の会社所定の為替レートは、年金の支払または年金の一括払の請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(ｴ) 年金の支払開始日以後における被保険者の死亡（被保険者の死亡により、年金の支払の請求を要する場合を除きます。）による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第８条の規定を準用します。

(ｵ) 死亡時増額期間満了時における未払年金の現価の一時支払による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第12条（通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則）第２項第２号の規定を準用します。

(ｶ) 免責事由により、主契約の死亡給付金等または年金が支払われないことによる保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第８条の規定を準用します。

（予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合の特則）

第22条　この特約を予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合には、第２条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

２．この特約を予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金（支払額が残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価または死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価もしくは死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(2) 前号の場合、つぎの(ｱ)および(ｲ)のとおり取り扱います。

(ｱ) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標と

して指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価もしくは死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(3) 主約款の規定により、死亡給付金を支払う際に死亡給付金とともに死亡給付金受取人に払い戻される返還金について、第３条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

(4) 第５条（解約返還金を支払う場合の取扱）第１項の規定は、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。

(5) 前条までに定めるほか、保険契約の失効による返還金について、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 保険契約の失効による返還金の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、当該返還金を円貨により支払います。

(ｲ) 前(ｱ)の場合、主約款の規定により保険契約が効力を失った日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて当該返還金を円貨に換算します。

(ｳ) 前(ｲ)の会社所定の為替レートは、主約款の規定により保険契約が効力を失った日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（通貨指定型個人年金保険（24）に付加した場合の特則）

第23条　この特約を通貨指定型個人年金保険（24）に付加した場合には、第２条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

２．この特約を通貨指定型個人年金保険（24）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(ｲ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(ｲ) 前(ｱ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(2) 年金の分割払中に年金の一括払が請求された場合で、未払分割払金の現価を支払う際に年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾したときは、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、未払分割払金の現価を円貨により支払います。この場合、前号の規定を準用します。

(3) 年金の分割払中に主契約が消滅した場合（年金の一括払により消滅した場合を除きます。）で、未払分割払金の現価を支払う際に年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾したときは、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、未払分割払金の現価を円貨により支払います。この場合、第８条（その他の返還金を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約条項　目次

この特約の概要

第１条　特約の締結
第２条　保険金を支払う場合の取扱
第３条　特約の解約
第４条　特約の消滅とみなす場合
第５条　主約款の規定の準用
第６条　主契約の基本保険金額を減額する場合の取扱
第７条　主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合の特則
第８条　主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合の特則
第９条　主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則
第10条　主契約に目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約等が付加されている場合の特則
第11条　主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則

保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における保障抑制期間中の外貨建の保険金を円貨により支払い、その支払額を最低保証する取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第１条　保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（保険金を支払う場合の取扱）

第２条　この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主契約の保障抑制期間中に支払事由が生じた場合の保険金の支払額は、つぎの各号の金額のうちいずれか大きい金額とします。

(1) 主約款に定める主契約の指定通貨建の保険金の支払額を、保険金の請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本条において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額

(2) 主契約の指定通貨建の一時払保険料を、主契約の一時払保険料または一時払保険料充当金を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本条において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額（以下「円貨最低保証額」といいます。）

２．前項第１号の会社所定の為替レートは、保険金の請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

３．第１項第２号の会社所定の為替レートは、主契約の一時払保険料または一時払保険料充当金を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

（特約の解約）

第３条　この特約のみの解約はできません。

（特約の消滅とみなす場合）

第４条　つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(1) 主契約の保障抑制期間が満了したとき。

(2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

（主約款の規定の準用）
第５条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約の基本保険金額を減額する場合の取扱）
第６条　主契約の基本保険金額を減額する場合には、円貨最低保証額についても同時に減額されるものとします。この場合、減額後の円貨最低保証額は、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

（主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合の特則）
第７条　主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合には、第２条（保険金を支払う場合の取扱）第１項第２号の規定にかかわらず、保険料円貨入金特約条項に定める円貨払込金額を円貨最低保証額とします。
２．主契約の基本保険金額を減額する場合には、前項に定める円貨最低保証額についても同時に減額されるものとします。この場合、減額後の円貨最低保証額は、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

（主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合の特則）
第８条　主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合には、第２条（保険金を支払う場合の取扱）第１項第２号および第３項の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。
(1) 主契約の指定通貨建の一時払保険料を、保険料外貨入金特約条項に定める外貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本条において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額を円貨最低保証額とします。
(2) 前号の会社所定の為替レートは、外貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。
２．主契約の基本保険金額を減額する場合には、前項に定める円貨最低保証額についても同時に減額されるものとします。この場合、減額後の円貨最低保証額は、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

（主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則）
第９条　この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約が付加された場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（主契約に目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約等が付加されている場合の特則）
第10条　主契約に目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約または目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約（認知症介護型）とあわせてこの特約が付加されている場合で、主契約が定額の円貨建終身保険または定額の円貨建認知症介護保障終身保険に移行したときは、この特約は消滅したものとみなします。

（主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則）
第11条　主契約に介護年金支払移行特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、主契約の全部が特約介護年金に移行したときには、この特約は消滅したものとみなします。

円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）条項　目次

この特約の概要

第１条　特約の締結
第２条　主契約の円貨建の終身保険への移行
第３条　移行後基本保険金額
第４条　移行日以後の取扱
第５条　特約の解約
第６条　特約の消滅とみなす場合
第７条　年齢の計算
第８条　主約款の規定の準用

円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）を円貨建の終身保険に移行させることを目的としたものです。

（特約の締結）

第１条　保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める範囲で、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（主契約の円貨建の終身保険への移行）

第２条　この特約を付加した主契約は、会社がこの特約の付加の申込を会社の本社または会社の指定した場所で受け付けた日（以下「特約申込日」といいます。）の翌日（以下「移行日」といいます。）に円貨建の終身保険に移行します。

２．円貨建の終身保険に移行したときは、会社は、その旨を保険契約者に書面（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）による場合を含みます。以下同じ。）によって通知します。

（移行後基本保険金額）

第３条　会社は、移行日に、会社の定める方法により、第３項に定める円換算解約返還金額をもとに、移行日における会社の定める率により計算した金額を移行後基本保険金額として定めます。この場合、第７条（年齢の計算）の規定により定める移行日における被保険者の年齢をもとに計算します。

２．会社は、移行後基本保険金額を保険契約者に書面によって通知します。

３．円換算解約返還金額は、特約申込日における主契約の解約返還金額を特約申込日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。この場合、会社所定の為替レートは、特約申込日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

４．移行後基本保険金額は会社の定める金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、そのこえる部分に対応する円換算解約返還金額を保険契約者に支払います。

５．移行後基本保険金額が会社の定める金額に満たない場合には、第１条（特約の締結）の規定にかかわらず、この特約を締結することはできません。

（移行日以後の取扱）

第４条　第２条（主契約の円貨建の終身保険への移行）の規定により円貨建の終身保険に移行した場合は、移行日以後、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。ただし、主契約の保険契約の型が死亡保障型の場合、本項第３号および第５号の規定は適用しません。

(1) 通貨の種類は円貨とし、主契約にかかわる金銭の支払は、円貨をもって行ないます。

(2) 死亡保険金の支払事由は被保険者が死亡したときとし、死亡保険金額は被保険者が死亡した時の移行後基本保険金額とします。

(3) 認知症介護保険金の支払事由は、被保険者が主契約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、主約款に定める認知症と診断確定されたときまたは主約款に定める要介護状態に該当したときとし、認知症介護保険金額は被保険者が認知症介護保険金の支払事由に該当した時の移行後基本保険金額とします。

(4) 死亡保険金の免責事由に該当した場合はつぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 死亡保険金が支払われない場合の保険契約者への支払額は、被保険者が死亡した時の責任準備金額（死亡保険金の一部が支払われない場合は、支払われない部分に対応する責任準備金額とします。）とします。

(ｲ) 死亡保険金を削減した場合の支払額は、被保険者が死亡した時の責任準備金額を下回らないこととします。

(5) 認知症介護保険金の免責事由に該当した場合で、認知症介護保険金を削減したときの支払額は、被保険者が認知症介護保険金の支払事由に該当した時の責任準備金額を下回らないこととします。

(6) 解約返還金額は経過に応じて計算します。

2．保険契約者は、会社の定める範囲で、将来に向って、移行後基本保険金額を減額することができます。この場合、つぎのとおりとします。

(1) 減額後の移行後基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

(2) 移行後基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

(3) 移行後基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱います。この場合、減額分の返還金額は、前項第６号の規定に準じて計算した金額とします。

(4) 本項の規定により、移行後基本保険金額の減額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

(5) 主約款の保険金の受取人による保険契約の存続の規定は、移行後基本保険金額の減額について準用します。

3．第２条の規定により円貨建の終身保険に移行した場合は、移行日以後、主約款に定めるつぎの各号の規定は適用しません。

(1) 保障抑制期間に関する規定

(2) 積立金、積立金額、積立利率および積立利率保証期間に関する規定

(3) 基本保険金額に関する規定

(4) 最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱の規定

（特約の解約）

第５条　この特約のみの解約はできません。

（特約の消滅とみなす場合）

第６条　主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（年齢の計算）

第７条　この特約を付加した場合の被保険者の年齢の計算については、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

(1) 移行日における被保険者の年齢（以下「移行後年齢」といいます。）は、移行日現在の満年で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。

(2) 移行日後の被保険者の年齢は、前号の移行後年齢に、移行日の年単位の応当日ごとに１歳を加えて計算します。

（主約款の規定の準用）

第８条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表１　請求書類

項　　目	必　　要　　書　　類
移行後基本保険金額の減額	(1) 会社所定の移行後基本保険金額の減額請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 ２．会社は、請求書類について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。	

年金支払移行特約条項　目次

この特約の概要

第１条　用語の意義
第２条　特約の締結
第３条　特約年金額の計算
第４条　特約年金の種類
第５条　特約年金の支払
第６条　特約年金の一括払
第７条　特約年金の継続支払
第８条　特約年金の請求、支払時期および支払場所
第９条　特約年金受取人
第10条　遺言による特約年金受取人の変更
第11条　後継特約年金受取人
第12条　遺言による後継特約年金受取人の指定または変更
第13条　年齢の計算
第14条　解約の取扱
第15条　時効
第16条　主約款の規定の準用
第17条　積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則
第18条　主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合の特則
第19条　積立利率変動型定額部分付変額終身保険（15）等に付加した場合の特則
第20条　積立利率変動型定額部分付変額終身保険（15）等に付加した場合の特約年金支払開始日等の特別取扱の特則
第21条　生存給付金付終身保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
第22条　主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の特則

年金支払移行特約条項

（この特約の概要）

この特約は、すでに締結されている主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）について、年金支払に移行することを目的としたものです。

（用語の意義）

第１条　この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1)「特約年金支払開始日」

「特約年金支払開始日」は、会社がこの特約の付加の申込を会社の本社または会社の指定した場所で受け付けた日の翌日とします。

(2)「特約年金支払日」

「特約年金支払日」とは、第１回の特約年金については特約年金支払開始日をいい、第２回以後の特約年金については、特約年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

（特約の締結）

第２条　保険契約者は、主契約の契約日から起算して１年以上経過している場合、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

２．特約年金に移行した部分については、特約年金支払開始日以後は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および各特約条項に定める保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付はありません。

３．つぎの各号の場合には、第１項の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

(1) 次条の規定により計算される特約年金額が、会社の定める金額に満たないとき。

(2) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額に満たないとき。

（特約年金額の計算）

第３条　前条の規定によりこの特約を締結したときは、会社の定める方法により、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額（以下「特約年金原資額」といいます。）をもとに、特約年金支払開始日における会社の定める率により特約年金額を定めます。

（特約年金の種類）

第４条　特約年金の種類は、確定年金とします。

（特約年金の支払）

第５条　特約年金は、つぎのとおりとします。

	支　払　額	受取人	特約年金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
確定年金	特約年金額	特約年金受取人	被保険者が年金支払期間中の特約年金支払日に生存しているとき
	残余年金支払期間の未払特約年金の現価		被保険者が年金支払期間中の最後の特約年金支払日前に死亡したとき

２．特約年金受取人と被保険者が同一の場合で、前項の規定により、未払特約年金の現価を支払うときは、第11条（後継特約年金受取人）および第12条（遺言による後継特約年金受取人の指定または変更）の規定により定める後継特約年金受取人に支払います。

（特約年金の一括払）

第６条　特約年金受取人は、年金支払期間の最後の特約年金支払日前に限り、将来の特約年金の全部の支払にかえて、残余年金支払期間の未払特約年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、未払特約年金の現価とし、保険契約（特約年金に移行した部分に限ります。）は特約年金の一括払を行なったときに消滅します。

（特約年金の継続支払）

第７条　特約年金受取人は、被保険者が死亡したことにより、残余年金支払期間の未払特約年金の現価が支払われることとなるときは、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、その支払にかえて、特約年金の継続支払を請求することができます。

２．前項の場合、残余年金支払期間中の特約年金支払日に特約年金を継続して支払い、年金支払期間の満了時に保険契約（特約年金に移行した部分に限ります。以下本項において同じ。）は消滅します。ただし、前条に定める特約年金の一括払の請求があったときは、保険契約は特約年金の一括払を行なったときに消滅します。

（特約年金の請求、支払時期および支払場所）

第８条　特約年金を請求するときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

２．主約款に定める保険給付の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特約年金の支払の場合に準用します。

（特約年金受取人）

第９条　保険契約者は、この特約の締結の際、被保険者の同意を得て、特約年金受取人を定めることを要します。ただし、特約年金受取人は保険契約者または被保険者であることを要します。

２．保険契約者と特約年金受取人が異なる場合、特約年金受取人は、特約年金支払開始日に、その移行する部分について保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

３．特約年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、特約年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の特約年金受取人は被保険者であることを要します。

４．前項の規定により特約年金受取人が変更された場合には、変更後の特約年金受取人は、その変更前の特約年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

５．第３項の通知をするときは、特約年金受取人は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

６．第３項の通知が会社に到着したときは、特約年金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。

７．前項の規定にかかわらず、第３項の通知が会社に到達する前に、変更前の特約年金受取人に特約年金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約年金受取人から特約年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（遺言による特約年金受取人の変更）

第10条　前条の規定によるほか、特約年金受取人は、法律上有効な遺言により、特約年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の特約年金受取人は被保険者であることを要します。

２．前項の特約年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

３．前２項の規定により特約年金受取人が変更された場合には、変更後の特約年金受取人は、その変更前の特約年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

４．第１項および第２項の規定による特約年金受取人の変更は、特約年金受取人が死亡した後、特約年金受取人の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。

５．前項の通知をするときは、特約年金受取人の相続人は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

（後継特約年金受取人）

第11条　特約年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継特約年金受取人を指定または変更することができます。この場合、後継特約年金受取人は１人の特約年金受取人に対して１人であることを要します。

２．前項の通知をするときは、特約年金受取人は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

３．特約年金受取人が特約年金の支払事由の発生以前に死亡したときは、後継特約年金受取人が新たな特約年金受取人となるものとし、その後継特約年金受取人はその死亡した特約年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

４．前項の場合で、後継特約年金受取人がすでに死亡しているときまたは後継特約年金受取人が指定されていないときは、特約年金受取人の法定相続人を後継特約年金受取人とし、前項の規定を適用します。

５．前２項の規定により特約年金受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

６．第１項の通知が会社に到着したときは、後継特約年金受取人の指定または変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。

７．前項の規定にかかわらず、第１項の通知が会社に到達する前に、指定または変更前の特約年金受取人または後継特約年金受取人に特約年金を支払ったときは、その支払後に指定または変更後の後継特約年金受取人から特約年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

８．第１項から前項までの規定にかかわらず、後継特約年金受取人が故意に特約年金受取人を死亡させたときは、その者は後継特約年金受取人としての取扱を受けることはできません。

（遺言による後継特約年金受取人の指定または変更）

第12条　前条の規定によるほか、特約年金受取人は、法律上有効な遺言により、後継特約年金受取人を指定または変更することができます。この場合、後継特約年金受取人は１人の特約年金受取人に対して１人であることを要します。

２．前項の後継特約年金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

３．前２項の規定による後継特約年金受取人の指定または変更は、特約年金受取人が死亡した後、特約年金受取人の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。

４．前項の通知をするときは、特約年金受取人の相続人は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

５．遺言により指定または変更された後継特約年金受取人については、前条第３項から第５項までおよび第８項の規定を準用します。

（年齢の計算）

第13条　この特約を付加した場合の被保険者の年齢の計算については、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

(1) 特約年金支払開始日における被保険者の年齢（以下「移行後年齢」といいます。）は、特約年金支払開始日現在の満年で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。

(2) 特約年金支払開始日後の被保険者の年齢は、前号の移行後年齢に、特約年金支払日ごとに１歳を加えて計算します。

（解約の取扱）
第14条　この特約を付加した場合、主契約の解約およびこの特約のみの解約はできません。

（時効）
第15条　特約年金の支払を請求する権利は、これを行使することができる時から３年間行使しない場合には消滅します。

（主約款の規定の準用）
第16条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則）
第17条　この特約を積立利率変動型終身保険、積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合で、年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にその更新時差額返還金の全額を加えた額に満たないときには、第２条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
(2) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を特約年金原資額とし、第３条（特約年金額の計算）の規定を適用します。
(3) 特約年金支払開始日以後は、主約款に定める更新時差額返還金はありません。

（主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合の特則）
第18条　この特約を定期支払金の分割払特約が付加されている主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合で、年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にその未払分割払金の現価の全額を加えた額に満たないときには、第２条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
(2) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にその未払分割払金の現価の全額を加えた額を特約年金原資額とし、第３条（特約年金額の計算）の規定を適用します。

（積立利率変動型定額部分付変額終身保険（15）等に付加した場合の特則）
第19条　主契約が積立利率変動型定額部分付変額終身保険（15）または積立利率変動型定額部分付変額終身保険（通貨指定型）の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) 特約年金支払開始日以後は、特別勘定による資産の運用はしません。
(2) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日末の主契約の解約返還金額に満たないときには、第２条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
(3) 特約年金支払開始日の前日末の主契約の解約返還金額を特約年金原資額とし、第３条（特約年金額の計算）の規定を適用します。
(4) 会社は、天災、戦争その他の変乱、火災またはシステム障害その他これらに準じる突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないとき（以下「特別勘定資産の売買が不能なとき」といいます。）は、その特別勘定について売買ができなくなった日から売買ができることとなった日の前日までの期間（以下「取引停止期間」といいます。）中、この特約の付加の申込の受付を行なわず、すでに受け付けていた場合でも、この特約の付加の申込はなかったものとして取り扱います。
(5) 会社は、前号の取扱を行なう場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

（積立利率変動型定額部分付変額終身保険（15）等に付加した場合の特約年金支払開始日等の特別取扱の特則）
第20条　主契約が積立利率変動型定額部分付変額終身保険（15）または積立利率変動型定額部分付変額終身保険（通貨指定型）の場合には、前条までに定める特約年金支払開始日および特約年金原資額の取扱（この取

扱を特約年金支払開始日等の通常取扱といいます。）のほか、保険契約者は、この特約を主約款の規定に定める第２保険期間移行日に主契約に付加して締結する際、主約款の規定に定める第２保険期間移行日を特約年金支払開始日とし、第３条（特約年金額の計算）の規定の適用にあたって特約年金支払開始日の前日末の主契約の積立金額を特約年金原資額とする取扱（この取扱を特約年金支払開始日等の特別取扱といいます。）を選択することができます。

２．前項の規定にかかわらず、つぎの各号の場合には、本条の特約年金支払開始日等の特別取扱は行ないません。

(1) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日末の主契約の積立金額に満たない場合

(2) 特別勘定資産の売買が不能なときで、取引停止期間中に第２保険期間移行日が到来した場合

３．会社は、前項第２号の規定により本条の特約年金支払開始日等の特別取扱を行なわない場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

（生存給付金付終身保険（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第21条　この特約を生存給付金付終身保険（通貨指定型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約を生存給付金の支払日指定特則が適用されている生存給付金付終身保険（通貨指定型）に付加した場合で、主約款の規定により生存給付金積立金が積み立てられているときには、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が本号(ｲ)に定める特約年金原資額に満たない場合には、第２条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

(ｲ) 主約款第42条（生存給付金の支払日指定特則）第２項第３号中「第21条（解約返還金）に定める解約返還金」とあるのを「特約年金支払開始日の前日における第21条（解約返還金）に定める解約返還金」と、「解約返還金計算日」とあるのを「特約年金支払開始日の前日」と読み替えた場合の解約返還金の額を特約年金原資額とし、第３条（特約年金額の計算）の規定を適用します。

(2) この特約を生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている生存給付金付終身保険（通貨指定型）に付加した場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が本号(ｲ)に定める特約年金原資額に満たない場合には、第２条の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

(ｲ) 生存給付金の円換算額上限設定特約条項第５条（繰越準備金の取扱）第１項中「主契約の解約返還金」とあるのを「特約年金支払開始日の前日における主契約の解約返還金」と、「主契約の解約返還金計算日」とあるのを「特約年金支払開始日の前日」と読み替えた場合の解約返還金の額を特約年金原資額とし、第３条の規定を適用します。

(3) 第１号の場合で、生存給付金付終身保険（通貨指定型）に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されており、生存給付金の円換算額上限設定特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が本号(ｲ)に定める特約年金原資額に満たない場合には、第２条の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

(ｲ) 第１号(ｲ)において特約年金原資額として定めた解約返還金の額に、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型に応じて、つぎの金額を加えた額を特約年金原資額とし、第３条の規定を適用します。

a. 特約の型がＡ型の場合

特約年金支払開始日の前日における繰越準備金をその日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における生存給付金の円換算額上限設定特約条項第５条第２項に定める会社所定の為替レートを用いて指定通貨に換算した金額

b. 特約の型がＢ型、Ｃ型またはＤ型の場合

特約年金支払開始日の前日における繰越準備金

（主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の特則）

第22条　この特約を保険金等のすえ置特約が付加されている主契約に付加した場合で、この特約における特約年

金への移行元となる部分について、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置の型がＢ型となる保険金等がすえ置かれているときには、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が次号に定める特約年金原資額に満たない場合には、第２条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

(2) 特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にそのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額を特約年金原資額とし、第３条（特約年金額の計算）の規定を適用します。

(3) この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合で、同特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金があるときには、前号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金およびその未払分割払金の現価の全額」と読み替えて適用します。

別表１　請求書類

	項　　目	必　要　書　類
1	第１回の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 特約年金受取人の戸籍抄本 (4) 特約年金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券
2	第２回以後の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 特約年金受取人の戸籍抄本 (4) 特約年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
3	特約年金の継続支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 特約年金受取人の戸籍抄本 (4) 特約年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
4	特約年金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の特約年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
5	遺言による特約年金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の特約年金受取人の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 変更前の特約年金受取人の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 年金証書
6	後継特約年金受取人の指定または変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 特約年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
7	遺言による後継特約年金受取人の指定または変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 特約年金受取人の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 特約年金受取人の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 年金証書
（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 ２．会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。		

死亡給付金等の年金払特約条項　目次

この特約の概要

第１条　用語の意義
第２条　特約年金の支払
第３条　特約年金の支払に関する補則
第４条　特約年金の現価の一時支払
第５条　特約年金の請求、支払時期および支払場所
第６条　特約の締結
第７条　特約の解約
第８条　特約の返還金
第９条　特約の消滅とみなす場合
第10条　特約年金が支払われる場合の特約年金受取人に関する取扱
第11条　特約年金の支払回数の変更
第12条　時効
第13条　主約款の規定の準用
第14条　主契約に運用期間中年金支払移行特約条項等を適用した場合の特則
第15条　定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）等に付加した場合等の特則
第16条　積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則
第17条　変額個人年金保険（13）に付加した場合の特則
第18条　主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則
第19条　積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合の特則
第20条　主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約が付加されている場合の特則
第21条　積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合の特則
第22条　主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の特則

死亡給付金等の年金払特約条項

（この特約の概要）

この特約は、死亡給付金等について、一時支払にかえて年金支払を行なうことを目的としたものです。

（用語の意義）

第１条　この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1)「特約年金額」

「特約年金額」とは、特約年金を支払う場合に基準となる金額として、次条第２項の規定により定めた金額をいいます。ただし、第11条（特約年金の支払回数の変更）の規定により特約年金の支払回数が変更されたときは、変更後の支払回数にもとづき次条第２項の規定により定めた金額をいいます。

(2)「年金支払期間」

「年金支払期間」とは、特約年金が支払われる場合に、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡給付金または死亡保険金その他の保険金（以下「死亡給付金等」といいます。）の支払事由が生じた日から、最終回の特約年金の支払日までの期間をいいます。なお、年金支払期間が満了したときは、この特約は消滅します。

（特約年金の支払）

第２条　会社は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により主契約の死亡給付金等が支払われることとなるときは、死亡給付金等の一時支払にかえて、次項の規定によって定められた特約年金額と同額の特約年金を特約年金受取人に支払います。

２．前項の場合、会社の定める方法により、主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等の額（以下「死亡給付金額等」といいます。）をもとに、死亡給付金等の支払事由が生じた日における会社の定める率により特約年金額を定めます。ただし、特約年金受取人が２人以上であるときは、各特約年金受取人について、死亡給付金等の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。

３．前項の規定によって定められた特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第１項の規定にかかわらず、会社は、死亡給付金額等（特約年金受取人が２人以上であるときは、死亡給付金額等のうちその

特約年金を受け取るべきこの特約における特約年金受取人に対応する金額とします。）を一時に支払います。この場合、この特約（特約年金受取人が２人以上であるときは、この特約における当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は、消滅します。

４．特約年金の支払回数については、保険契約者がこの特約の締結時に定めた一定の回数とします。ただし、特約の締結後にその回数が変更されたときは、変更後の回数とします。

５．特約年金受取人が２人以上であるときは、すべての特約年金受取人について、特約年金の支払回数は同一とします。

６．特約年金の支払日については、つぎのとおりとします。

(1) 第１回の特約年金

主契約の死亡給付金等の支払事由が生じた日

(2) 第２回以後の特約年金

第１回の特約年金の支払日の年単位の応当日

（特約年金の支払に関する補則）

第３条　特約年金受取人は、主契約の死亡給付金等の受取人とします。ただし、死亡給付金等の受取人が２人以上である場合で、死亡給付金等の受取人が故意に主契約の被保険者を死亡させたときは、その主契約の死亡給付金等の受取人を除きます。

２．第１回の特約年金の支払日以後、特約年金受取人を変更することはできません。

３．特約年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に特約年金受取人が死亡したときは、前条に定める年金の支払の規定にかかわらず、会社は、特約年金の未支払分の現価を、死亡した特約年金受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、この特約（特約年金受取人が２人以上であるときは、死亡した特約年金受取人に対応する部分とします。）は、その特約年金受取人の死亡時に消滅します。

４．特約年金受取人は、死亡給付金等の支払事由発生後、第１回の特約年金が支払われる前に限り、特約年金の支払にかえて、主約款の規定により、死亡給付金等（特約年金受取人が２人以上であるときは、死亡給付金等のうちこの特約における当該特約年金受取人に対応する金額とします。以下次項において同じ。）の支払を請求することができます。

５．前項の場合、会社が、死亡給付金等を支払ったときは、この特約（特約年金受取人が２人以上であるときは、前項の請求を行なった特約年金受取人に対応する部分とします。）は消滅します。

（特約年金の現価の一時支払）

第４条　特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。

２．会社が、特約年金の未支払分の現価を一時に支払った場合には、この特約（特約年金受取人が２人以上であるときは、この特約における当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は消滅します。

（特約年金の請求、支払時期および支払場所）

第５条　特約年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約年金受取人は、すみやかに会社に通知してください。

２．特約年金の支払事由が生じたときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、第１回の特約年金を請求してください。この場合、特約年金受取人が２人以上のときは、特約年金受取人は共同して請求することを要します。

３．会社は、第１回の特約年金を支払うときに、年金証書を作成して特約年金受取人に交付します。

４．第２回以後の特約年金の支払日が到来したときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

５．前条の規定により特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求するときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。

６．主約款に定める死亡給付金等の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特約年金の支払の場合に準用します。

（特約の締結）

第６条　保険契約者は、主契約の契約日以後、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の解約）
第７条　保険契約者は、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

（特約の返還金）
第８条　この特約に対する解約返還金はありません。

（特約の消滅とみなす場合）
第９条　つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
(1) 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合。ただし、特約年金の支払事由が生じたときを除きます。
(2) 主契約の年金支払開始日が到来したとき。

（特約年金が支払われる場合の特約年金受取人に関する取扱）
第10条　特約年金が支払われる場合には、主契約の死亡給付金等の支払事由が生じた時に、この特約にかかわる一切の権利義務が特約年金受取人に承継されます。

（特約年金の支払回数の変更）
第11条　保険契約者は、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、会社の承諾を得て、特約年金の支払回数を変更することができます。
２．前項の規定にかかわらず、第２条（特約年金の支払）第２項の規定によって定められた特約年金額が会社の定める金額に満たない場合には、第２条第３項の規定にかかわらず、特約年金受取人は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲で、特約年金の支払回数を変更することができます。この場合、第２条第５項の規定は適用しません。
３．前項の規定にかかわらず、会社の定める金額に満たない特約年金額について、変更後の支払回数にもとづき第２条第２項の規定により新たに計算した金額が、会社の定める金額に満たないときは、特約年金の支払回数の変更は取り扱いません。
４．特約年金の支払回数の変更をするときは、保険契約者（主契約の死亡給付金等の支払事由発生後は特約年金受取人とします。）は、請求に必要な書類（別表１）を提出してください。この場合、特約年金受取人が２人以上のときで、第２項の変更をするときは、特約年金受取人は共同して請求することを要します。

（時効）
第12条　特約年金の支払を請求する権利は、これを行使することができる時から３年間行使しない場合には消滅します。

（主約款の規定の準用）
第13条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約に運用期間中年金支払移行特約条項等を適用した場合の特則）
第14条　この特約を付加した主契約に運用期間中年金支払移行特約条項または年金支払移行特約条項を適用した場合には、この特約は消滅します。

（定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）等に付加した場合等の特則）
第15条　この特約を定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）、定期支払金付積立利率変動型終身保険、年金原資保証型変額個人年金保険（14）もしくは年金原資保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合またはこの特約とあわせて主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金があるときには、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金の額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第２条（特約年金の支払）の規定を適用します。
２．この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその未払分割払金の現価の全額を加えた額を死亡給付金額等とし、第２条の規定を適用します。

(2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその分割払金額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第２条の規定を適用します。

（積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則）

第16条　この特約を積立利率変動型終身保険、積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を死亡給付金額等とし、第２条（特約年金の支払）の規定を適用します。

(2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に積立利率保証期間更新日が到来して更新時差額返還金があった場合で、保険契約者からの請求によりその更新時差額返還金が支払われたときには、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその更新時差額返還金の額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第２条の規定を適用します。

（変額個人年金保険（13）に付加した場合の特則）

第17条　この特約を変額個人年金保険（13）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第９条（特約の消滅とみなす場合）第２号の規定は適用しません。

(2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた主契約の年金があるときには、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその年金の額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第２条（特約年金の支払）の規定を適用します。

（主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則）

第18条　主契約に介護年金支払移行特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、主契約の全部が特約介護年金に移行したときには、この特約は消滅したものとみなします。

（積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第19条　この特約を積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合で、主契約の認知症介護保険金が支払われることとなるときは、第３条（特約年金の支払に関する補則）第４項の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 特約年金受取人は、認知症介護保険金の支払事由発生後、第１回の特約年金が支払われる前に限り、会社の定める取扱範囲で、特約年金のうち全部または一部の支払にかえて、主約款の規定による認知症介護保険金の全部または一部の支払を請求することができます。

(2) 前号の場合、会社が、認知症介護保険金の全部を支払ったときは、この特約は消滅します。

(3) 第１号に定める認知症介護保険金の一部の支払の請求があったときは、主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる認知症介護保険金の額から第１号の規定により支払われる額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第２条（特約年金の支払）の規定を適用します。

２．主約款に定める保険金の代理請求に関する規定は、この特約による特約年金の支払（第４条（特約年金の現価の一時支払）に定める特約年金の現価の一時支払および前項に定める認知症介護保険金の全部または一部の支払を含みます。）の場合に準用します。

（主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約が付加されている場合の特則）

第20条　主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に主契約が円貨建の生存給付金付終身保険に移行し、支払われた移行時差額返還金があるときは、主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等の額からその移行時差額返還金を到達判定日における目標値判定為替レートで指定通貨に換算した金額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第２条（特約年金の支払）の規定を適用します。

（積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第21条　この特約を積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合で、終身保険移行特則の適用により主契約が年金支払開始日に終身保険に移行するときには、第９条（特約の消滅とみなす場合）第２号の規定は適用しません。

（主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の特則）

第22条　主契約に保険金等のすえ置特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置の型がＢ型となる保険金等がすえ置かれているときには、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にそのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額を死亡給付金額等とし、第２条（特約年金の支払）の規定を適用します。

(2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金または運用成果払出金がある場合には、前号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその定期支払金、定期給付金または運用成果払出金の額を差し引いた額」と読み替えて適用します。

(3) この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、第１号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金およびその未払分割払金の現価の全額」と読み替えて適用します。

(ｲ) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、第１号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその分割払金額を差し引いた額」と読み替えて適用します。

別表１　請求書類

(1) 特約年金の請求書類

	項　　目	必　　要　　書　　類
1	第１回の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 支払われることとなる主契約の死亡給付金等の請求書類
2	第２回以後の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人の戸籍抄本 (3) 特約年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
3	特約年金の未支払分の現価の一時支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人の戸籍抄本 (3) 特約年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 ２．会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。		

(2) その他の請求書類

項　　目	必　　要　　書　　類
特約年金の支払回数の変更	(1) 会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者（主契約の死亡給付金等の支払事由発生後は特約年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券
（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 ２．会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。	

保険契約者代理特約条項　目次

この特約の概要

第１条　特約の締結
第２条　保険契約者代理人による代理手続
第３条　保険契約者代理人の変更
第４条　告知義務違反による解除等の通知
第５条　特約の解約
第６条　特約の消滅とみなす場合
第７条　主約款等の規定の準用
第８条　積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合の特則

保険契約者代理特約条項

（この特約の概要）

この特約は、保険契約者（主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および各特約条項に定める年金（年金の名称の如何を問いません。以下同じ。）の支払開始日以後については年金の受取人とします。以下同じ。）が手続を自ら行なうことができない特別な事情があるときに、保険契約者代理人が保険契約者の代理人として手続を行なうことを可能とすることを主な内容とするものです。

（特約の締結）

第１条　保険契約者は、主契約の締結の際または主契約の締結後において、会社の定める取扱範囲で、被保険者の同意（被保険者の死亡後はこれを要しません。）および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（保険契約者代理人による代理手続）

第２条　保険契約者が手続を自ら行なうことができないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意（被保険者の死亡後はこれを要しません。）および会社の承諾を得てあらかじめ指定または次条の規定により変更した保険契約者代理人が、手続に必要な書類（別表１）を提出して、保険契約者の代理人として手続を行なうことができます。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。

(1) 手続を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
(2) 前号に準じる状態であると会社が認めた場合

２．保険契約者代理人が行なうことのできる手続は、つぎのとおりとします。

(1) 主約款および各特約条項に定める保険契約者が行なうことのできる手続とします。この場合、保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における、主約款および各特約条項に定める保険金等の受取人が行なうことのできる手続を含みます。
(2) 前号の規定にかかわらず、つぎの手続を除きます。
　(ｱ) 保険契約者の変更手続
　(ｲ) 保険金等の受取人の変更手続（被保険者の生存に関し支払う保険金等の受取人を保険契約者のみに変更する場合を除きます。）
　(ｳ) 保険契約者代理人ならびに主約款および各特約条項に定める指定代理請求人の変更手続
　(ｴ) 主約款および各特約条項に定める代理請求が可能な保険金等の請求手続

３．前２項の規定により受取人を変更する場合で、保険契約者と被保険者が同一人であるときは、保険契約者代理人が被保険者の代理人として同意を行なうことができます。

４．第１項および第２項の規定により保険契約者代理人が手続を行なう場合、保険契約者代理人は手続時においてつぎのいずれかに該当することを要します。

(1) つぎの範囲内の者
　(ｱ) 保険契約者の戸籍上の配偶者
　(ｲ) 保険契約者の直系血族
　(ｳ) 保険契約者の３親等内の親族
(2) 前号以外の者でつぎの範囲内の者。ただし、会社所定の書類（別表１）によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続を行なうべき相当な関係があると会社が認めた者に限ります。
　(ｱ) 保険契約者と同居しまたは生計を一にしている者

(ｲ) 保険契約者の財産管理を行なっている者
(ｳ) 被保険者
(ｴ) 保険金等の受取人
(ｵ) その他(ｱ)から(ｴ)までに定める者と同等の関係にある者

５．第１項、第２項および前項の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険契約者を第１項各号に定める状態に該当させた者は、保険契約者の代理人として手続を行なうことができません。

６．保険契約者代理人の変更が行なわれた場合、変更を行なった後は、変更前に手続可能な手続があっても、変更を行なう前の保険契約者代理人による代理手続は取り扱いません。

７．本条の規定により保険契約者代理人が行なった手続は、保険契約者に対してその効力を生じます。

８．本条の規定により保険金等の代理請求を行なう場合で、主約款の規定にもとづき会社が必要な事項の確認を行なう際、本条に定める保険契約者代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

（保険契約者代理人の変更）

第３条　保険契約者は、被保険者の同意（被保険者の死亡後はこれを要しません。）および会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。

２．保険契約者代理人の変更をするときは、保険契約者は、手続に必要な書類（別表１）を提出してください。

（告知義務違反による解除等の通知）

第４条　主契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、保険契約者またはその住所もしくはその居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款に定める通知先のほか、保険契約者代理人に通知することがあります。

（特約の解約）

第５条　保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

（特約の消滅とみなす場合）

第６条　つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(1) 保険契約者または保険契約者代理人が死亡したとき。
(2) 保険契約者が変更されたとき。
(3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
(4) 保険契約者と年金の受取人が異なる場合で、主約款および各特約条項に定める年金の支払開始日が到来したとき。

（主約款等の規定の準用）

第７条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約条項の規定を準用します。

（積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第８条　この特約を積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合で、終身保険移行特則の適用により主契約が年金支払開始日に終身保険に移行するときには、第６条（特約の消滅とみなす場合）第４号の規定にかかわらず、終身保険移行部分について、この特約は継続するものとします。

別表１　手続書類

(1) 手続書類

項　　目	必　　要　　書　　類
代理手続	(1) 主約款および各特約条項に定める会社所定の請求書その他の手続に必要な書類 (2) 保険契約者が手続を自ら行なうことができない特別な事情を示す書類 (3) 保険契約者および保険契約者代理人の戸籍抄本 (4) 保険契約者の住民票 (5) 保険契約者代理人の住民票 (6) 保険契約者代理人の印鑑証明書 (7) 保険契約者が成年後見登記されていないことの証明 (8) 代理手続を行なう者が保険契約者と同居しまたは生計を一にしている者であるときは、その事実を証する書類 (9) 代理手続を行なう者が保険契約者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 ２．会社は、手続書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、手続の請求を会社が受け付けた日を手続書類が会社の本社に到着した日とみなします。	

(2) その他の手続書類

項　　目	必　　要　　書　　類
保険契約者代理人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 ２．会社は、手続書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、手続の請求を会社が受け付けた日を手続書類が会社の本社に到着した日とみなします。	

MEMO

生命保険のご契約に関する苦情・ご相談についてはお客さまサービスセンターへご連絡ください。
＜お客さまサービスセンター フリーダイヤル：0120-876-126＞

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（生命保険協会ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/）
「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

説明事項ご確認のお願い

この「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずお読みいただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

■ クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）
■ 商品のしくみ
■ 保険金をお支払いできない場合
■ 告知義務
■ ご契約の成立と保障の責任開始期
■ 解約と解約返還金

特に上記の項目については、ぜひご理解いただきたいことがらですので、ご不明な点がございましたら下記にお問い合わせください。
なお、保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

第一フロンティア生命
お客さまサービスセンター

ご契約の照会につきましては

フリーダイヤル ０１２０－８７６－１２６

【営業時間／9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）】

お客さまサービスセンターへのお電話は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から録音をさせていただいております。あらかじめご了承ください。

[募集代理店]

[引受保険会社]

第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003　東京都港区西新橋1-1-1日比谷フォートタワー
ホームページ　https://www.d-frontier-life.co.jp/

お客さまサービスセンター
フリーダイヤル　**0120-876-126**
営業時間　9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

'26年11月版

㊮B26F5117（2026.9.4）'26年10月作成 リ